

SuMi TRUST

SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

統合報告書

ディスクロージャー誌 本編

2017



The Trust Bank



シンボルマーク

シンボルマークは、“未来の開花(Future Bloom)”をテーマに、「高い専門性と総合力によって、新たな価値を創造し、お客さまや社会の未来を開かせる」という三井住友トラスト・グループのビジョンを象徴しています。

透明感のある4つの花弁は、お客さま・社会・株主・社員の各ステークホルダーに対する私たちのミッションを表すとともに、それぞれの色彩は、私たちのバリュー（行動規範）である「信義誠実」（ナチュラルグリーン）、「奉仕開拓」（ゴールドオレンジ）、「信頼創造」（ブルーグリーン）、「自助自律」（スカイブルー）を表しています。



コーポレートカラー

コーポレートカラーは、シンボルマークが表現する価値観を統合し、親しみやすさとともに未来を感じさせる「フューチャーブルー」としました。

経営理念(ミッション)

- (1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- (2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- (3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- (4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿(ビジョン)

— 「The Trust Bank」の実現を目指して —

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範(バリュー)

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 —信義誠実—

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 —奉仕開拓—

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 —信頼創造—

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 —自助自律—

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

目次

P.4

三井住友
トラスト・グループの
概要

- 4 当グループの概要
- 6 価値創造プロセス
- 8 トップメッセージ
- 14 財務ハイライト
- 15 非財務ハイライト

P.16

三井住友トラスト・グループが
目指す姿

- 16 中長期で目指す姿
- 18 財務運営・資本戦略
- 20 コーポレートガバナンス変革
- 22 社外取締役インタビュー
- 24 お客さま本位の取り組み
- 27 フィデューシャリー・デューティーにおける利益相反管理態勢の高度化
- 28 スチュワードシップ活動の高度化
- 29 持続可能な開発目標(SDGs)の取り組み

編集方針

三井住友トラスト・グループは、このたび、当グループの持続的な成長と、ステークホルダーの皆さまへの価値提供に向けた取り組みをご理解いただくために統合報告書を作成しました。当グループの「価値創造プロセス」と「中長期で目指す姿」を示した上で、専業信託銀行グループとしての「事業戦略」とそれを支える「経営基盤」についてご説明しています。編集にあたっては、IIRC(国際統合報告評議会)が発行した統合報告フレームワークを参考に、財務情報のみならず、事業戦略やESG(環境・社会・ガバナンス)などの非財務情報の充実を図っています。なお、詳細な財務情報やESG情報についてはディスクロージャー誌資料編やウェブサイトをご覧ください。

<報告対象>

期間：2016年4月から2017年3月
(一部に2017年4月以降の情報も含まれます)

範囲：三井住友トラスト・グループ
(三井住友トラスト・ホールディングス、
三井住友信託銀行およびその他の子会社・関連会社)

P.30
事業戦略

- 30 個人トータルソリューション事業
- 34 法人トータルソリューション事業
- 37 法人アセットマネジメント事業
- 38 証券代行業業
- 42 不動産事業
- 46 受託事業
- 50 マーケット事業
- 54 事業におけるサステナビリティの取り組み
- 56 FinTechへの取り組み
- 57 金融円滑化への取り組み

P.58
経営基盤

- 58 マテリアリティ・マネジメント
- 60 コーポレートガバナンス
- 64 三井住友トラスト・ホールディングスの
取締役・執行役・執行役員
- 66 リスクアベタイト・フレームワーク(RAF)
- 68 スリーライン・ディフェンス
- 69 内部監査
- 70 リスク管理
- 74 コンプライアンス(法令等遵守)
- 76 人材戦略
- 81 株主・投資家とのコミュニケーション
- 82 お客さま満足につながる取り組み
- 84 コミュニティへの価値提供

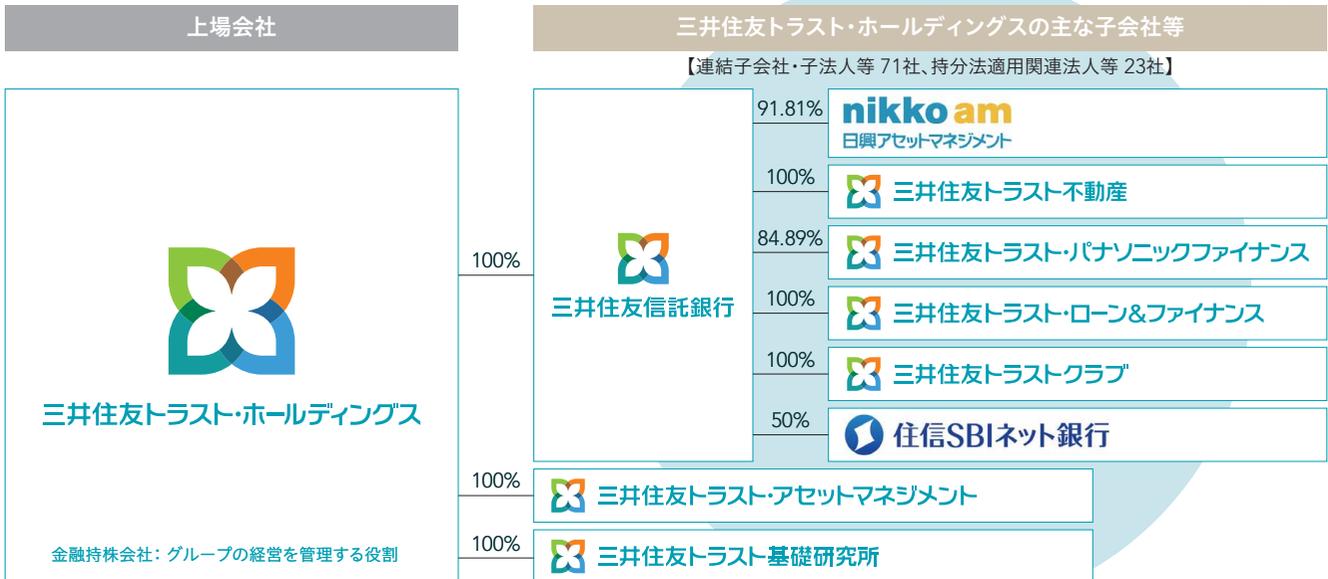
P.86
企業情報

- 86 当グループの沿革
- 88 信託とは
- 90 業績ハイライト
- 93 当社の概要
- 93 格付情報
- 93 ウェブサイト

当グループの概要

三井住友トラスト・グループは、銀行、資産運用・管理、不動産業務関連のさまざまなグループ会社を有しており、これらグループ会社が三井住友信託銀行と連携することによって、信託機能と銀行機能の融合による総合力を発揮し、お客さま起点のトータルソリューションをご提供しています。

(2017年3月末現在)

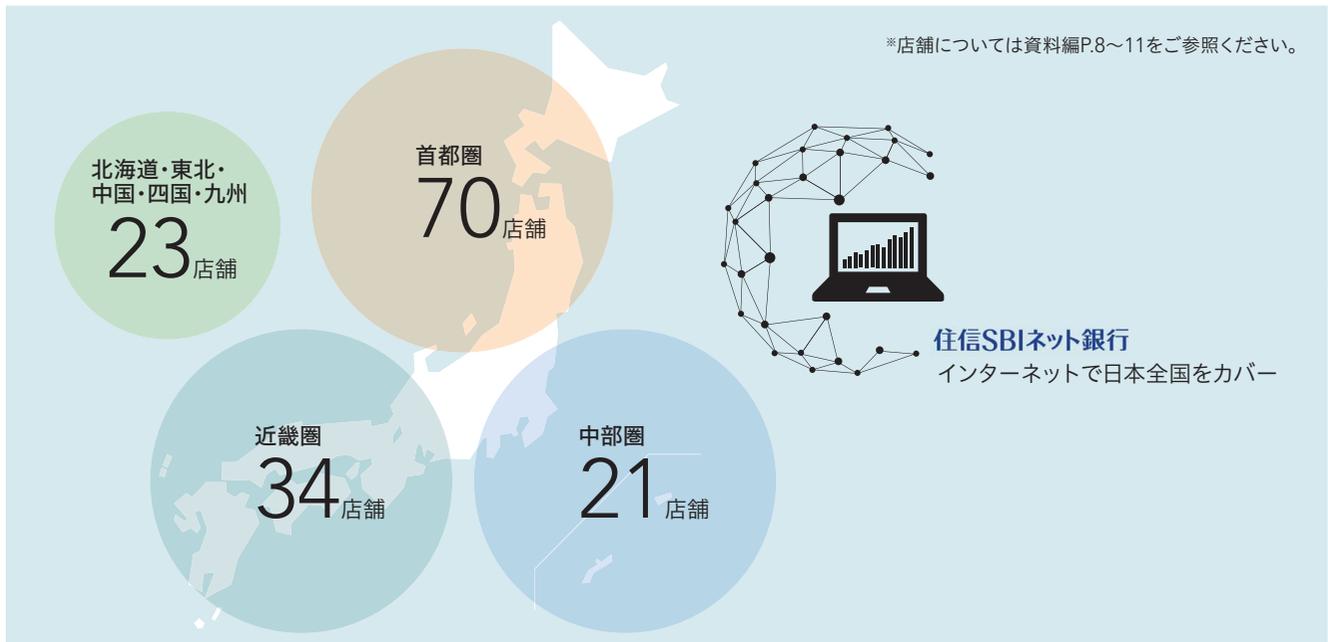


議決権の所有割合を%で記載しています。(子会社による間接所有を含む)

国内ネットワーク

三井住友信託銀行は、首都圏、近畿圏、中部圏を中心とするバランスの取れた店舗網を構築しています。また、インターネットにおいて、住信SBIネット銀行が全国をカバーしています。

(2017年3月末現在)



ステイタス

当グループは国内最大の資産運用・管理グループであり、各事業のいずれにおいても業界トップクラスを誇る信託銀行グループです。

(2017年3月末現在)

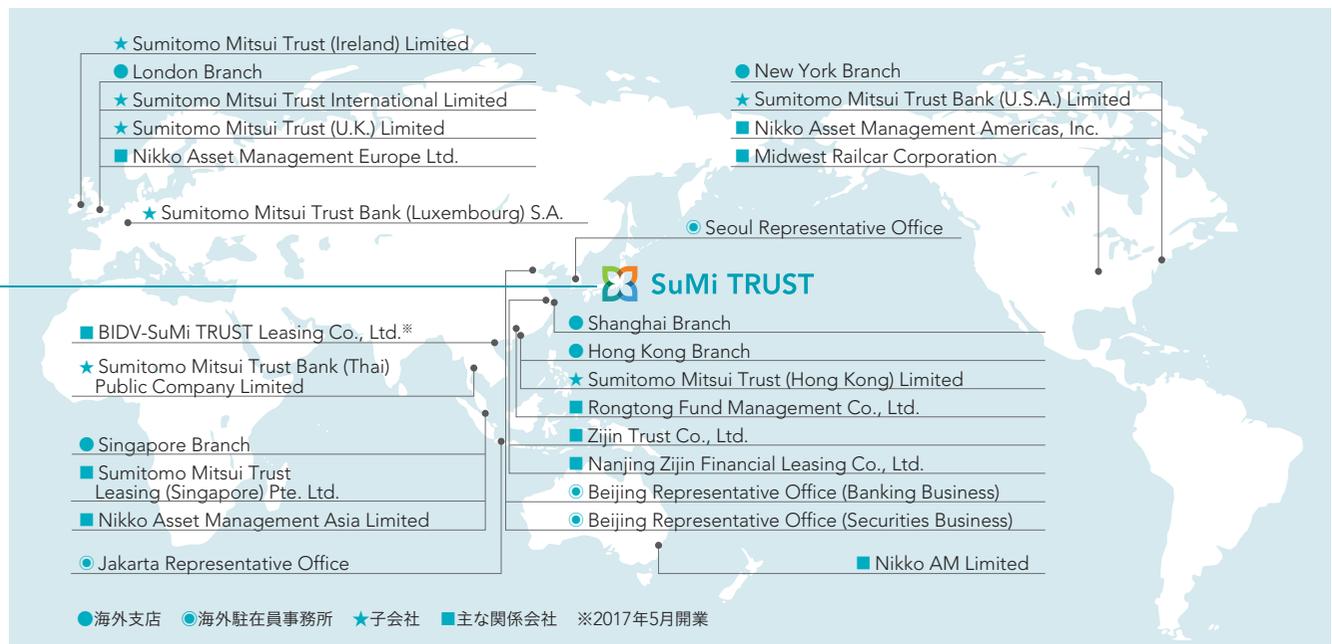
1	資産運用残高	80兆円	本邦銀行・証券グループ第1位
1	資産管理残高*	261兆円	本邦銀行グループ第1位
1	企業年金受託残高	14兆円	信託第1位
1	年金総幹事件数	1,343件	信託第1位
1	投資信託受託残高	64兆円	信託第1位
1	不動産証券化受託残高	14兆円	信託第1位
1	証券代行管理株主数	25,226千人	信託第1位
4	法人向け貸出残高	19兆円	本邦銀行第4位
4	総貸出残高	28兆円	本邦銀行第4位

当社調査による推定値を含みます
 ※三井住友トラスト・グループの合算信託財産残高

海外ネットワーク

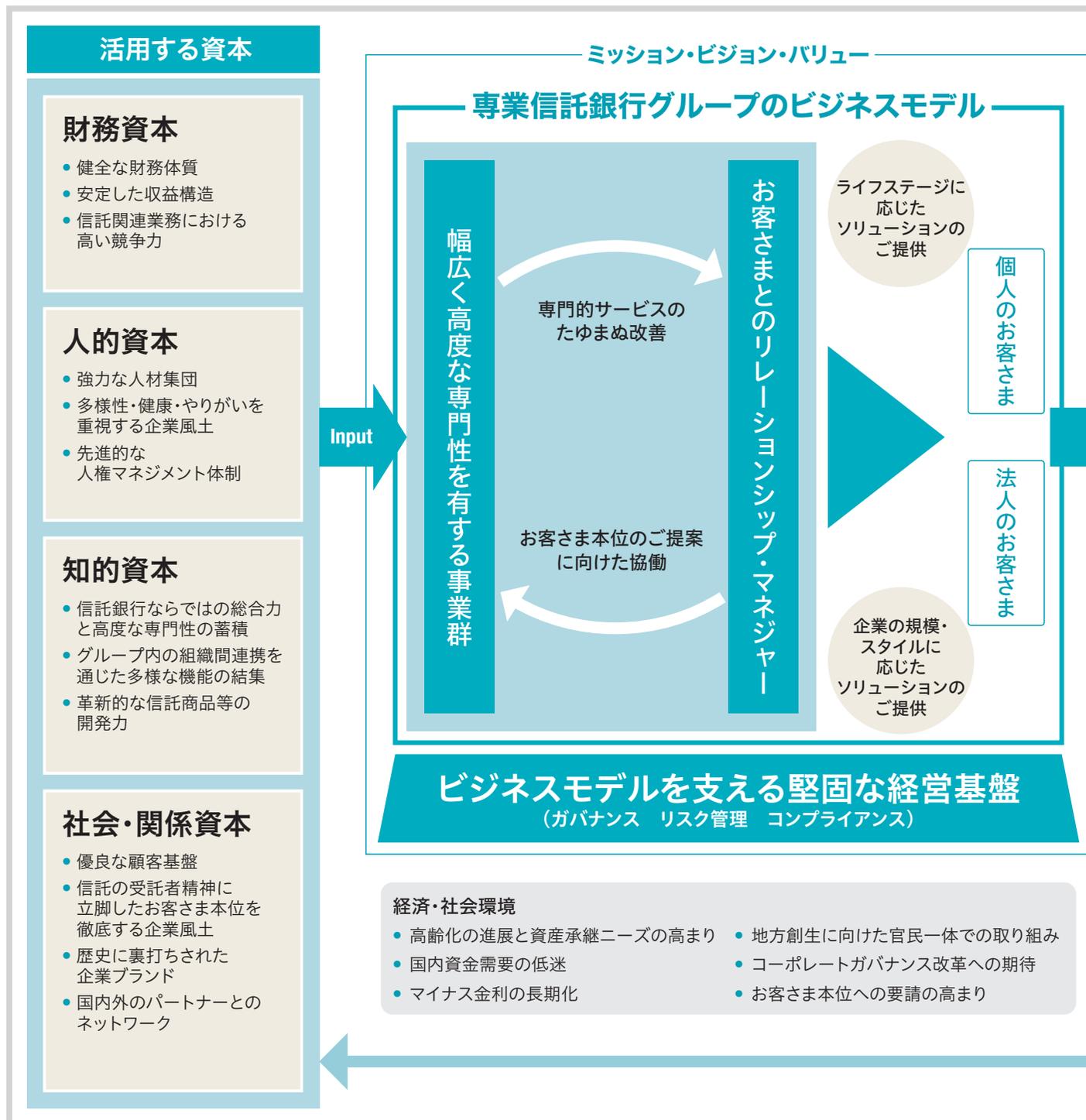
世界の主要な市場に独自の拠点を展開するとともに、現地金融機関や運用機関などとの提携・連携を通じて、グローバルなプレゼンスの拡大に努めています。

(2017年3月末現在)



価値創造プロセス

三井住友トラスト・グループは信託の受託者精神に則り、お客さまの「ベストパートナー」たる「The Trust Bank」のビジネスモデルを実践するとともに、自らの企業価値とステークホルダーの価値向上を追求し、持続的な社会の形成に貢献します。



活用する資本

財務資本

- 健全な財務体質
- 安定した収益構造
- 信託関連業務における高い競争力

人的資本

- 強力な人材集団
- 多様性・健康・やりがいを重視する企業風土
- 先進的な人権マネジメント体制

知的資本

- 信託銀行ならではの総合性と高度な専門性の蓄積
- グループ内の組織間連携を通じた多様な機能の結集
- 革新的な信託商品等の開発力

社会・関係資本

- 優良な顧客基盤
- 信託の受託者精神に立脚したお客さま本位を徹底する企業風土
- 歴史に裏打ちされた企業ブランド
- 国内外のパートナーとのネットワーク

ミッション・ビジョン・バリュー

専門信託銀行グループのビジネスモデル

幅広く高度な専門性を有する事業群

専門的サービスの
たゆまぬ改善

お客さま本位のご提案
に向けた協働

お客さまとのリレーションシップ・マネジャー

ライフステージに
応じた
ソリューションの
ご提供

個人のお客さま

法人のお客さま

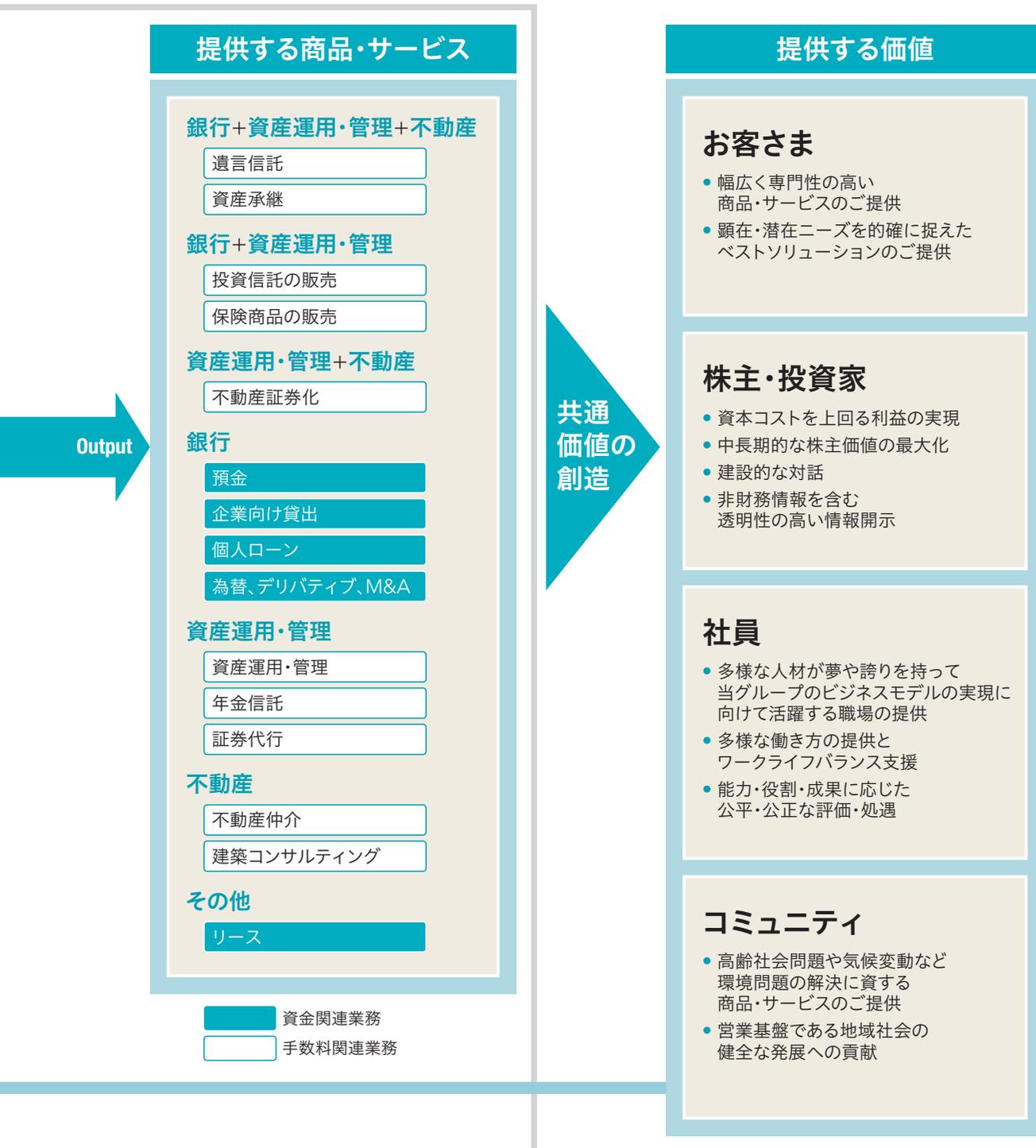
企業の規模・
スタイルに
応じた
ソリューションの
ご提供

ビジネスモデルを支える堅固な経営基盤

(ガバナンス リスク管理 コンプライアンス)

経済・社会環境

- 高齢化の進展と資産承継ニーズの高まり
- 国内資金需要の低迷
- マイナス金利の長期化
- 地方創生に向けた官民一体での取り組み
- コーポレートガバナンス改革への期待
- お客さま本位への要請の高まり



トップメッセージ



三井住友トラスト・ホールディングス
取締役執行役社長(代表執行役)

大久保 哲夫

三井住友信託銀行
取締役社長(代表取締役)

橋本 勝

皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2017年4月から、三井住友トラスト・ホールディングスの取締役執行役社長、三井住友信託銀行の取締役社長にそれぞれ就任致しました大久保、橋本でございます。

近年、社会構造や金融を取り巻く環境に大きな変化がございますが、共に力を合わせ、当グループの新たな強さを引き出し、成長をリードしてまいりますので、何卒よろしくお願い致します。

中長期的な経営戦略

当グループは、これまで、お客さまのニーズや経済環境の変化に応じて、新たな商品・サービスを開発し、収益構造の多層化や事業ポートフォリオの多様化に努めてまいりました。こうした多彩な機能・多様な事業ポートフォリオは、当グループの大きな強みではありますが、経済・金融環境の不透明感・不確実性が高まるなかにあっては、高度な利益相反管理態勢のもとで、信託・銀行機能の融合による総合力や、グループ内の多彩な信託機能等の付加価値の源泉となる専門性を一層強化し、自らの持つトータルソリューションの提供力をさらに高めていく必要があると考えています。

このような認識に基づき、環境や時代とともに変化するお客さまや社会のニーズを踏まえ、専門信託銀行グループとして景気変動や市場変化に影響されにくい、持続的かつ安定的な成長を目指し、今般、ビジネスモデルの変革を含む新たな中期経営計画～The Trust Bankへの進化「第2の創業」～を策定致しました。

「貯蓄から資産形成へ」の大きな流れの中で、お客さまの資金・有価証券・不動産等、あらゆる資産の運用・管理ニーズに対し、当グループの有する幅広い機能を生かしたサービスをご提供し、資産運用や資産管理業務における本邦No.1のリーディンググループを目指すとともに、お客さまからの資金調達ニーズにしっかりとお応えしつつ、与信ポートフォリオの中身を入れ替え、収益性と効率性を引き上げていく、これが、新中期経営計画の柱となります。

そして、新中期経営計画の遂行に際しては、コーポレートガバナンス変革およびフィデューシャリー・デューティー、利益相反管理の高度化に取り組み、実効性を伴ったお客さま本位の業務運営を推進し、お客さまの「ベストパートナー」になるとともに、監督と執行の分離を通じた経営のスピードアップを図り、当グループの持続的・安定的成長を可能とする収益基盤・顧客基盤を構築してまいります。



● ビジネスモデルの変革

当グループは、資産の形成・運用の見直し、承継ニーズの高まりといった、お客さまや社会のニーズを踏まえ、当グループの事業収益ウエイトを、「貸出起点の大企業法人取引」から「個人、法個※・プライベートバンキング」に、また、「大企業与信・市場収益」から「運用・管理の手数料ビジネス」へ持続的にシフトすることで、事業ポートフォリオの変革を図り、資金ビジネスによる安定基礎収益に加え、手数料ビジネスを伸長させ、ボラティリティの少ない持続的成長を目指してまいります。

こうした取り組みを通じ、信託の本質たる運用・管理機能の継続的強化・No.1化を進め、長期にわたりお客さまと付加価値を共創するベストパートナーの地位を幅広く築き上げ、運用資産残高と収益の持続的・安定的成長とROEの向上を目指すとともに、ローコストオペレーション化による経費率の改善を推進してまいります。

また、バランスシートの収益力向上とリスク管理強化の観点から、政策保有株式の削減とともに、低採算の外貨建与信の段階的な漸減と大口与信のリスク管理強化に取り組み、株価変動リスク、外貨流動性リスク、与信リスクを含む、ダウンサイドリスク管理を徹底し、財務効率性と収益安定性を両立してまいります。

※法人・個人の両面において高度、かつ多様なニーズを有する「オーナー企業および企業オーナー」に対し、「オーナー企業との法人取引」と、「企業オーナーとの個人取引」を展開するビジネス。

● コーポレートガバナンス変革

当社は、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、2015年6月に「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しており、取締役会における独立性のある社外取締役・社外監査役の増員や、新たに設置した取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会および監査委員会の機能をとおして、経営の透明性と適正性の確保に努めてまいりましたが、今般の定時株主総会にてご承認いただき、指名委員会等設置会社に移行しました。今後、さらなるコーポレートガバナンスの高度化に向けて、次の3点に取り組んでまいります。

1点目として、業務執行に関する意思決定を取締役会から、新たに設置した執行役に委任し、経営判断を迅速に行うことにより、柔軟かつ機動的な業務執行に努めてまいります。

2点目として、社外取締役が過半数を占める法定の委員会（指名委員会、報酬委員会、および監査委員会）を新たに設置し、その機能をとおして、取締役会における執行への監督および牽制力を強化することにより、ガバナンスの実効性を高めてまいります。

3点目として、当社が我が国の金融システムにおける重要な銀行に指定されている立場を踏まえ、新たに設置する「リスク委員会」の機能をとおして、当グループにおけるリスクガバナンス体制の構築・高度化に努めてまいります。なお、委員会メンバーには外部の専門家にも就任いただき、委員会の実効性を高めてまいります。

● フィデューシャリー・デューティーおよび利益相反管理の高度化

当グループは、フィデューシャリー・デューティーや利益相反管理において、業界の先頭を走る牽引者として、グループの業務全般にわたりその実践・徹底を図るために、2016年9月に「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」(以下、取組方針)を制定するとともに、当社および三井住友信託銀行にフィデューシャリー・デューティーの浸透・徹底を担う組織として、「フィデューシャリー・デューティー推進部」を設置しました。

また、資産運用業務における「スチュワードシップ活動」の透明性を高めるため、専門委員会や専門部署の設置等を行い、体制を強化致しました。

さらに、高度な利益相反管理態勢のもとで、專業信託銀行グループとして多彩な機能を発揮し、お客さま、株主の皆さまおよび社会からの信頼と安心を確立するため、以下の3点に取り組んでまいります。

1点目として、当社に新たに設置する「利益相反管理委員会」の機能をとおして、当グループ全体の利益相反管理やフィデューシャリー・デューティー実践の状況を監督し、業務運営全般の高度化に努めてまいります。なお、委員会メンバーには外部の専門家にも就任いただき、委員会の実効性を高めてまいります。

2点目として、2017年3月に金融庁から公表されました「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、2016年9月に制定した「取組方針」を見直すとともに、「取組方針」に基づく「お客さま本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標」を公表し、お客さま本位の業務運営の実践に取り組んでいます。

3点目として、受託事業における運用業務や、法人のお客さまに対して運用商品をご提供する法人アセットマネジメント事業において、権限や組織の見直しを行うことにより、利益相反管理態勢を高度化し、お客さまに一層安心いただける質の高い総合的なサービスのご提供に努めてまいります。



働き方改革

当グループは、信託への熱意を共有する多様な人材が、創造性にあふれる組織の力を発揮することにより、お客さまへの安心と満足のご提供や、社会への貢献を実現するという経営理念のもと、これまでも「人材育成No.1金融グループ」への取り組みや「ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)」の推進に努めてまいりました。

さらには、少子高齢化による労働人口の減少や、経済の成熟化といった社会的構造変化が進展するなか、これまで以上に社員一人一人の「多様性」「健康」「やりがい」を支える環境づくりを推し進めることが重要であると認識し、「働き方改革本部」を立ち上げるとともに、「働き方改革宣言」を制定致しました。

今後も、社員のいきいきとした働きにより、お客さまへご提供する付加価値を高め、お客さまからのご評価の声がさらに社員のやりがいを引き出すという、お客さまとともに成長する好循環の実現を目指し、「働き方改革」を推進してまいります。

マテリアリティ・マネジメント

当グループは、自らの企業価値と社会に与える影響度という二つの視点から重要課題(マテリアリティ)を特定しています。この特定したマテリアリティは近年投資家が関心を強めているESG(環境・社会・ガバナンス)課題と重なり合うものであり、これらに真に取り組んでいくことが、当グループの長期的な成長につながると考えています。

また、このような観点から、今年度もESG調査機関からフィードバックされた評価結果や責任投資原則に則った活動をはじめとしたESGの最新動向を分析の上、CSRの担当部署が「擬似ESG投資家」となってマテリアリティの高い業務の担当部署と対話する「インターナル・エンゲージメント」を行っています。

対話テーマの一つである気候変動問題については、2016年11月に発効したパリ協定後の動向を踏まえて業務上のリスクを洗い出し、当面の対応方針をまとめるとともに、取締役会の議題としても取り上げ、経営レベルで認識の共有を図っています。

最後に

お客様のニーズはますます複雑化し、信頼できる金融機関を求める声は日増しに高まっています。これは、まさに、当グループが創業以来培ってきた、受託者精神に立脚したお客様本位のサービスを改めて時代が要請していることにほかならず、当グループは、自らの社会的使命を全うする、またとない好機を迎えていると確信を深めています。

私どもは、引き続き当グループの多様な機能を駆使した「三井住友トラスト・グループならではの」高品質なトータルソリューションのご提供を通じて、お客様の「ベストパートナー」としての地位を確立すべく、役員・社員一同、全力で取り組む所存であります。

皆さまには、今後とも温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2017年7月

三井住友トラスト・ホールディングス
取締役執行役社長(代表執行役)

大久保 哲夫

三井住友信託銀行
取締役社長(代表取締役)

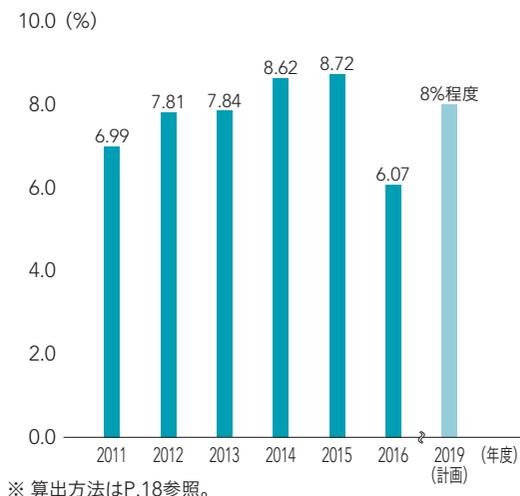
橋本 勝

財務ハイライト

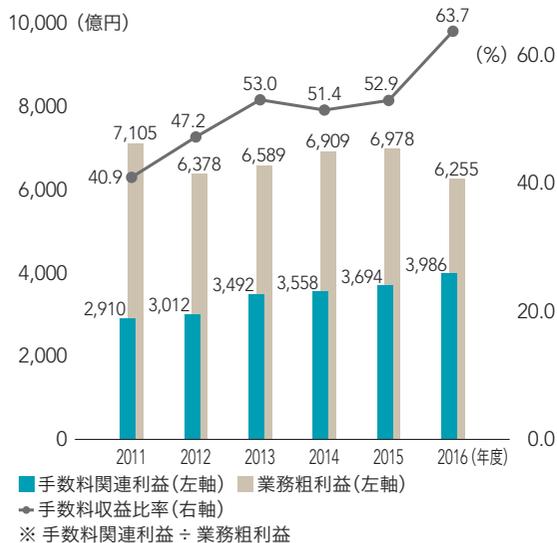
親会社株主純利益※



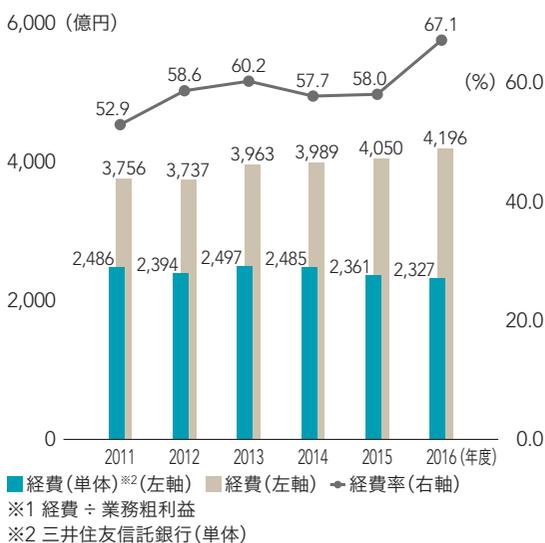
株主資本ROE※



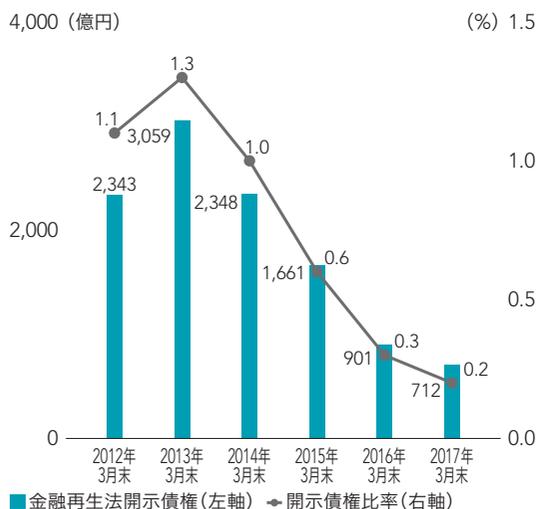
手数料収益比率※



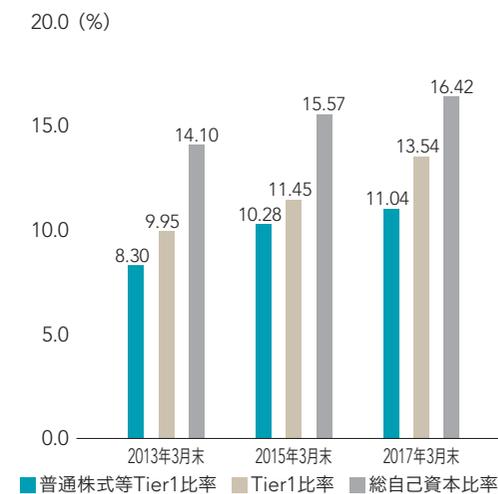
経費率※1



不良債権比率(金融再生法開示債権)(単体)

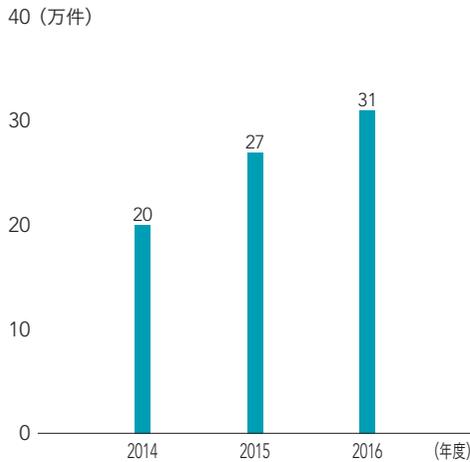


自己資本比率等



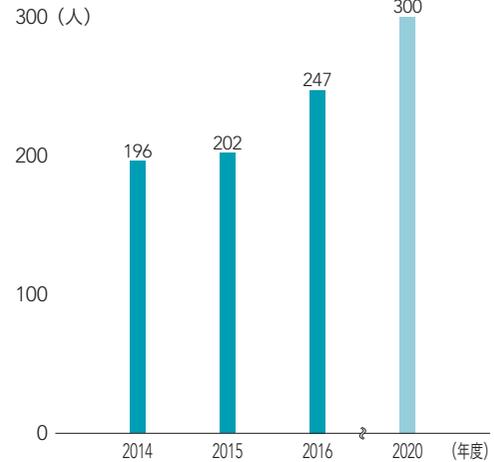
非財務ハイライト

お客様の声の収集件数*



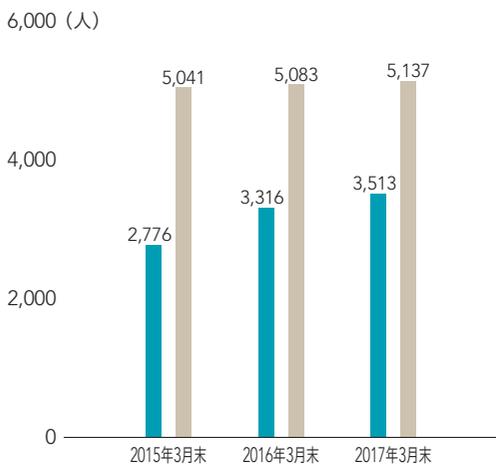
※ 三井住友信託銀行

女性の管理職*人数



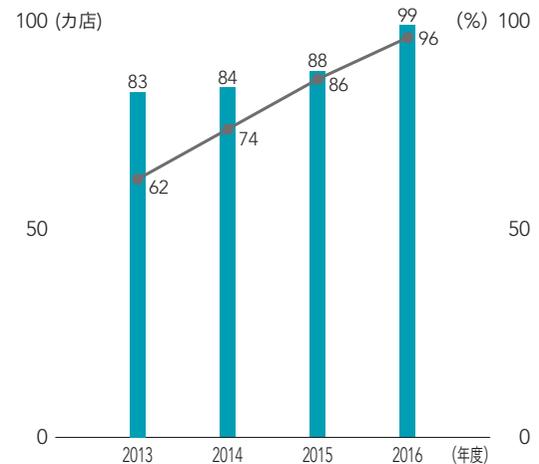
※ 三井住友信託銀行の課長級以上の女性を対象。

個人のお客様の資産形成に資する資格保有者数*



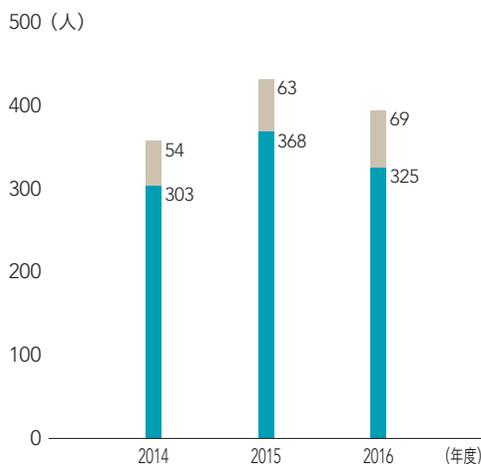
■証券アナリスト基礎講座修了者(個人のお客様業務従事者)
■FP関連資格保有者(コース社員)
※ 三井住友信託銀行

With You活動*1達成店舗



■達成店舗(左軸) ←達成割合*2(右軸)
※1 三井住友信託銀行の各支店が行う社会貢献活動のこと。P.85参照。
※2 各年度における総店舗数は、2013年が133カ店、2014年が114カ店、2015年が102カ店、2016年が103カ店。

育児休業・介護休暇の取得人数*



■育児休業取得人数 ■介護休暇取得人数
※ 三井住友信託銀行

取締役会、委員会の社外取締役等比率

	議長・委員長	社外取締役・有識者比率 (%)
取締役会	社外取締役	47
指名委員会	社外取締役	71
報酬委員会	社外取締役	67
監査委員会	社外取締役	60
リスク委員会	社外取締役	80
利益相反管理委員会	社外有識者	75

(小数点以下四捨五入)

中長期で目指す姿

- 当グループは、環境や時代とともに変化するお客さまや社会のニーズにお応えすべく、
 專業信託銀行グループとして景気変動や市場変化に影響されにくい、持続的かつ安定的な成長を目指します。
- 信託・銀行機能の融合による総合力や、グループ内の多彩な信託機能等の付加価値の源泉となる専門性を一層強化し、
 「トータルソリューション」の提供力を一層高めます。
- 足元での新しい環境変化を新たな飛躍の好機と捉え、ビジネスモデルの変革に取り組み、
 お客さまにとっての「ベストパートナー」の地位を獲得し、「The Trust Bank」への進化を目指します。

目指す姿と取り組み

- 專業信託銀行グループとしての強みに磨きをかけ成長を追求
- コスト競争力の抜本的強化
- ビジネスモデルと整合した資本政策
- ガバナンスの実効性強化とフィデューシャリー・デューティーの高度化

トータルソリューションモデル

個人のお客さま

ライフステージに応じた
ソリューションのご提供

法人のお客さま

企業の規模・スタイルに応じた
ソリューションのご提供

お客さまとのリレーションシップ・マネジャー

個人トータルソリューション

法人トータルソリューション

法人アセットマネジメント

専門的サービスの
たゆまぬ改善

お客さま本位のご提案
に向けた協働

受託

不動産

証券代行

マーケット

幅広く高度な専門性を有する事業群

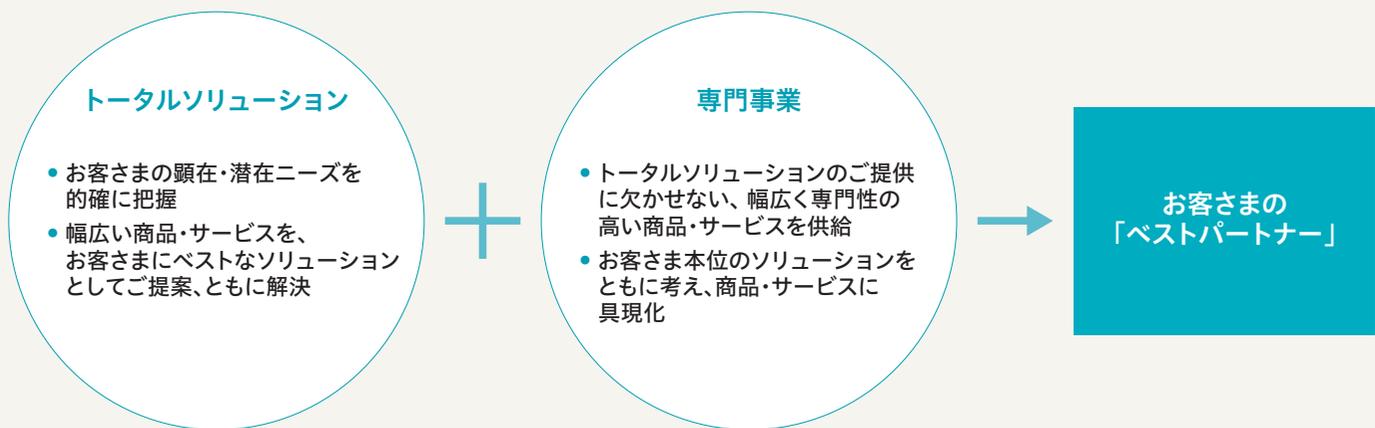
三井住友トラスト・グループ

- グループ内の多彩な信託機能等の「専門性」と、それらを融合して独自の付加価値を創造する「総合力」の強化
- 個人のお客さまのさまざまなライフステージにおけるニーズや、法人のお客さまの経営課題に対するスピーディーな「トータルソリューション」のご提供による差別化
- 資産運用・管理ビジネスのリーディング・グループとして、資産形成・資産運用から資産承継にわたるコンサルティングと商品・サービスの高度化
- 中立的なポジションを生かし、さまざまな金融機関等との提携を拡充し、より幅広い地域のお客さまへのより幅広い商品・サービスのご提供

- 資産管理分野をはじめとした提携戦略によるスケールメリット追求
- FinTechを含めたIT活用による生産性の向上
- グループ全体の効率運営の徹底

- 資産運用・管理ビジネスをはじめとしたM&Aへの資本活用強化
- 金融規制動向も踏まえた、政策保有株式を含む資金ビジネス所要資本の圧縮
- 上記のベストバランス追求による、中期的な還元強化

- 指名委員会等設置会社への移行による経営スピード向上と監督強化の実現
- 資産運用関連業務をはじめとした各業務におけるフィデューシャリー・デューティ推進と利益相反管理強化



財務運営・資本戦略

基本的な考え方

質・量ともに充実した自己資本を確保し、健全な財務基盤を強化するとともに、資本効率性の向上を追求することにより、株主利益の最大化を目指すことを基本的な考え方とします。

財務・資本関連KPI

	KPI	2016年度実績	中期的な目標水準
収益性	株主資本ROE * ¹	6.07%	8%程度（長期ターゲット10%）
健全性	普通株式等Tier1比率 （完全実施ベース）* ²	11.19%	安定的に10%程度を維持
	外部格付 （三井住友信託銀行）	Moody's:A、S&P:A1 他* ³	—
株主還元	政策保有株式	2017年3月末の政策保有株式の 普通株式等Tier1資本に対する比率:39% （同2016年3月末:42%）* ⁴	2016年度以降5年程度で、左記比率を半減させることに 目処をつける
	配当性向	40.9%* ⁶	30%程度を目処
	総還元性向* ⁵	46.7%* ⁶	中期的に、40%程度に段階的に引き上げ

*¹ $\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益}}{(\text{期首株主資本合計} + \text{期末株主資本合計}) \div 2} \times 100$

*² 2019年3月末に適用される規制に基づく試算値

*³ 格付情報はP.93ご参照

*⁴ 「政策保有株式」は連結取得原価、「普通株式等Tier1資本」は完全実施ベース、有価証券評価差額除き

*⁵ (配当総額 + 自己株式取得価額) ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益

*⁶ 2016年度については、親会社株主に帰属する当期純利益が期初予想を大幅に下回る一方、1株当たり配当金の額を期初予想と同額としたため、配当性向、総還元性向いずれも目処となる水準を大きく上回っています。

- 当グループ独自の強みを生かす注力領域では、機動的に外部成長機会を捉えるため、M&Aの活用を戦略的に検討・推進します。
- 資産運用・管理ビジネスを優先領域と位置付け、信託・財産管理業務を強化します。
- 提携を戦略的に活用することにより、当グループの資産運用・管理の商品組成力の向上、当グループ機能・商品の提供チャネル拡大、FinTechの活用、業務プロセスの合理化などを推進します。

利益成長機会の追求

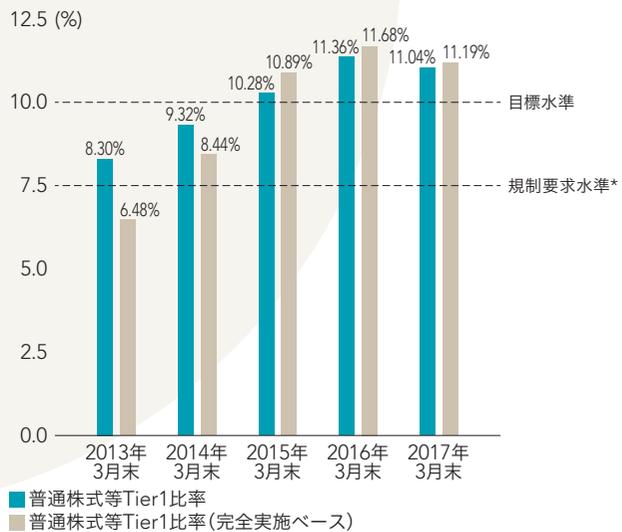
最近の主な出資案件

案件	事業内容	出資時期
三井住友トラストクラブ	クレジットカード	2015年12月
スカイオーシャン・アセットマネジメント	資産運用	2015年4月（業務開始）
JP投信	資産運用	2016年1月（業務開始）
Midwest Railcar Corporation	鉄道貨車リース	2016年6月
BIDV-SuMi TRUST Leasing Company	リース	2017年5月

自己資本の充実・
財務基盤の強化

- 利益蓄積と財務リスクの削減、リスクアセットの適切なコントロールにより、自己資本の充実と財務基盤の強化を図ります。
- 資本効率に配慮しつつ自己資本比率規制等を充足するために、その他Tier1資本およびTier2資本を中長期にわたり計画的・安定的に調達する方針です。

普通株式等Tier1比率の推移



* 2019年3月末に適用される規制要求水準(普通株式等Tier1比率の所要水準に資本保全バッファおよび国内の金融システム上重要な銀行に対する追加的な資本賦課を勘案・加算したもの)

企業価値を最大化させる
バランスのとれた資本運営

中期的な
株主還元強化

親会社株主純利益と1株当たり還元額の推移



*1 2016年10月1日付で実施した株式併合(普通株式10株につき1株の割合)が過年度に実施されたと仮定し、推移を表記。

*2 2011年度については、株式交換に伴う負のれん発生益を除いて算出。

- 業績に応じた株主利益還元策として、普通株式配当につき、連結配当性向30%程度を目処とする配当還元を維持しつつ、利益成長機会とのバランスや資本効率性改善効果を踏まえた自己株式取得等の実施により、中期的に、総還元性向を40%程度に段階的に引き上げ、還元強化を目指します。

コーポレートガバナンス変革

—指名委員会等設置会社への移行—

当グループは、我が国唯一の専門信託銀行グループとして、ビジネスモデルに即したコーポレートガバナンス体制の強化を進めています。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、2017年6月に、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しました。

1. 当グループのコーポレートガバナンス変革の歩み

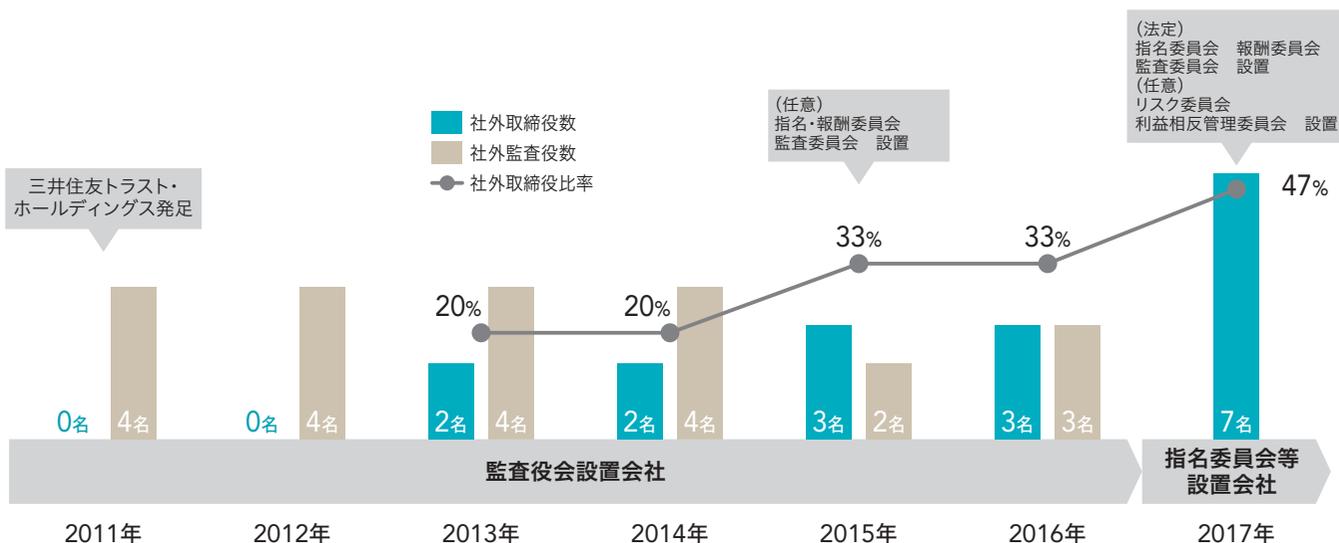
当グループは、当社と三井住友信託銀行を中心に、我が国唯一の自主独立の専門信託銀行グループとして、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合し、お客さまにとってのトータルなソリューションを迅速かつ的確にご提供することにより、独自の付加価値を発揮する事業モデルの高度化や、グループ各社の連携による収益力強化に取り組んできました。

同時に、お客さまをはじめ社会からの揺るぎない信頼を確立するためには、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営の実践が不可欠であるとの認識のもと、コーポレートガバナンスの強化に継続して努めてきました。

体制面では、2013年6月に取締役10名中社外取締役2名が

就任したのち、2015年のコーポレートガバナンス・コードの導入に伴って社外取締役の割合を原則3分の1以上とするとともに、取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会と監査委員会を任意に設置しました。

こうした取り組みの実効性を確認するとともに、今後、金融を取り巻く環境の急速な変化等に的確に対応しつつ、収益力の強化とコーポレートガバナンスの充実を一層推進していくためには、迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力の両立が重要であると判断し、さらなる体制強化の一環として2017年6月29日から「指名委員会等設置会社」へ移行しました。



2. 当社のコーポレートガバナンス変革のポイント

今般の当社のコーポレートガバナンス変革のポイントは、指名委員会等設置会社への移行による執行と監督の分離と、当グループのビジネスモデルに即した体制強化、および社外取締役による取締役会議長への就任です。

指名委員会等設置会社では、取締役会の内部機関として設置された指名委員会、報酬委員会、監査委員会の法定委員会は全て社外取締役が過半数を占めることとされており、より実効的な監督体制が構築できるとともに、取締役会が持つ業務執行の決定権限を、執行役に委任することができ、迅速な意思決定が可能となる点が大きな特徴です。これにより、当社は迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力の両立を図っていきます。

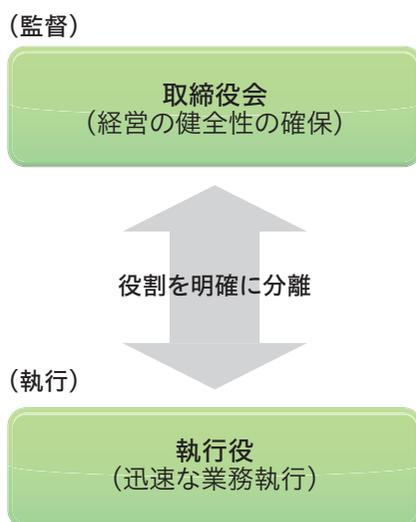
さらに、当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性、ならびに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる法定委員会に加え、取締役会の諮問機関として社外取締役が参画するリスク委員会および

利益相反管理委員会を設置しました。

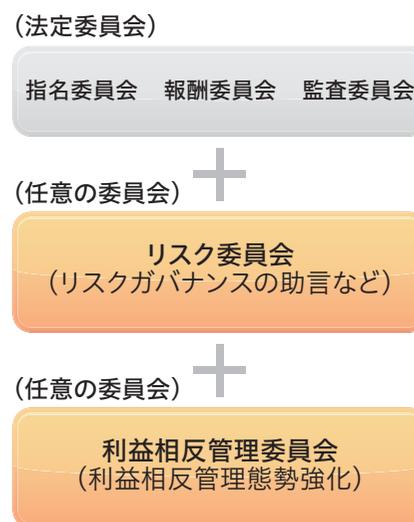
また指名委員会等設置会社では、重要な業務執行の決定を原則として執行役に委任することができる一方で、取締役会により一層監督機能の発揮を求められています。このような取締役会の役割期待を踏まえ、今般当社は取締役会の議長に社外取締役の松下功夫氏を選定致しました。併せて、当社では、取締役会議長がその職責を果たしていくことをサポートする専門組織として取締役会室を設置するとともに、非業務執行取締役の常勤監査委員を取締役会の副議長に選定し、取締役会の審議事案を中心とした各種情報の提供と、経営、監督の視点での論点の整理等についてサポートを行っています。

こうした取り組みを通じ、当社は、複雑化・多様化する顧客ニーズに応じ、信託銀行グループらしい高い専門性と総合力を駆使し、お客さま本位できめ細かいトータルソリューションをご提供していくとともに、こうしたビジネスモデルに即したコーポレートガバナンス体制の強化を進めていきます。

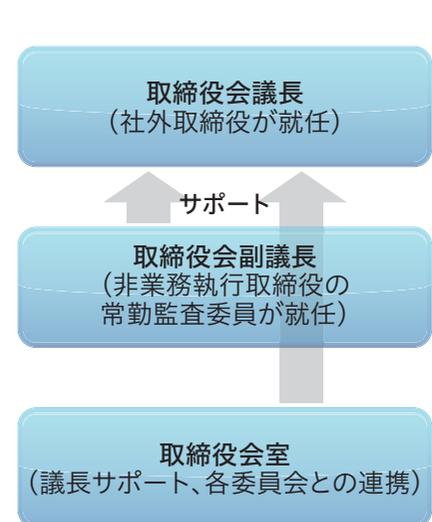
ポイント1: 執行と監督の分離



ポイント2: 当グループのビジネスモデルに 即した体制強化



ポイント3: 社外取締役による取締役会議長就任





社外取締役インタビュー

社外取締役
松下 功夫

- 1970年 4月 日本鉱業株式会社
(現JXTGエネルギー株式会社)入社
- 2002年 9月 新日鉱ホールディングス株式会社
(現JXTGホールディングス株式会社)
取締役 財務グループ財務担当
- 2004年 6月 株式会社ジャパンエナジー
(現JXTGエネルギー株式会社)
取締役 常務執行役員
- 2006年 6月 同社代表取締役社長
- 2012年 6月 JXホールディングス株式会社
(現JXTGホールディングス株式会社)
代表取締役社長 社長執行役員
- 2016年 6月 国際石油開発帝石株式会社取締役(現職)
- 2016年 6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス
取締役(現職)
- 2017年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役就任

当社は、収益力の強化とコーポレートガバナンスの充実を推進するために、取締役会の監督機能の強化に取り組んでいます。その一環として、2017年6月から、社外取締役としてJXホールディングス株式会社(現JXTGホールディングス株式会社)の元代表取締役社長の松下 功夫氏を招聘し、取締役会の議長に就任していただきました。ここでは、松下氏に社外取締役就任を承諾した思い、当社のコーポレートガバナンス向上に向けた取り組みへの印象、取締役会議長としての考えについてお話を伺いました。

Question

三井住友トラスト・ホールディングスの社外取締役就任を承諾された思いをお聞かせください。

私はこれまで長年にわたり、エネルギー、資源、素材事業に携わり、株式会社ジャパンエナジー(現JXTGエネルギー株式会社)や、経営統合後のJXホールディングス株式会社(現JXTGホールディングス株式会社)の経営にあたってきました。

日本は資源の輸入依存度が高く、こうした事業の業績は、資源価格や外国為替などの外部環境に大きく左右されます。私の在職期間中も、厳しい環境変化に直面し、経営統合や既存事業の変革への挑戦の連続でした。

近年、銀行業界も、マイナス金利や外貨調達コストの高騰等、非常に難しい経営環境にありますが、三井住友トラスト・グループは「第2の創業」として新しい中期経営計画を公表し、「ビジネスモデル変革」「コーポレートガバナンス変革」「フィデューシャリー・デューティーの高度化」に取り組むなど、新たなチャレンジに乗り出しています。

三井住友トラスト・グループについては、JXTGグループと業界は異なるものの、経営統合を経て持株会社制により事業展開をしている点や、厳しい経営環境のもとで事業構造の変革に取り組んでいる点など共通性を感じます。また、メガバンクとは異なる専門信託銀行グループとして、日本の経済・社会に独自の貢献ができるのではないかと期待しており、私がこれまで培ってきた経験や知見を生かして、企業価値の向上に寄与していきたいと考えています。

Question

三井住友トラスト・ホールディングスのコーポレートガバナンス向上に向けた取り組みに対して、どのような印象をお持ちですか。

もともと金融機関は国民経済に果たす役割が大きく公共性が高い業種ですが、三井住友トラスト・ホールディングスは、「国内のシステム上重要な銀行」(D-SIBs: Domestic Systemically Important Banks)に指定されており、一般の金融機関以上に、健全な経営とそれを支えるコーポレートガバナンスの充実が求められています。

こうした期待を踏まえて、三井住友トラスト・ホールディングスは、社外役員の増員、任意の「指名・報酬委員会」「監査委員会」の設置に順次取り組み、それらが経営の透明性を確保し、取締役会の監督機能の強化に効果があることを確認した上で、今般、「監査役会設置会社」から「指名委員会等設置会社」に移行するなど、コーポレートガバナンス向上の歩みを着実に進めていると思います。

また、移行後の新体制では、指名・報酬・監査の法定3委員会に加え、取締役会の諮問機関として、「リスク委員会」と「利益相反管理委員会」を任意に設置するなど、当グループの特性を踏まえた独自の工夫が感じられます。

今後は、三井住友トラスト・ホールディングスが、今まで以上にグループの経営方針の策定と業務執行の監督に軸足を移し、取締役会において企業価値向上に向けた質の高い議論を行っていくことが、コーポレートガバナンスをさらに充実させていくために重要と考えています。

Question

取締役会議長として、どのようなことに気をつけて運営されたいとお考えでしょうか。

取締役会の最も重要な役割は、自社をめぐる経営環境や経営課題を的確に認識し、それらを踏まえた経営の基本方針や戦略の方向性を定め、経営全般を監督することにより企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促していくことであると考えています。特に金融機関をめぐる経営環境はグローバルなレベルで大きく動いており、この環境変化に対して果敢かつ周到に経営の舵を切っていくためには、「攻め」と「守り」の両面におけるコーポレートガバナンスの高度化を図り、ステークホルダーへの説明責任を果たすことが重要です。

取締役会がこうした役割を果たしていくには、経営陣から独立した立場で、客観的な判断を適切に下すことができなければなりません。三井住友トラスト・ホールディングスが指名委員会等設置会社に移行し、社外取締役である私を議長に選定したのは、まさに、こうした観点からコーポレートガバナンスの高度化を強力に推進しようとする決意の表れであると感じています。

これを受けて、取締役会議長としては、予定調和的な運営ではなく、批判的な議論を促し、反対意見も含めて審議を尽くす意思決定プロセスを確立していきたいと考えています。また、そうした健全な意思決定を行うために、必要かつ十分な情報を的確に提供し、社外取締役の知見やノウハウを最大限に活用していきたいと思います。まずは、金融業界経験のない全くの外部の目線を、しっかりと手加減なく投げ掛けていくことが、私に期待された第一の役割であると考えています。

お客さま本位の取り組み

1. お客さまに対する価値提供について

当グループは、個人・法人のお客さまの顕在・潜在ニーズを的確に把握し、幅広く専門性の高い商品・サービスを最適な解決手段としてご提案するトータルソリューションのご提供を目指しています。変化の激しい時代の中で、個人・法人を問わず、お客さまの資産の形成・運用や見直し、承継のニーズはますます複雑化しており、信頼できる金融機関を求めるニーズ

は一層高まっています。当グループは、本邦唯一の自主独立の専門信託銀行として、高度な利益相反管理態勢のもと、信託・銀行機能の融合による総合力やグループ内の多彩な信託機能を生かし、お客さまに最大の価値をご提供する「ベストパートナー」でありたいと考えています。

2. フィデューシャリー・デューティーの実践

当グループが目指す「お客さまの『ベストパートナー』」の基礎は、お客さま本位の精神です。元来、信託の受託者精神をDNAに持つ当グループは「お客さま本位の徹底」に努めてきましたが、2016年9月、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」（以下、取組方針）を制定・公表し、さらなる取り組みの強化を行っています。

フィデューシャリー・デューティーの実践には、お客さまから信頼される「高度な専門性」、お客さま一人一人のニーズに沿った最適な選択肢をご提示する「コンサルティングの実践」、

そして「利益相反管理の徹底」が重要であると考えています。当グループでは、経営レベルから実務レベルまでの充実した組織体制を整備し、不断に取り組みの高度化を図ります（利益相反管理態勢の高度化については、P.27参照）。また、2017年6月の取組方針の改定とあわせ、お客さま本位の徹底を通じ、お客さまの「ベストパートナー」を目指す取組状況を分かりやすく確認できる「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組みに関する成果指標（KPI）」を公表しています。

グループの推進・監督体制図

	組織	取り組み		
三井住友トラスト・ホールディングス	取締役会	利益相反管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> グループ全体の利益相反管理、FD推進の状況を監督 	
	三井住友信託銀行	経営会議	利益相反管理高度化委員会	<ul style="list-style-type: none"> 重要な個別事案の検討 関係部署に対する改善指導
		担当部署	FD*推進部	<ul style="list-style-type: none"> FDの浸透・徹底を推進
			コンプライアンス統括部	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反管理の高度化
グループ各社	各社横断	FD協議会	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者と協議、各社での取り組みに反映 	

※ FD:フィデューシャリー・デューティー

3. グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの推進体制

当グループでは、当社および子会社等における取組方針に基づくお客さま本位の取り組みの推進を経営上の重要事項の一つとし、2016年10月に新設した「フィデューシャリー・デューティー推進部」を中心に、当社および子会社等のフィデューシャリー・デューティーの実践・徹底を推進する体制を整備しています。

フィデューシャリー・デューティー推進部

当社および子会社等へのフィデューシャリー・デューティーの浸透・徹底を図るため、子会社等に対する助言・指導・研修等を行うとともに、利益相反管理の高度化に係る企画、立案などを通じた推進、情報収集を行います。子会社等における取組方針を踏まえた具体的な取り組みの状況について定期的に把握・取りまとめをし、取締役会に報告します。

子会社等

取組方針の適用範囲となる子会社等は、各社でその業務内容に応じた取り組みを検討・実施します。

子会社等のうち、フィデューシャリー・デューティーの中心となる資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行う三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日本トラスティ・サービス信託銀行は、フィデューシャリー・デューティーに係る「具体的取り組み」

(以下、行動計画)を制定・公表するとともに、その進捗状況について各社の取締役会に定期的に報告、必要に応じて行動計画を見直します。

フィデューシャリー・デューティー協議会

資産運用、商品開発、販売や資産管理の事業を行う子会社等における取り組みのさらなる高度化を図るために、当社および三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日本トラスティ・サービス信託銀行による「フィデューシャリー・デューティー協議会」(以下、協議会)を設置しています。

協議会はフィデューシャリー・デューティー推進部を事務局とし、各社の推進担当部を所管する役員や推進担当部長などから構成されており、主に以下の事項について各社が報告を行うとともに、好事例等の共有、グループ各社への浸透等について協議を行います。

- フィデューシャリー・デューティー取組方針の遵守状況
- 取り組みにおける好事例
- 専門性向上に係る取り組み
- スチュワードシップ活動の高度化施策、事例など
- リスク管理等の高度化施策、事例など
- 各社商品組成、販売に関する適切な連携

フィデューシャリー・デューティー高度化の流れ

2016年	9月	「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を制定
	10月	フィデューシャリー・デューティー推進部を設置(三井住友信託銀行にも設置) フィデューシャリー・デューティー協議会を設置
2017年	1月	三井住友信託銀行において「運用業務に関する利益相反管理態勢の高度化方針」を制定
	4月	利益相反管理高度化委員会を設置(執行サイドならびに三井住友信託銀行)
	5月	利益相反管理方針を改定
	6月	「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」の改定 「お客さまの『ベストパートナー』を目指すための取組みに関する成果指標(KPI)」の公表
	7月	取締役会の諮問機関として利益相反管理委員会を設置

フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針における「行動原則」

(1) お客さま本位のコンサルティングの実践

お客さまの真の利益に適う商品・サービスを提供するために、質の高いコンサルティングを通じ、ライフサイクルに応じ変化する資産・負債状況やそれに沿ったニーズをそれぞれのお客さまと共有させていただきよう努めてまいります。

(2) 分かりやすい情報提供

お客さまの投資判断に役立つよう、商品やサービスの複雑さやご提供する情報の重要性を踏まえ、商品の特性、リスク、手数料などについて分かりやすく説明を行い、お客さまのご理解に合わせた丁寧な対応に努めてまいります。

(3) お客さまの多様なニーズに応える商品・サービスの開発・提供

お客さまの多様なニーズにお応えするため、お客さまのさまざまな声や意見を踏まえて、幅広い資産運用会社や保険会社などとの連携や商品・サービスの共同開発などを通じ、お客さまのニーズに合致した質の高い商品・サービスを、幅広く取り揃えてまいります。

(4) お客さま本位の徹底と専門性の向上

① お客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着
グループ各社における研修やディスカッションなどを通じて、本取組方針に基づく判断・行動の浸透・徹底を図るとともに、お客さま本位の行動の実践や浸透に資する取組みを評価する業績評価・目標体系を構築していくことで、フィデューシャリー・デューティーを実践、徹底し、役職員の一人一人がお客さまの「ベストパートナー」を目指す企業文化・風土の定着を進めてまいります。

② お客さま本位のコンサルティングなどを支える専門性の向上
役職員の研修や専門資格の取得への支援などを通じて、市場環境、商品・サービスに関する知識や専門能力を高めてまいります。

(5) 信託銀行グループの多様な機能を生かした金融サービスの提供

信託銀行グループとして、利益相反管理を徹底しつつ、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業などの多様かつ柔軟な機能を十分に発揮して、個人・法人を問わず、お客さまにとっての最適かつトータルなソリューションを迅速かつ的確に提供してまいります。

(6) お客さまの安心と満足、経済・社会への貢献

① 経済や社会の変化に対応した新しい商品・サービスの提供
お客さまにご安心いただき、かつ満足いただける商品・サービスを提供するとともに、信託の機能などを活用し、経済や社会構造の変化に対応した新しい商品・サービスを生み出すことで、経済・社会に貢献してまいります。

② 金融経済教育、投資教育への積極的な取組み

お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、確定拠出年金業務などで培った投資教育などに関するノウハウを活用し、日々のコンサルティングやセミナーなどを通じ、ライフプランニングを含めた金融経済教育やリテラシー向上につながる活動に取り組んでまいります。

4. トータルソリューションを支える商品開発力

当グループでは、信託銀行ならではの多彩な金融機能と信託機能の柔軟性、専門性を発揮し、トータルソリューションのご提供に欠かせないユニークで洗練された商品・サービスを幅広くそろえるため、各事業やグループ会社がそれぞれの強みやノウハウを生かすことにとどまらず、それらの専門性を結合した横断的取り組みの推進に注力しており、各事業・グループ会社の領域にカテゴライズされにくいテーマ等に対して、中期的・継続的に研究活動を行う商品開発体制を構築しています。

具体的には、三井住友信託銀行では、商品開発組織として、各事業の商品開発部署、信託開発部、商品開発オフサイト・ミーティングを設置しています。各事業の商品開発部署は、業務の中で収集したお客さまのニーズを分析し、既存商品の見直しや新商品の設計など、主に即効性のある商品の改良、開発を行っています。また、主として信託商品開発の専担組織として設置している信託開発部は、商品開発の推進エンジンの

役割を担い、各事業に対する開発支援を行うとともに、事業横断的な中長期の開発案件の企画・開発・推進を行っています。さらに、商品開発オフサイト・ミーティングは、役員級および部長級の協議体として設置しており、現場レベルにとどまらず、より中長期的な視点から経営戦略に沿った商品開発に関する意見交換を定期的に行っています。

また、当グループでは、商品開発力を支える柔軟な思考力を持つ人材の育成に力を入れています。三井住友信託銀行では、新入社員研修において商品開発を体験するカリキュラムを組み入れているほか、経験の浅い商品開発担当者向けの商品開発人材育成セミナーを半期ごとに開催し、商品開発のブレイクスルーポイントの理解・解決方法の会得を目的として、あらかじめ設定したお客さまの想定ニーズを題材に、そのニーズを実現する新商品についてグループ形式で徹底的に議論しています。

フィデューシャリー・デューティーにおける利益相反管理態勢の高度化

当グループ全体における利益相反管理態勢の高度化について

当グループは、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な業務運営を行うとともに、高度な専門性と総合力を駆使して、幅広い金融サービスをお客さまにご提供しています。

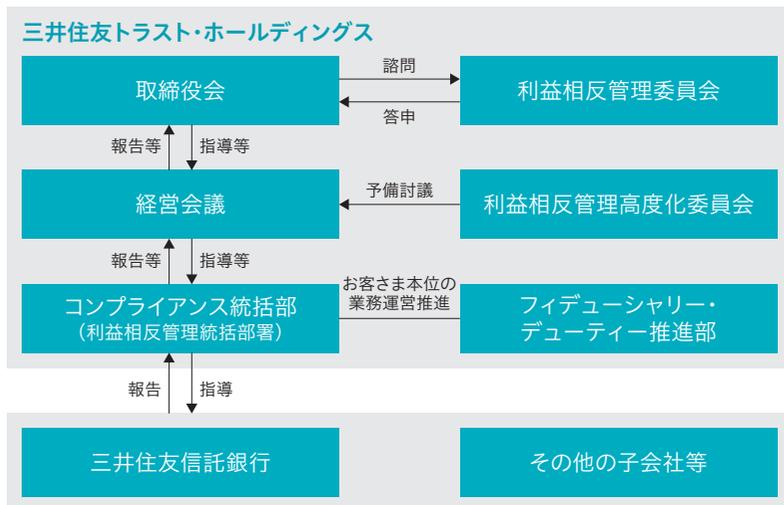
多様な商品・サービスのご提供に伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう、従来より利益相反管理方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、業務を遂行しています。今般、グループ全体での監督体制の整備、三井住友信託銀行の主要な部門・事業における権限分離等の導入、実効性の高い管理体制の整備など、当グループの利益相反管理態勢の高度化とその定着を進めるため、利益相反管理方針を改定し、ベストプラクティスとしての態勢のもと、これまで以上に、安心、信頼いただけるお客さまの「ベストパートナー」の信託銀行グループとして、付加価値の高い「トータルソリューション」をお客さまにご提供していきます。

三井住友トラスト・グループの利益相反管理態勢の高度化の概要

- (1) グループ全体での監督体制の整備
(利益相反管理委員会の新設等)
 - ① 「利益相反管理委員会」(持株会社取締役会の諮問機関)を新設(2017年7月)
 - ② 執行側においても「利益相反管理高度化委員会」を新設(2017年4月)
- (2) 三井住友信託銀行の主要な部門・事業における権限分離等の導入
 - ① 「スチュワードシップ活動諮問委員会」(P.28参照)を活用した運用事業に係る利益相反管理態勢の強化
 - ② 事業の特性を踏まえ、事業法人等のお客さまとの銀行取引を中心とする「法人トータルソリューション事業」と、機関投資家等のお客さまへの信託等の運用商品・サービスのご提供を中心とする「法人アセットマネジメント事業」との権限等の分離
- (3) 三井住友信託銀行の実効性の高い管理体制
 - ① 新商品・新サービスの導入に際しての商品審査プロセスの強化
 - ② 「利益相反管理責任者」の配置

利益相反管理の実効性の向上の観点から、全社レベルの利益相反管理統括責任者に加え、事業部門の統括部署等に「利益相反管理責任者」を配置し、より個別商品・取引に即した管理を図っていきます。

利益相反管理体制^{※1}



利益相反管理委員会委員

委員長	神田 秀樹 ^{※2} 学習院大学大学院 法務研究科教授 東京大学名誉教授 ※2 三井住友信託銀行 社外取締役
委員	鈴木 武 三井住友トラスト・ ホールディングス 社外取締役
委員	細川 昭子 ペーカー&マッケンジー 法律事務所弁護士
委員	西田 豊 三井住友トラスト・ ホールディングス 執行役専務

※1 各経営機構および主要部署の役割・責任はP.24参照。

スチュワードシップ活動の高度化

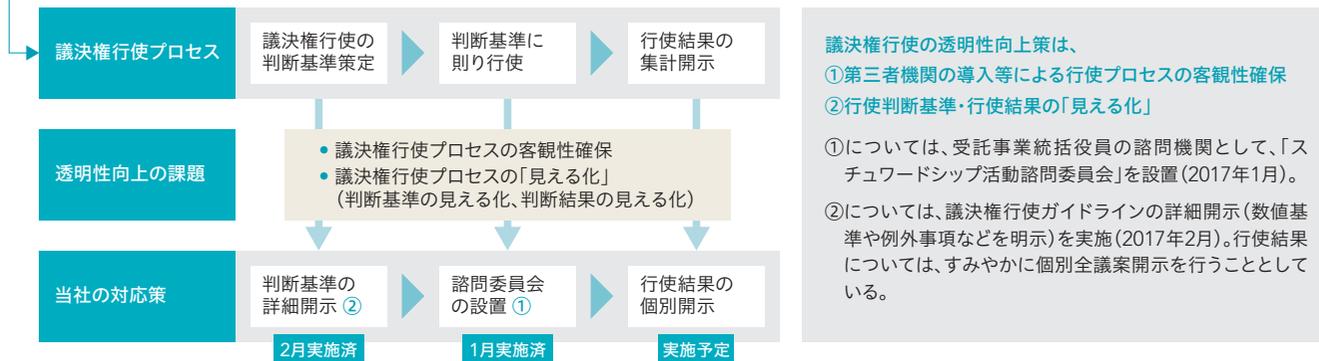
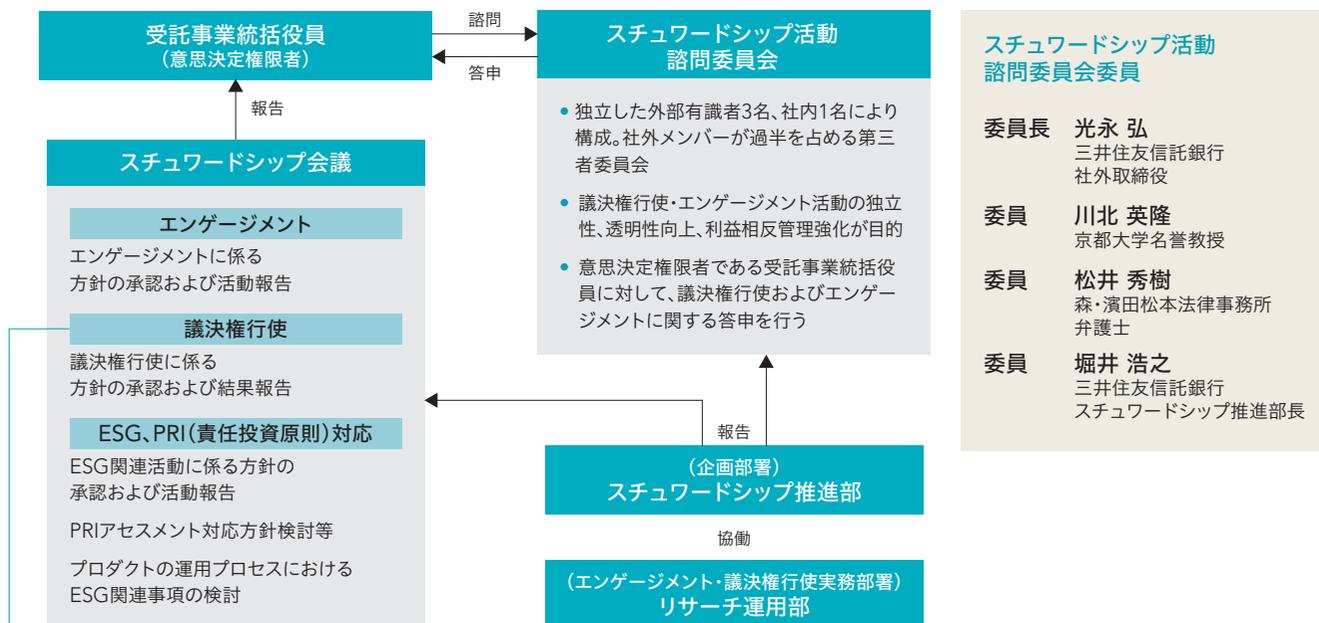
スチュワードシップ活動における利益相反管理態勢の高度化について

三井住友信託銀行は、スチュワードシップ活動に関して、外部有識者が過半を占める「スチュワードシップ活動諮問委員会」(以下、諮問委員会)を設置しています。諮問委員会は、スチュワードシップ・コードに基づく各種活動に関する答申を行う機関であり、議決権行使ガイドラインの制定や改廃、同ガイドラインに規定のない議案の賛否判断、個別議案における同ガイドライン解釈の適切性、利益相反が起こり得る議案の行使判断プロセスの検証・改善等に関する答申を行います。三井住友信託銀行のほかの事業の執行権限から

独立している受託事業統括役員は、諮問委員会の答申を最大限尊重して諸事項の決定を行い、答申を受けた場合は、速やかに必要な是正・改善措置を講じます。

議決権行使に関しては、ガイドラインの数値基準等を詳細に公表することで行使判断の可視性を高めると同時に、個別の投資先企業、個別の議案ごとの賛否を公表することで、行使結果の可視性も高めます。このような諮問委員会によるプロセスの客観性確保と行使判断・行使結果の可視性向上により、議決権行使の透明性を高めています。

スチュワードシップ活動の推進体制



持続可能な開発目標 (SDGs) の取り組み

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



2030年に向けて全世界が取り組むべき地球規模の優先課題を17の目標と169のターゲットにまとめたSDGs(持続可能な開発目標)は、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」で採択されました。当グループは2003年に国連グローバル・コンパクトに署名し、サステナビリティに関わるさまざまな取り組みを行っており、SDGsが掲げる課題の解決という視点も踏まえステークホルダーへの価値提供に一層努めていきます。

コミュニティへの価値提供 (P.84～85参照)

当グループは、良き企業市民として、拠って立つ環境・社会基盤を堅固にすることへの貢献が重要と考えており、各地の営業拠点を中心に地域に根差した社会貢献や環境活動を積極的に推進しています。また、国内外のさまざまなパートナーシップに参画し、金融業界の一員としてステークホルダーの価値の最大化に積極的な役割を担っています。

関連するSDGsの目標例



事業におけるサステナビリティの取り組み (P.54～55参照)

金融機関は、持続可能な社会を創造する上で重要な役割を果たしており、SDGsに関わるテーマへの事業を通じた関与が求められています。お客さまの「ベストパートナー」を標榜する当グループは、信託銀行ならではの機能を活用し、お客さま自身が抱える環境および社会的課題の解決を支援するサステナビリティ事業に積極的に取り組むことでSDGsへの関わりを深めています。



人材戦略、人権に関する取り組み (P.76～80参照)

当グループにおける人材戦略や人権に関する取り組みは、SDGsとも関わりがあります。当グループは、グローバルな議論を踏まえた広い視野に立ち、これらの取り組みを推進しています。



個人トータルソリューション事業

個人トータルソリューション事業では、個人のお客さまのライフステージに寄り添い、
 専業信託銀行として長きにわたって培った高度な専門性と質の高い
 コンサルティングを通じて「ベストパートナー」として最適なソリューションをご提供します。



三井住友トラスト・ホールディングス
 執行役員
 三井住友信託銀行
 個人トータルソリューション事業統括
 斉藤 毅

事業概要

個人トータルソリューション事業では、個人のお客さまの資産運用や相続承継、
 不動産など財産管理、住宅ローンをはじめとするローン、積み立てによる資産
 形成のサポートや万が一のときの備えとしての保険商品など、幅広いご要望に
 対して、総合的なサービスをご提供しています。

資産運用

投資信託、投資一任運用商品、個人年金保険、終身保険
 のほか、退職金の運用に適したプランなど、幅広い資産運用
 ニーズにお応えするための商品ラインアップを用意し、質の高
 いコンサルティングサービスをご提供しています。

相続承継

生前贈与や相続といった次世代への資産の円滑な移転ニ
 ーズに対して、豊富な商品と幅広いノウハウをご提供しています。

ローン

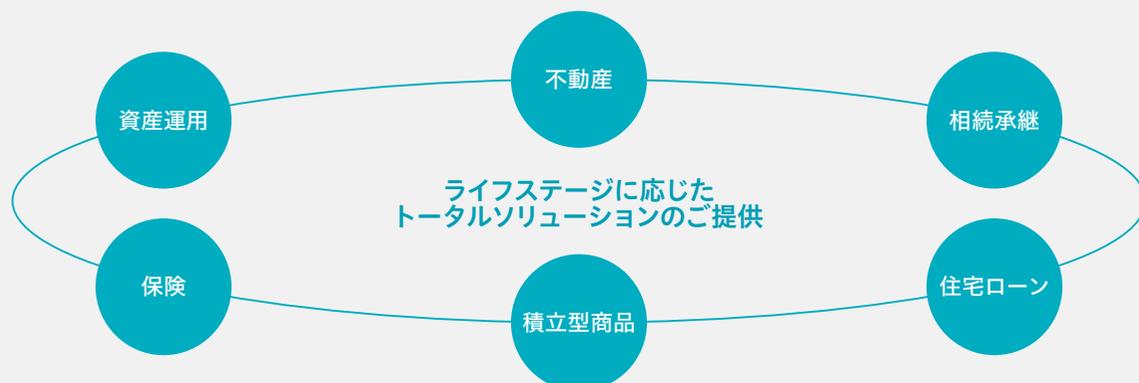
住宅ローンをはじめ、ライフステージによって異なるニーズに
 対して、信託銀行ならではの特色ある商品でお応えしています。

積立型商品、保険商品

財産形成信託や、NISA(少額投資非課税制度)といった税制等
 のメリットのある積立型商品や、お客さまのライフステージに応
 じた安心をご提供する平準払保障保険などのご提供を通じて、
 資産形成や万が一に備えるニーズをしっかりとサポートします。

不動産

不動産の売却、購入、住み替え、有効活用をはじめ、不動産に
 関わる多様化するニーズに幅広いネットワークでお応えします。



業績サマリー

投信・保険の販売減少を主因に単体は減益

投資信託・保険の販売減少を主因に、単体^{※1}は前年度比55億円減益の157億円。連結^{※2}では、三井住友トラストクラブの連結子会社化により、同53億円増益の336億円となりました。

※1 三井住友信託銀行(単体)

※2 三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

実質業務純益の推移

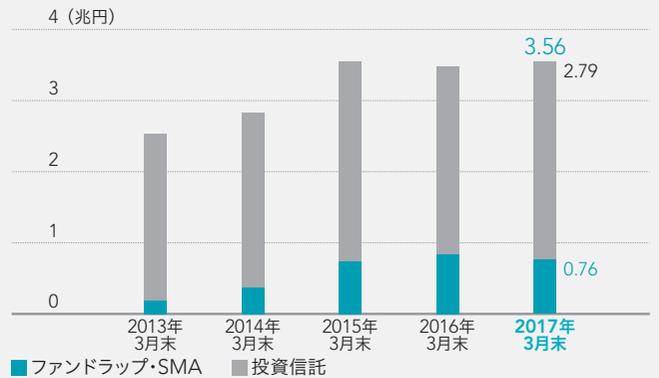


業績ハイライト

投資信託・投資一任残高

お客さまの資産形成をサポートする積立投資、投資一任運用商品の販売などを通じて、資産運用コンサルティングを展開し、前年度比で増加しました。

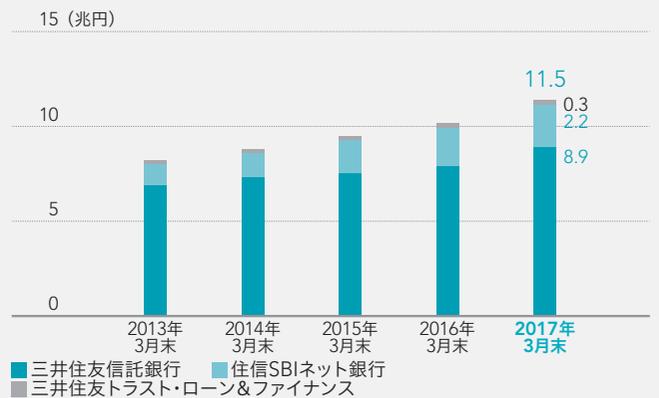
投資信託・投資一任残高



個人ローン残高

金利低下環境下で高まった住宅の新築・購入、借り換えのニーズに対して、お客さまのニーズに合った多様なチャネル(店頭、ネットなど)でお応えすることで、貸出金額を伸ばし、残高も大幅に増加しました。

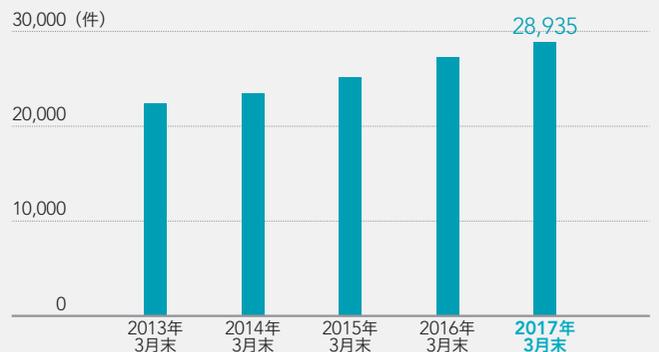
個人ローン残高



遺言信託件数(保管件数)

相続承継ニーズの高まりを受け、財務コンサルタントをはじめとする高い専門性を有するスタッフによるコンサルティングを通じて、遺言の作成のサポート、保管、執行を承る遺言信託の契約件数が増加しました。

遺言信託件数



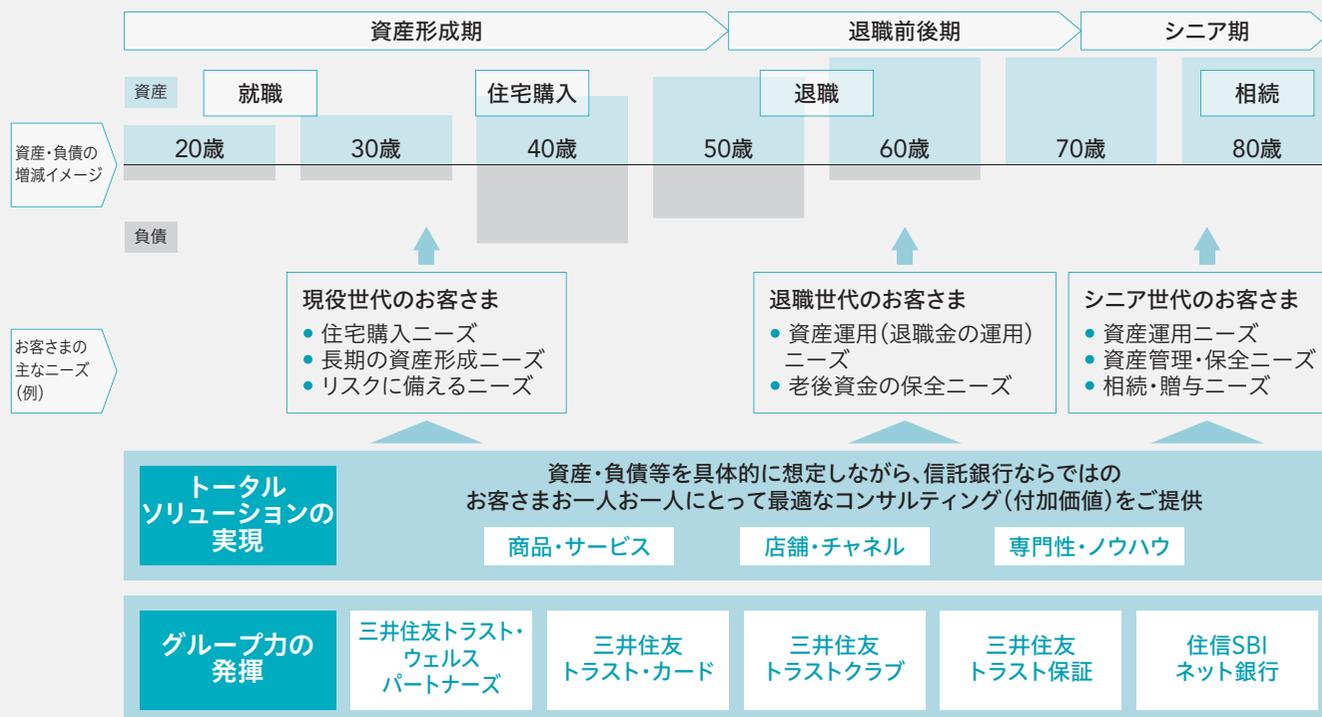
目指すべきビジネスモデル

高齢化の進展と、情報通信網の発達や金融技術の高度化が同時に進行していくなか、さまざまな人生の局面で、資産運用や資産管理について最適な選択をしていくためには、信頼、安心して相談できるパートナーを得ることの重要性が増えています。

個人トータルソリューション事業では、多彩なグループ力を生かし、お客さまの「ベストパートナー」として、長期間にわたる信頼、安心をご提供していくことを目指しています。

ライフステージに応じたトータルソリューションのご提供

各世代のお客さまのライフステージに応じて、資産・負債等を具体的に想定しながら、信託銀行ならではのお客さま本位のコンサルティング(付加価値)をご提供します。



グループ力の発揮

お客さまのさまざまなニーズにお応えするために関係会社を含めたグループ力を発揮していきます。

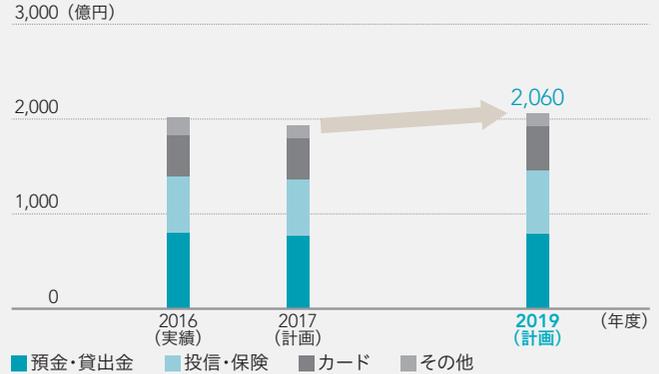
<p>(取り組み例①) 上質で付加価値の高いカードサービスのご提供</p> <p>三井住友トラスト・カードに加え、2015年度から三井住友トラストクラブをグループに加え、「ダイナースクラブ」カードなど、上質で付加価値の高いカードサービスをご提供しています。また、三井住友トラストクラブのお客さまには、投資運用や遺言・相続・不動産といった信託銀行グループならではの幅広い商品・サービスをご活用いただける機会をご提供しています。</p>	<p>(取り組み例②) シンプルで分かりやすい保険商品の開発</p> <p>大手金融グループのBNPパリバグループ(本社フランス)傘下のBNPパリバ・カーディフと日本における保険ビジネスの協業*について合意しました。BNPパリバ・カーディフの日本支店と協働し、「シンプルで分かりやすい保険商品の開発」や「両社が培ってきたコンサルティング等のノウハウを活用した、信託銀行ならではの保険ビジネスモデルの確立」を目指しています。</p>
--	---

※ 同社の日本支店の日本法人化や株式取得など、関係当局の許認可等を前提としています。

中期経営計画の収益目標

幅広い世代の資産形成、成熟した経済のもとでの資産承継など、信託銀行ならではの機能発揮を通じた成長機会を的確に捉え、連結実質業務粗利益の拡大を目指します。

連結実質業務粗利益の成長イメージ



今後の注カトピックス

お客さまのお取引手続きの抜本改革について

～新外訪支援システムの構築～

個人のお客さま向け営業担当者が、訪問先において、定期預金、投資信託などの主要なお取引の受け付けをその場で可能とするタブレット型携帯端末を導入し、お客さまの帳票記入に係るご負担を大幅に軽減します。

また、営業担当者、事務担当者の事務量が大幅に軽減されるため、生産性が飛躍的に高まり、多様な働き方が可能となることから、目指す事業モデルの実現に向けた強力な推進力となっています。

「家族おもしろ信託(積立投資・一括交付型)」の

取扱開始

ご自身の相続に備え、ご家族を「想うところ」をサポートする信託商品「家族おもしろ信託」シリーズに、「資産運用ニーズ」にお応えする機能を追加した、新商品の取り扱いを開始しました。

「自分にもしものことがあったとき、家族が困らないようにしてあげたい」という想いに加え、「中長期にわたって、しっかり運用して家族にのこしてあげたい」という想いにもお応えすることができます。



法人トータルソリューション事業

法人トータルソリューション事業では、お客さまの高度で多様なニーズに対し、銀行、資産運用・管理、不動産などの専門性の高い多彩な機能を融合させた「信託銀行グループならではの」トータルソリューションをワンストップでご提供することで、お客さまの企業価値や資産価値の増大、成長に貢献しています。



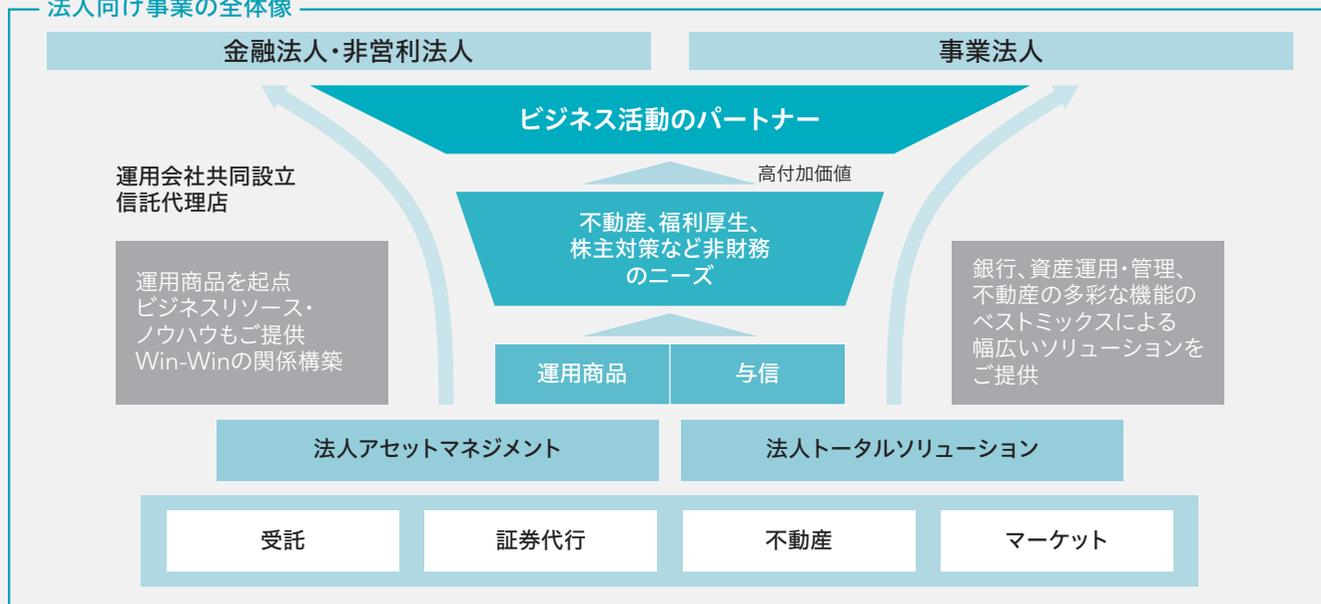
三井住友トラスト・ホールディングス
執行役員
三井住友信託銀行
法人トータルソリューション事業統括
北野 幸広

事業概要

法人トータルソリューション事業は、ご融資や各種ファイナンススキームのアレンジ業務、企業コンサルティング業務、M&Aアドバイザリー業務などの事業内で所管する業務にとどまらず、法人のお客さまとのお取引全般に関わる総合窓口としての役割を担っています。不動産事業、受託事業、証券代行事業、法人アセットマネジメント事業、マーケット事業、個人

トータルソリューション事業や海外の拠点・グループ会社まで含めた、多彩で、専門性の高い機能と有機的かつ機動的に連携し、お客さまのニーズや課題に最適化したソリューションをスピーディーにかつワンストップでご提供することで、お客さまの発展に、さまざまな分野で貢献しています。

法人向け事業の全体像



高い専門性と総合力を駆使したグループ体でのトータルソリューションのご提供

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス (リース業務)	三井住友トラスト・ローン&ファイナンス (ローン業務)	泰国三井住友信託銀行 (銀行業務)	紫金信託 (信託業務)	Midwest Railcar Corporation (リース業務)	BIDV-SuMi TRUST Leasing Company (リース業務)
パナソニックと三井住友信託銀行が出資する総合ファイナンス会社	三井住友信託銀行100%出資の不動産担保の総合金融会社	タイで銀行業務を営む三井住友信託銀行100%出資の海外現地法人	三井住友信託銀行が19.9%出資する中国・南京市に本社を置く信託会社	丸紅と三井住友信託銀行グループの合併事業として北米で鉄道貨車リース事業を展開	ベトナム4大国有商業銀行の一角を占めるBIDVと三井住友信託銀行のリース合弁会社

業績サマリー

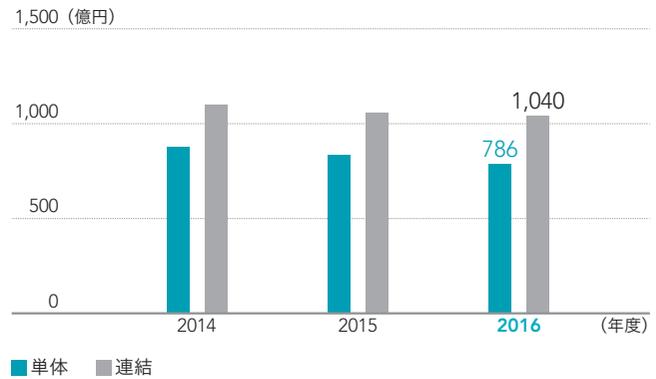
外貨調達費用の増加を主に減益

外貨調達費用の増加に起因する資金収支の悪化により、単体^{※1}では前年度比47億円減益の786億円、連結^{※2}では同19億円減益の1,040億円となりました。

※1 三井住友信託銀行(単体)

※2 三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

実質業務純益の推移



業績ハイライト

プロダクト関連与信残高の伸長

世界的な金融緩和、円マイナス金利、外貨調達コストの上昇など、厳しい投融资環境が続くなか、与信収益と収益性の持続的向上に向け、高収益のアセットへの取り組みを強化しています。この結果、プロダクト関連の与信残高(航空機等のアセットファイナンス、プロジェクトファイナンス、不動産ファイナンスなど)が伸長しました。

プロダクト関連与信残高



中堅(ミドル)企業・オーナー企業取引の伸長

中堅企業、オーナー企業のお客さまへの企業価値向上、成長に向けた信託銀行ならではの多彩な提案活動を強化したことで、中堅企業、オーナー企業のお客さま向けの貸出残高が伸長しました。また、新規顧客開拓も進め、取引基盤の拡充も進展しました。

ミドル企業貸出残高



法人資産運用ビジネスの伸長

低金利環境の常態化から、機関投資家をはじめとする法人のお客さまの資金運用ニーズの高度化・多様化がますます進展しました。こうした状況を踏まえ、三井住友信託銀行がアセットファイナンスなどのお取引により取得した債権を、投資家のお客さまの個別ニーズに合わせて運用商品として再組成し、ご提供するビジネスを強化しました。この結果、合同金信等残高は着実に伸長しました。

合同金信等残高

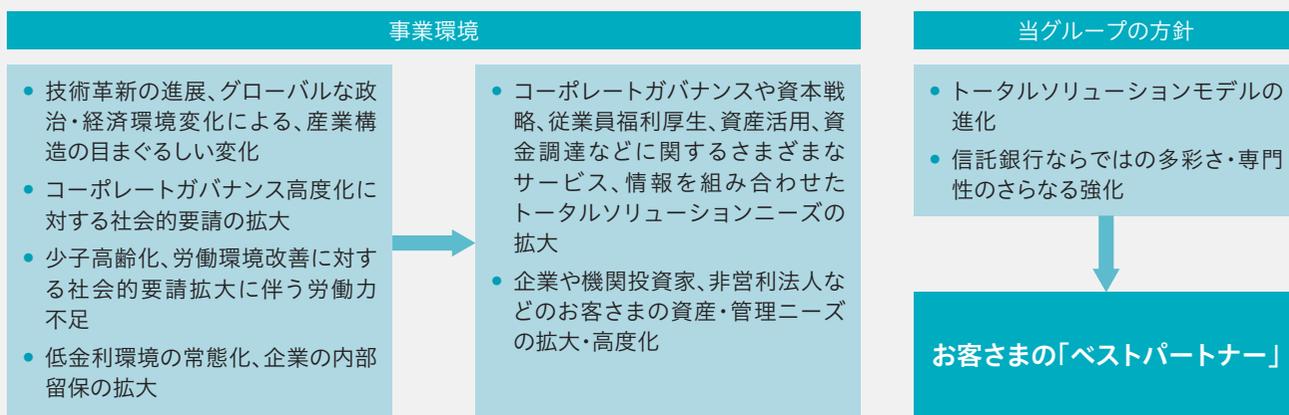


目指すべきビジネスモデル

革新的なIT技術、産業素材、工業技術の登場、グローバルベースでの政治・経済の変化、企業に対するさまざまな規制・社会的要請の拡大など、企業を取り巻く環境は従来にも増して目まぐるしく変化するとともに、ますます複雑さを増しています。

こうした環境のなかで、法人のお客さまが直面する課題も、個別商品・サービスのご提供だけでは解決できないものになっています。

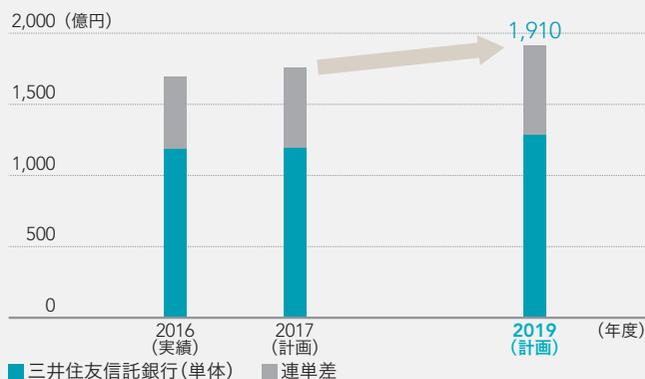
専門信託銀行として創業来培ってきた、銀行、資産運用・管理、不動産をはじめとする、「信託銀行ならではの多彩さ・専門性をさらに強化」し、これらを複雑・高度に融合させ、お客さまの顕在化した課題はもとより、顕在化していない課題の解決にも貢献する「トータルソリューションモデルを進化」させることを通じて、お客さまの「ベストパートナー」に指名される金融機関を目指していきます。



中期経営計画の収益目標

トータルソリューションモデルの進化により、年金業務、証券代行業務、不動産業務などの信託・財産管理収益の持続的拡大への貢献を目指します。また、低採算の貸出からプロダクト関連等高採算の貸出にシフトすることにより、収益性の安定した筋肉質な与信ポートフォリオを構築し、バンキング収益の反転・再成長による連結実質業務粗利益の拡大を目指します。

連結実質業務粗利益の成長イメージ



法人アセットマネジメント事業

法人アセットマネジメント事業では、これまで当グループが培ってきた多様な資産運用・管理のノウハウを起点とし、お客さまに信託銀行ならではの資産から負債に至るソリューションをご提案します。



三井住友トラスト・ホールディングス
執行役員
三井住友信託銀行
法人アセットマネジメント事業統括
野口 謙吾

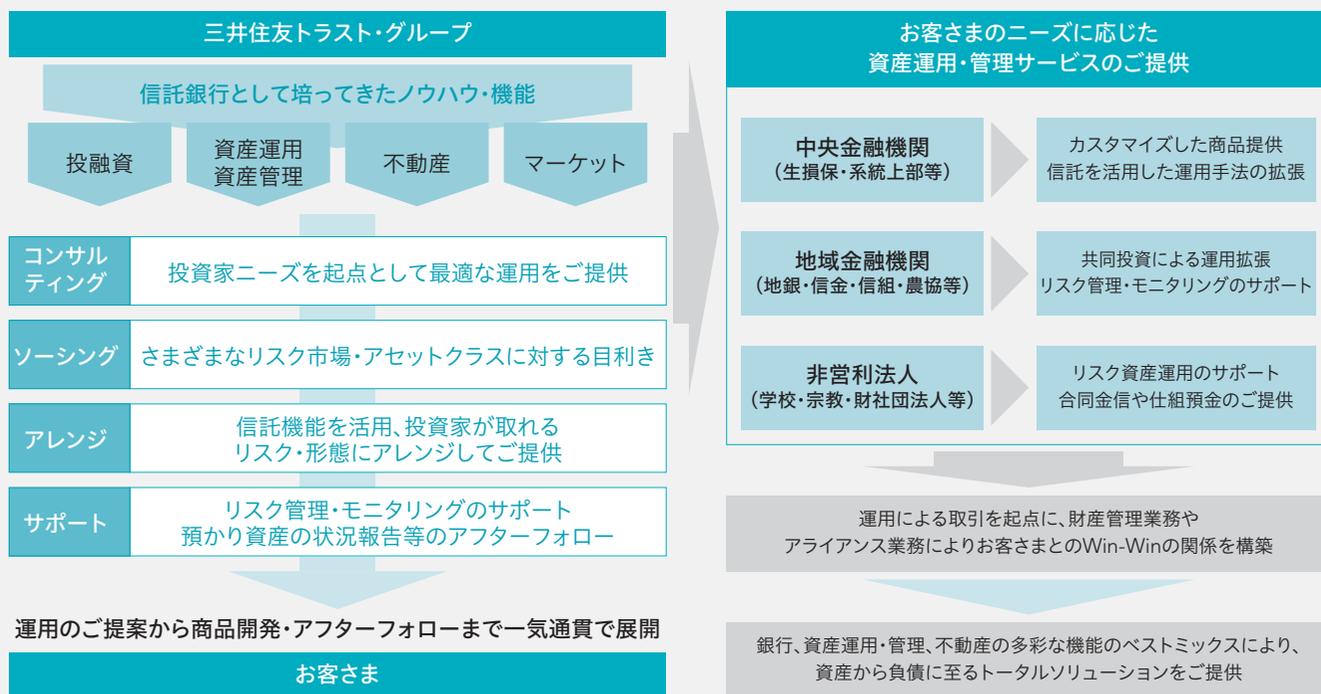
事業概要・目指すべきビジネスモデル

経済の成熟、高齢化や人口減少など社会構造が変化するなか、「お客さま本位の資産運用」は金融機関の重要な役割となります。

法人アセットマネジメント事業では、運用難に直面する金融法人や非営利法人のお客さまを中心に、当グループが培ってきた有価証券から不動産、プライベートエクイティ、航空機、各種プロジェクトなどにわたる多様な資産運用・管理のノウハウを生かし、ご提案から商品開発・アフターフォローを一気通貫

でご提供することで、お客さまそれぞれに応じた最適な資産運用の実現に貢献していきます。

運用の取引に加え、財産管理業務(不動産、証券代行、年金等)や、アライアンス業務(信託代理店、不動産ソリューション等)によりお客さまとのWin-Winの関係を構築します。銀行、資産運用・管理、不動産の多彩な機能による、資産から負債に至るトータルソリューションをご提供します。



証券代行業

証券代行業では、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へ進化させていくための企業と機関投資家の対話促進・情報提供の充実を中心とした取り組み強化が要請されている状況を踏まえ、お客さまの「ベストパートナー」として、企業ごとに多様化・複雑化している各種課題に対し、幅広いソリューションをご提供しています。

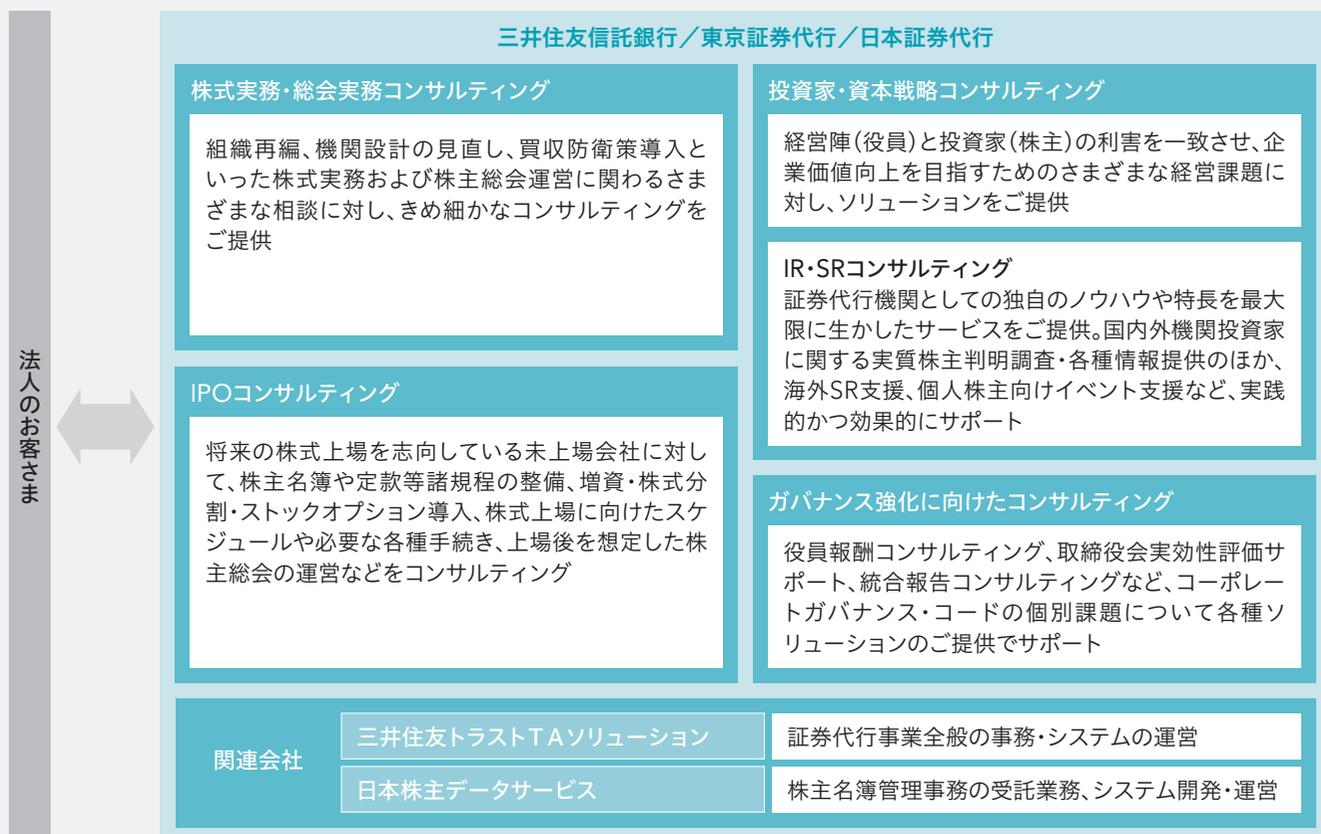


三井住友トラスト・ホールディングス
執行役常務兼執行役員
三井住友信託銀行
証券代行業統括
海原 淳

事業概要

証券代行業では、会社法に基づく「株主名簿管理人」としてお客さまに代わって株式実務を担い、お客さまの事務の効率化や適正化を実現する株主名簿管理業務に加え、次のような各種コンサルティングを総合的にご提供しています。

- ①豊富な実務経験と高い専門性でお客さまの株式実務を支える「株式実務・総会実務コンサルティング」
- ②株式上場に向けた実践的なサポートを行う「IPO(株式上場)コンサルティング」
- ③お客さまの投資家戦略・資本戦略・広報活動(IR・SR)をサポートする「投資家・資本戦略コンサルティング」
- ④お客さまのガバナンスに関する取り組みの高度化対応をサポートする「ガバナンス強化に向けたコンサルティング」



業績サマリー

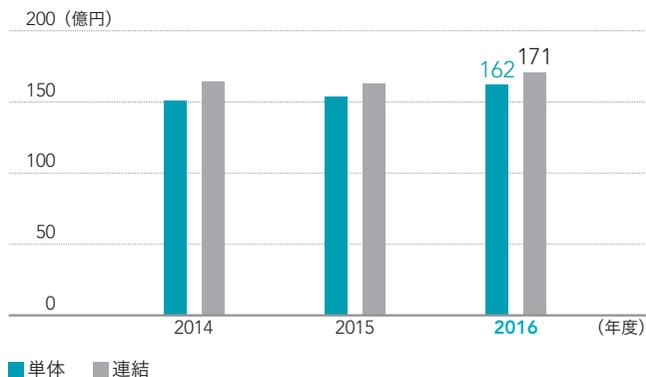
管理株主数増、各種コンサルティング収益増を
主因に増益

管理株主数の増加による経常的な受入手数料の増加に加え、各種コンサルティング収益が増加したことから、単体^{※1}では前年度比7億円増益の162億円、連結^{※2}では同7億円増益の171億円となりました。

※1 三井住友信託銀行(単体)

※2 三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

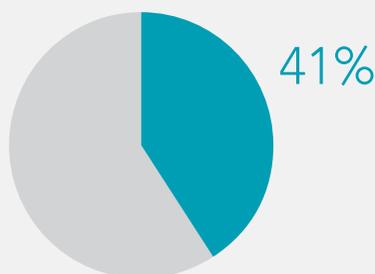
実質業務純益の推移



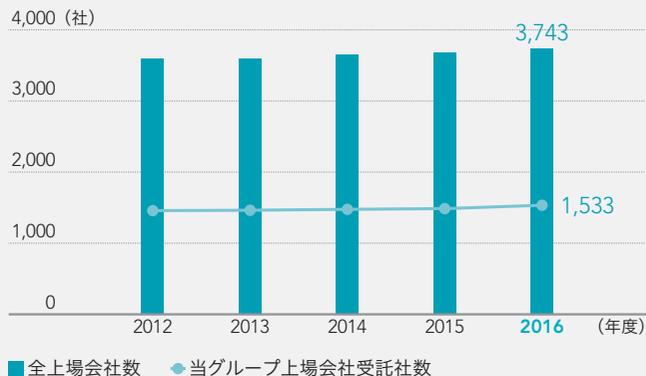
業績ハイライト

上場会社受託社数:1,533社(連結) 業界シェア41%

IPO市場活況のなか、お客さまの新規上場社数が順調に伸びたことに加えて、既上場会社の新規受託も好調に推移するなど、業界トップクラスの顧客基盤をさらに拡大しています。

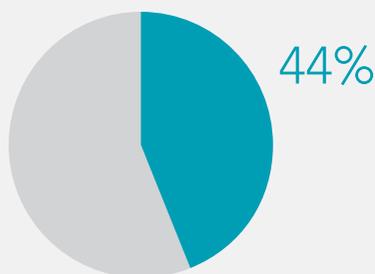


上場会社受託社数

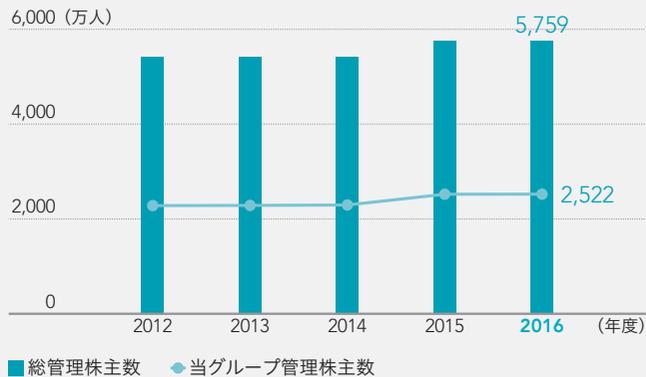


管理株主数:2,522万人(連結) 業界シェア44%

「貯蓄から資産形成へ」という流れのなか、個人の株式投資の裾野は確実に広がっていること、また上場企業各社も個人株主増加策に注力していることを背景に、受託社数の伸びと相まって、管理株主数については業界トップの座を確固たるものとしています。



管理株主数



目指すべきビジネスモデル

「過去から培ったお客さまの株式実務のベストパートナーとしての強固なリレーションを起点に、外部環境変化により重要性を増している投資家・資本戦略等の経営課題に対し、事業横断でのソリューションをご提供するベストパートナー」を目指します。

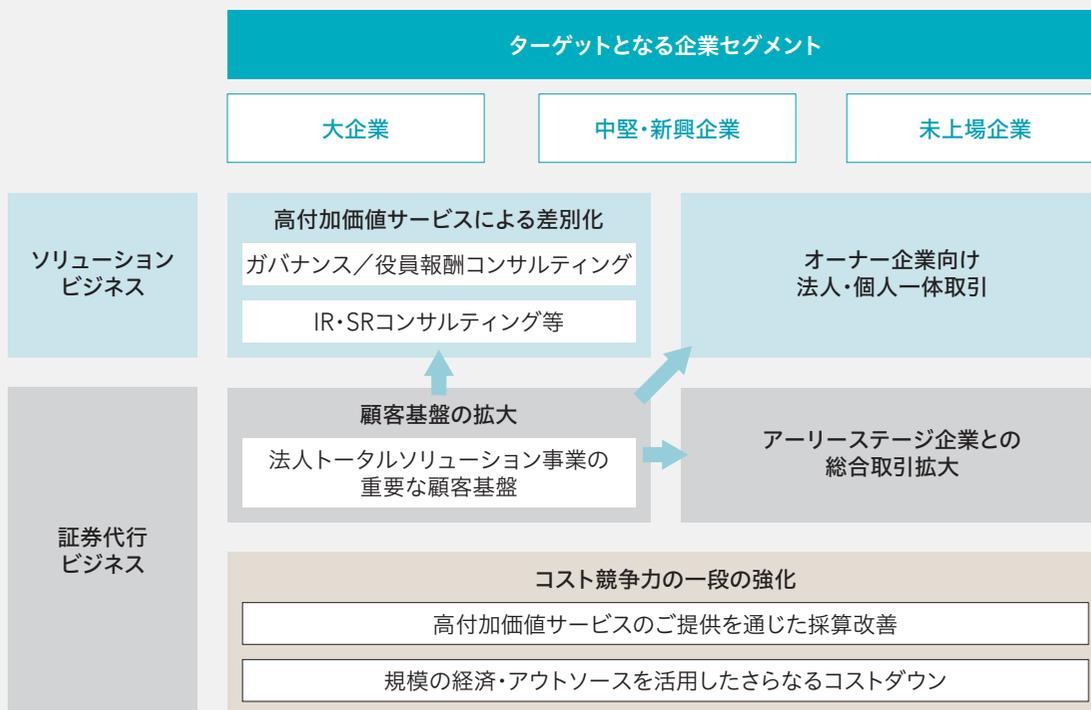
「スチュワードシップ・コード」「コーポレートガバナンス・コード」制定以降、企業を取り巻く環境が大きく変化し、お客さまのニーズもこれまでの株式実務・株主総会支援に加え、ガバナンス強化・ESG対応・インセンティブ報酬コンサルティングなどに拡大しています。さらに、ガバナンス改革を「形式」から「実質」へ進化させていくための取り組みを従来以上に強化していくことが要請されており、かかるニーズは企業ごとに多様化・複雑化しています。

当グループは、外部環境変化により重要性を増している投

資家・資本戦略等の経営課題に対し、最適かつハイクオリティなソリューションをご提供することで、お客さまの企業価値やマーケット評価のさらなる向上に貢献しています。

また、IPOを目指すお客さまに対しては、準備段階の法律面でのコンサルティングに加え、オーナー企業さま向けに法人・個人両面でのソリューションをご提供することなどにより、IPO実現を力強くバックアップしています。さらに、地域金融機関との連携により地方企業のIPOもサポート、地方創生への貢献を果たすことにも注力しており、かかる取り組みの結果として新規上場先の受託シェアトップを実現していきます。

これらの活動を通じて、お客さまとますます強固なリレーションを築き、「ベストパートナー」としての地位を確立することにより、顧客基盤を持続的に拡大、証券代行業界におけるリーディングカンパニーの座を揺るぎないものとしていきます。



中期経営計画の収益目標

管理株主数においては既に業界No.1となっていますが、上場会社の受託社数・受託シェアの拡大にも注力し、管理株主数・受託社数両面での業界No.1達成を目指します。また、お客さまの投資家・資本戦略等の経営課題に対するソリューションのご提供を通じて、コンサルティング収益の拡大を追求します。さらに、FinTechを活用した定型的な事務に関する新システム構築等、業務効率化によるコスト削減と合わせ、連結実質業務粗利益を継続的に増加させていきます。

今後の注カトピックス

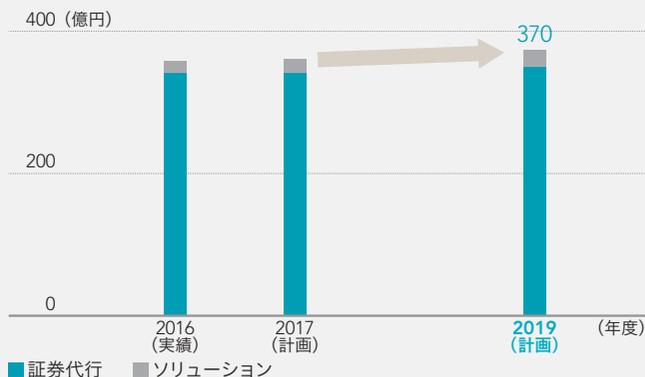
ソリューションのご提供

上場企業はコーポレートガバナンス・コードの制定を契機として投資家にとってより透明性の高い経営を目指すとともに、機関投資家はスチュワードシップ・コードの制定を契機として企業との対話等、受益者利益に資する議決権行使を行うための対応を加速させています。

かかる外部環境の変化を受けて、当グループが注力するガバナンス強化対応、IR・SRサービスのご提供はより一層重要性を増すものと認識しており、お客さまの「ベストパートナー」として、これらの課題に対するソリューションを一層充実させていきます。

また、このような企業と機関投資家の動向を背景に、さらなる対話促進・情報提供の充実を促す法令諸規則の改正検討が進んでいます。当グループは、このような制度変革にも万全の体制で対応すべく、さまざまな角度から検証・提言を実施しています。今後も業界のリーダーとしてお客さまに最適なソリューションをご提供するとともに、広く社会経済の発展に貢献していきます。

連結実質業務粗利益の成長イメージ



出版物

証券代行業業では、経営者の方々や実務担当者の方々が株式実務・株主総会に関する理解をより深めていただけるよう、さまざまな情報の配信や書籍の出版に取り組んでいます。

法制度改正や実務動向に関する情報として「証券代行ニュース」を、経営者の方々に知っていただきたい株式・株主総会対策に係るトピックスとして「証券代行コンサルティング部長の眼」を定期的に発行するほか、『平成29年版 株式実務・株主総会のポイント』、『すぐわかる! 株式実務のポイント』、『株式実務のいろは』(いずれも三井住友信託銀行株式会社・証券代行コンサルティング部編)、『詳解・株式実務ガイドブック』(東京証券代行株式会社編)など、多数の実務本を刊行しています。今後もお客さまに最新の情報をご提供することにより、「ベストパートナー」としてのご評価をいただけるよう努めていきます。



不動産事業

不動産事業では、国内外の法人・個人のお客さまのニーズに応じた不動産ソリューション（CRE戦略、仲介、開発・建築コンサルティング、証券化信託など）をご提供することで、お客さまに寄り添う「ベストパートナー」であり続けます。



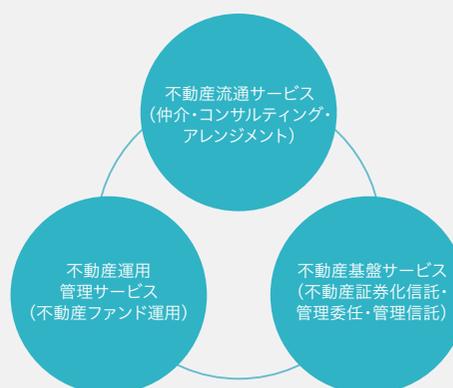
三井住友トラスト・ホールディングス
執行役専務兼執行役員
三井住友信託銀行
不動産事業統括
白山 昭彦



三井住友トラスト・ホールディングス
執行役員
三井住友信託銀行
不動産事業統括
梅澤 忠雄

事業概要

不動産事業では、不動産鑑定士や一級建築士をはじめとする不動産分野のスペシャリストを多数擁し、国内外の企業・投資家から個人に至るまで幅広いお客さまの不動産ニーズに対し、仲介、証券化、投資運用まで、フルラインアップのサービスをご提供しています。



ソリューション機能

不動産流通サービス	仲介	売買	オフィス・住宅・ホテル・商業・物流施設等の不動産の売買仲介業務
		賃貸借	オフィス・商業・物流施設等のテナント賃貸仲介業務
	コンサルティング	CRE	CRE(企業不動産)に関する助言、マーケット調査、必要情報・データの収集、各種提案等による意思決定サポート業務
		有効利用	遊休地・低未利用地等の有効利用に係るコンサルティング業務
		建築	建物建築に係るコンサルティング業務
環境不動産	不動産開発、建物建築などに係る環境配慮型コンサルティング業務		
不動産運用管理サービス	証券化アレンジメント	不動産証券化・集団投資スキーム構築時におけるアレンジメント	
	アセットマネジメント	不動産ファンドの運用業務	
不動産基盤サービス	不動産証券化信託	不動産証券化等における不動産信託の受託業務	
	投資法人	資産保管、一般事務(会計事務/機関運営、投資主名簿等の管理業務)	
	不動産管理	管理委任・管理信託を活用した不動産管理業務	
その他	海外不動産業務	海外不動産紹介、マーケット調査、海外展開戦略などのコンサルティング	
	不動産マーケット調査	不動産金融商品に関する投資評価やリスク分析などのコンサルティング	

ソリューション提供体制

	お客さま窓口 兼 仲介ソリューション		各種コンサルティング・ソリューション
法人のお客さま	首都圏	不動産営業第一部～第五部	不動産ソリューション部
	中京圏	名古屋不動産営業部	不動産コンサルティング部
	近畿圏	大阪本店不動産営業部	不動産カスタディ部
	地方	不動産ネットワーク営業推進部、支店不動産課	不動産信託部
個人のお客さま		三井住友トラスト不動産	不動産投資事業部
海外のお客さま		グローバル不動産業務部	三井住友トラスト不動産投資顧問 三井住友トラスト基礎研究所

業績サマリー

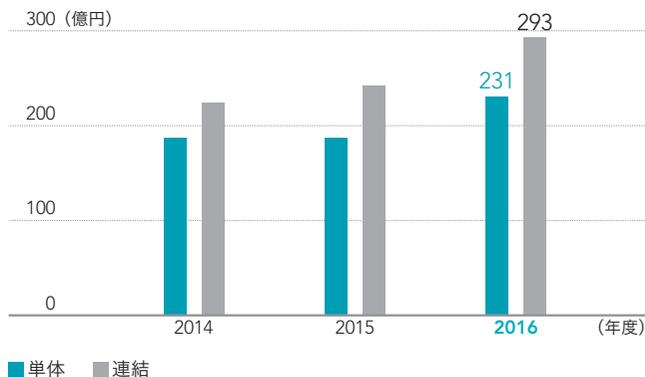
仲介収益の増加により増益

不動産仲介収益について、法人向けの増加に加え、個人向けも堅調に推移したことから、単体^{※1}では前年度比44億円増益の231億円、連結^{※2}では同51億円増益の293億円となりました。

※1 三井住友信託銀行(単体)

※2 三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

実質業務純益の推移

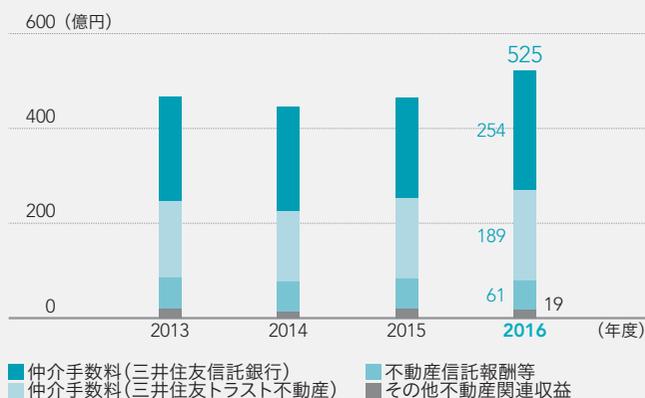


業績ハイライト

不動産流通サービス

不動産事業の業務粗利益は、2011年の経営統合後初めて、連結ベースで500億円を達成しました。三井住友信託銀行および三井住友トラスト不動産の仲介手数料の伸長が主な要因です。

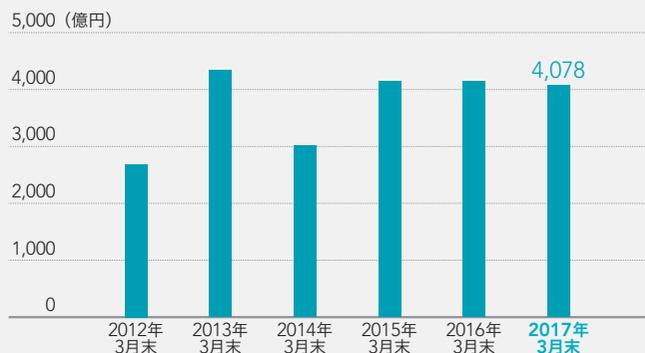
業務粗利益



不動産運用管理サービス

三井住友トラスト不動産投資顧問で私募ファンドの運用を受託しています。昨今の不動産価格の高まりを受け、資産売却も活発となったことから、運用資産残高は微減となっています。

資産規模



不動産基盤サービス

不動産証券化信託、投資法人資産保管・一般事務受託は、リート市場の拡大とともに伸長し、本邦No.1の規模を確保しています。

受託資産



目指すべきビジネスモデル

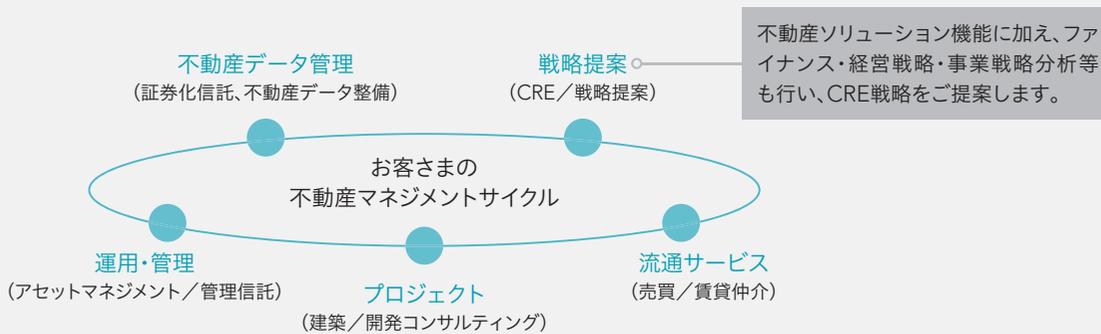
お客様の「ベストパートナー」に向けて

コーポレートガバナンスや資本戦略などに関する要請が強まるなか、お客様のニーズは多様化しており、保有不動産に対するニーズも複雑化しています。

不動産事業では、お客様の不動産マネジメントサイクルに合わせ、お客様のニーズに沿った不動産ソリューションを

ご提供することで、お客様に寄り添う「ベストパートナー」であり続けます。

また信託銀行ならではのトータルソリューション提供により、企業の生産性向上や日本経済の活性化に貢献するとともに、地域金融機関との連携も強めて地方創生に貢献します。

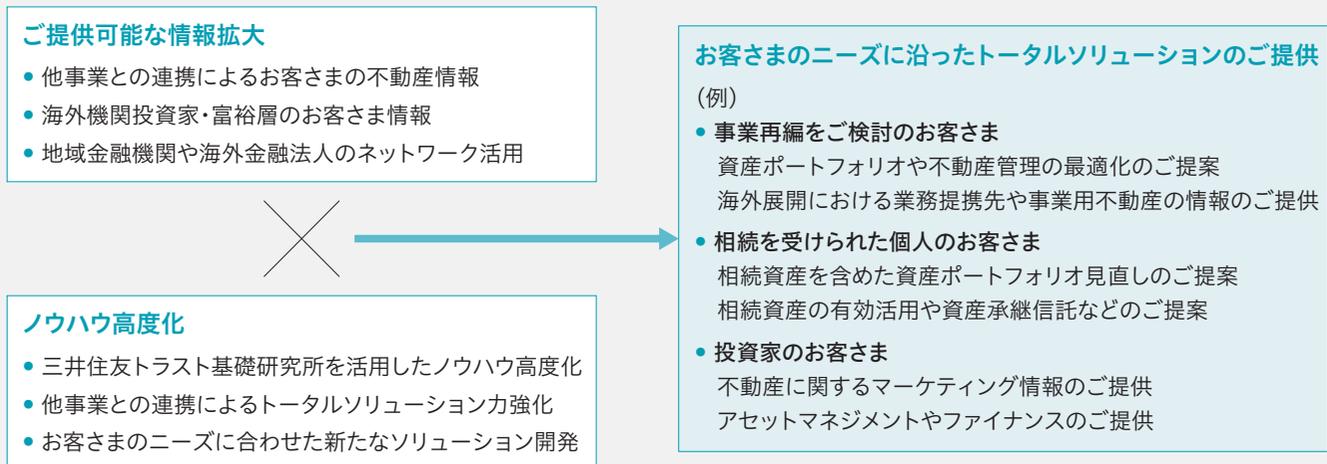


ご提供可能な情報拡大とさらなるノウハウ高度化に向けて

三井住友信託銀行および三井住友トラスト不動産では、豊富な経験と広範なネットワークにより、幅広い情報収集を行い、お客様のニーズに沿ったソリューション、情報提供を行っています。

今後もお客様へ最適な不動産ソリューションのご提供を

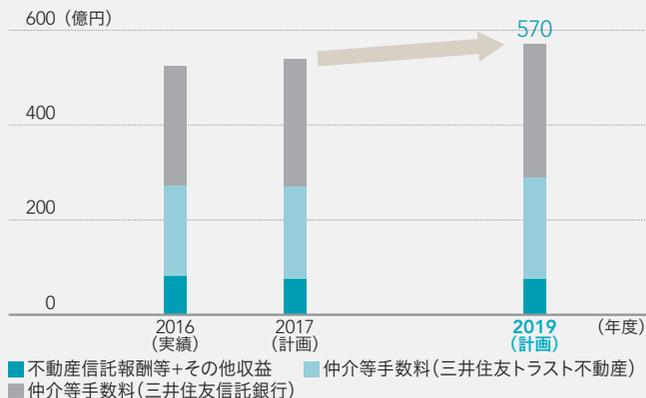
継続するため、法人/個人トータルソリューション事業との連携や、三井住友トラスト基礎研究所によるマーケティング企画機能を活用しつつ、地域金融機関や海外金融法人などのネットワークも活用し、情報量のさらなる拡大とノウハウ高度化に努めていきます。



中期経営計画の収益目標

お客様の不動産マネジメントサイクルに即したソリューションをワンストップで迅速にご提供する体制を充実させ、フロー収益の伸長を目指します。連結子会社を含めた営業体制を強化し、主に仲介手数料を増加させることにより、連結実質業務粗利益の拡大を目指します。

連結実質業務粗利益の成長イメージ



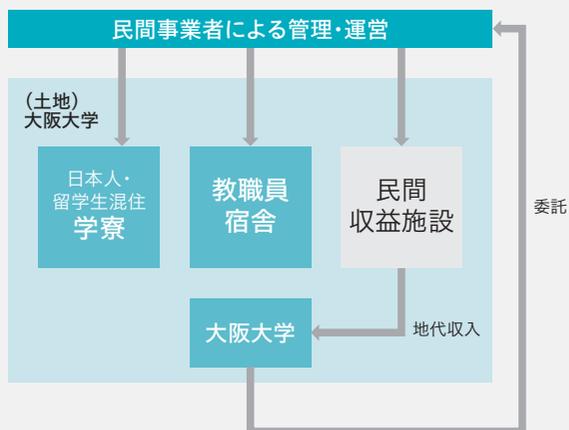
今後の注カトピックス

地域共創の取り組み

三井住友信託銀行は、少子高齢化、公共施設の老朽化などの課題を捉え、全国の国立大学の低未利用地に対する有効利用・建て替え・売却のコンサルティングを実施しています。今後も資金調達におけるPFI※活用や、信託銀行ならではのスキーム組成で、地域共創に貢献していきます。

※民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を整備すること。

大阪大学津雲台グローバルビレッジの事例



環境不動産の取り組み(島根銀行本店建て替えの事例)

創業100周年をまたぐ新本店の建設プロジェクトです。地域の低炭素社会および地域防災に貢献する「GREEN BANKしまぎん」の一環として、地域防災に貢献する非常時自立型省エネビルを建設しています。

環境不動産の導入を推進するため、三井住友信託銀行は、ビル等の省エネシステム導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用などをアドバイスする環境配慮型建築コンサルティングサービスをご提供しています。



受託事業

受託事業は、**専門信託銀行グループ**として、
信託の本質たる**資産運用機能・資産管理機能**を発揮することで、
お客さまの「**ベストパートナー**」として**高付加価値サービス**をご提供しています。

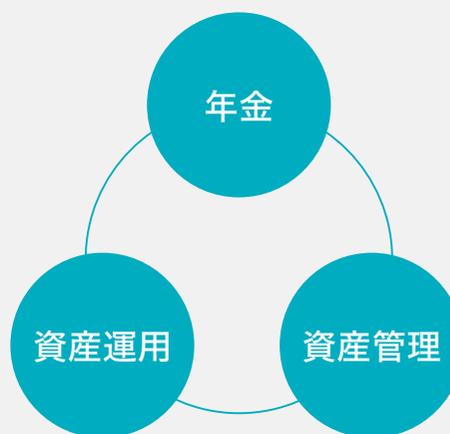


三井住友トラスト・ホールディングス
執行役員
三井住友信託銀行
受託事業統括
土屋 正裕

事業概要

受託事業は**年金業務・資産運用業務・資産管理業務**の三つの業務で構成され、**年金制度設計から運用・管理に至るまで**、**グループ一体**となって、**お客さま本位の高付加価値サービス**をご提供しています。

当グループの**資産運用残高、資産管理残高**はいずれも業界**トップクラス**の水準にありますが、**お客さまから高い評価**をいただいている**高度な専門性やノウハウ**をシームレスに展開することにより、**専門信託銀行グループとしての基盤拡充**に努めています。



年金

年金制度のプロフェッショナルとして、**確定給付企業年金(DB年金)・確定拠出年金(DC年金)**双方の制度から、**お客さまに最適なオーダーメイドの制度設計**をご提案しています。

関係会社

- **日本ペンション・オペレーション・サービス**
年金管理業務における**事務・システム**専門会社

資産運用

経験豊富なアナリストやファンドマネージャーを多数擁しており、**高度な専門性と総合力**を結集した**運用コンサルティング&マルチプロダクト**により**お客さまの幅広い運用ニーズ**にお応えしています。

関係会社

- **三井住友トラスト・アセットマネジメント**
三井住友トラスト・グループの中核を成す**資産運用会社**
- **日興アセットマネジメント**
アジアを中心に**グローバルに展開する資産運用会社**
- **スカイオーシャン・アセットマネジメント**
横浜銀行、京都銀行、群馬銀行、東京TYフィナンシャルグループと**共同出資する資産運用会社**
- **JP投信**
ゆうちょ銀行、日本郵便、野村ホールディングスと**共同出資する資産運用会社**
- **三井住友トラスト・インターナショナル**
海外投資家向け投資営業の中核拠点

資産管理

お客さまが投資する有価証券の管理・決済、運用・保管状況に関する報告書の作成、有価証券の貸出など、**資産管理に関するさまざまなサービス**を国内外でご提供しています。

関係会社

- **日本トラスティ・サービス信託銀行**
資産管理サービスに特化した信託銀行
- **米国三井住友信託銀行**
グローバルカストディ業務の中核拠点
- **ルクセンブルグ三井住友信託銀行**
米国三井住友信託銀行の**サブカストディアン兼欧州窓口**
- **三井住友トラストUK**
グローバルカストディ業務の欧州拠点
- **三井住友トラスト・アイルランド**
外国籍ファンド管理業務の中核拠点

業績サマリー

厚生年金基金の実質廃止を主因に減益

厚生年金基金の実質廃止に伴う年金信託残高の減少等により、単体^{※1}では前年度比35億円減益の325億円となりました。また、連結^{※2}では同54億円減益の500億円となりました。

※1 三井住友信託銀行(単体)

※2 三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

実質業務純益の推移



業績ハイライト

年金

厚生年金基金の実質廃止に伴い、その後継制度としてのDC受託も拡大したことにより、DC加入者数は、4年間で約43万人増加し、業界トップクラスの水準にあります。また投資教育やウェブサービス、コールセンターなどのクオリティではお客さまから高い評価をいただいています。

DC加入者数



資産運用

グループ資産運用残高は、5年間で約17兆円増加し、本邦銀行・証券グループ1位のステイタスを誇ります。グループ内の多様な運用会社のそれぞれの強みを生かしながら、多様なお客さま(年金・共済・金融法人・リテール・海外投資家等)の多様なニーズに対応したプロダクトをご提供することを通じて、順調に残高を積み上げています。

グループ資産運用残高



資産管理

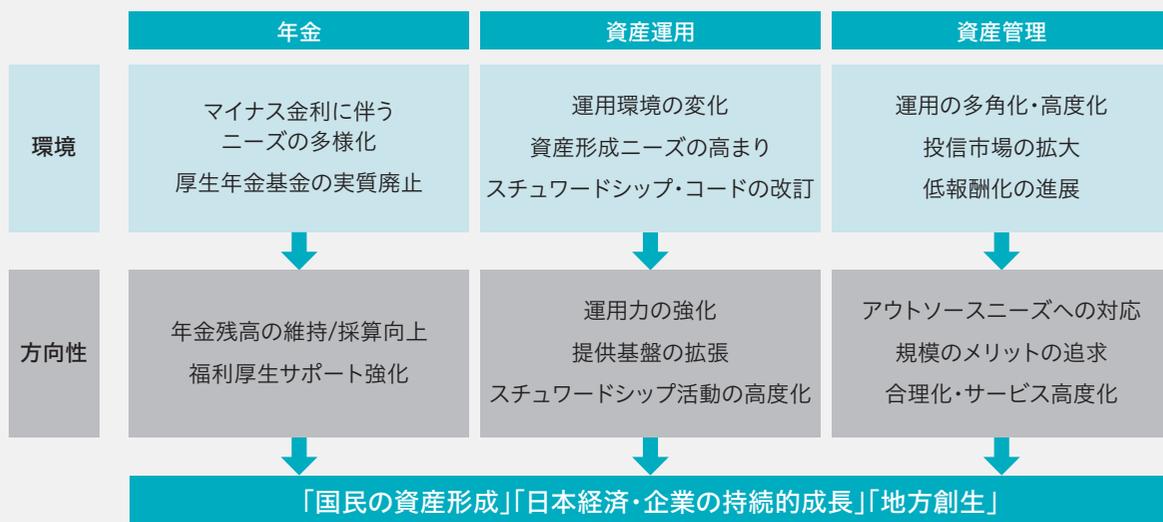
国内資産管理残高は資産管理業務の中核を担う投信受託を中心に、4年間で約47兆円増加しており、また、海外資産管理残高においても、日系顧客向けサービスを強化し続けることで、4年間で約600億ドル増加しています。国内・海外ともに、着実に受託残高を伸ばしています。

国内・海外資産管理残高



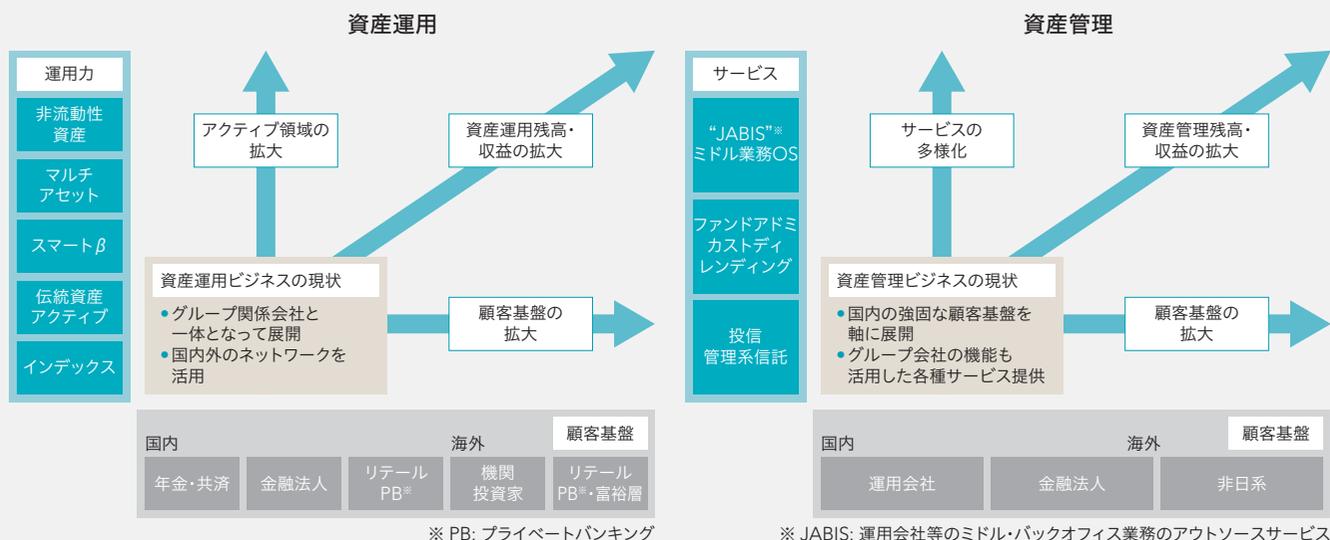
目指すべきビジネスモデル

国内最大規模の金融グループとして「貯蓄から資産形成へ」の流れを主導し、「国民の資産形成」「日本経済・企業の持続的成長」および「地方創生」に貢献しつつ、収益の拡大を目指していきます。



ビジネスモデル実現に向けて信託の本質たる資産運用・資産管理機能を強化していきます。資産運用においてはアクティブ領域の拡大、資産管理においてはサービスの多様化を追求し、併せて残高・収益や顧客基盤の拡大を目指します。

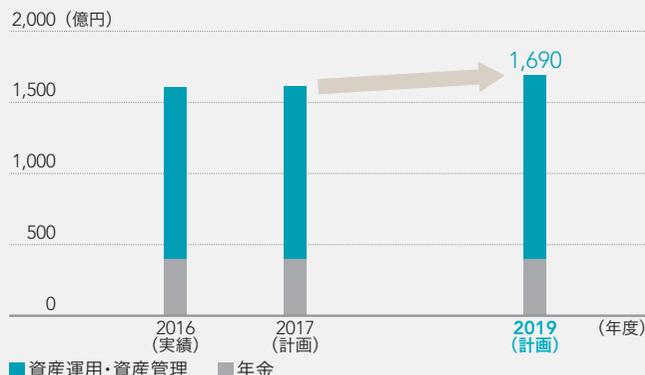
資産運用・資産管理機能の強化イメージ



中期経営計画の収益目標

年金制度・運用・管理をシームレスに扱う当グループの強みを生かした「福利厚生サポートのメインバンク化」、グループ内に有する多様な運用会社の特徴を生かした「マルチプティック運用会社グループ化」、ご提供サービスの多様化やアウトソースニーズへの対応による「資産管理事業モデルの高度化」を推進することで、顧客基盤・残高・収益の拡大を追求します。

連結実質業務粗利益の成長イメージ



今後の注カトピックス

持続的社會構築に向けたESG活動

三井住友信託銀行は、環境金融の普及・啓発活動を展開する一般社団法人 環境金融研究機構 (RIEF) が主催するサステナブルファイナンス大賞において優秀賞を受賞しました。

同賞の受賞は、ESG (環境・社会・ガバナンス) 活動の一環である投資先へのエンゲージメントを国内金融機関として初めてグローバルベースで実践した「国際規範・ルールに基づくグローバル・エンゲージメント活動」が評価されたもので、国内初の「ESGインテグレーション」の手法開発が評価された昨年に続き2度目となります。

三井住友信託銀行は、持続的社會の構築のためESG課題を解決することがお客さまの利益につながるものと考えており、今後も投資先企業に対して積極的に働きかけを行ってまいります。また、第三者委員会の設置や議決権行使結果の公表などスチュワードシップ活動の高度化に取り組んでまいります。



授賞式の様子



パーム油事業会社に対するエンゲージメント

資産管理専門信託銀行の経営統合の検討

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (JTSB) と資産管理サービス信託銀行株式会社 (TCSB) の経営統合に向けた、詳細な検討および協議を開始するべく、主要出資会社間で基本合意書を締結致しました。今般、資産管理業務に係る両社の経営資源・ノウハウを結集させることにより、規模のメリットを追求するとともに、安定的かつ高品質なオペレーションを実現し、国内証券決済市場のさらなる発展ならびに本邦のインベストメント・チェーンの高度化に貢献することを目的としています。

JTSB	出資会社:	三井住友トラスト・ホールディングス (66.6%)、りそな銀行 (33.3%)
	預かり資産残高:	294兆円 (うち信託財産 244兆円)
TCSB	出資会社:	みずほフィナンシャルグループ (54%)、第一生命保険 (16%)、ほか
	預かり資産残高:	375兆円 (うち信託財産 135兆円)

マーケット事業

マーケット事業は、マーケットボラティリティをマネージする専門家として、
 お客さまの金利・為替などに関する運用ニーズ・リスクマネジメントニーズに対し、
 市場性金融商品の製造・販売をとおしてソリューションをご提供しています。



三井住友トラスト・ホールディングス
 執行役員
 三井住友信託銀行
 マーケット事業統括
 筒井 澄和

事業概要

事業の概要

マーケット事業では、グローバル金融市場のボラティリティをマネージする専門家集団が、国内外のネットワークを活用して、お客さまに最適なソリューションをご提供しています。マーケット事業の機能は、マーケティング業務・マーケットメイク業務を担う「お客さまサービス機能」と、投資業務・財務マネージ業務を担う「市場機能」、および「事務機能」に大別されます。

商品・サービスの概要

お客さまサービス機能

● マーケティング業務

当グループ内の機能を活用して、お客さまのニーズに合った市場性金融商品やソリューションサービスを、適切な価格でタイムリーにご提供しています。

● マーケットメイク業務

為替・金利などのさまざまな市場性取引の値決めを行っています。また、金融技術を駆使して、高品質・低価格の市場性金融商品の製造に努めています。

市場機能

● 投資業務

グローバルな債券・為替・株を中心とした多様な資産を対象に投資しています。「投資対象資産」「投資期間」「投資技術」の三要素を適切に組み合わせ、リスクを分散しながら最大限の収益を獲得することを目指しています。

● 財務マネージ業務

全社的な観点から安定的に収益を確保するため、市場リスクを的確にコントロールしています。市場環境の分析や当グループが抱える市場リスクの計測、リスクコントロールのために必要なヘッジオペレーション（リスクの回避・低減を図るための取引）の計画や執行などを行っています。

事務機能

複雑かつ大量の市場性取引に係る管理・決済を正確に処理するクオリティの高い事務サービスをご提供しています。

マーケット事業の事業モデル

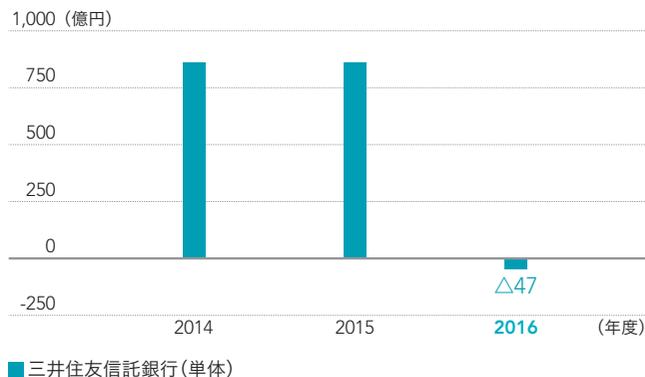


業績サマリー

財務目的で保有する米国債の売却により減益

政策保有株式をはじめとする有価証券全体の経済価値を安定化する目的で保有していた米国債の売却により、前年度から大幅減益となりましたが、マーケティング業務・マーケットメイク業務・投資業務は堅調に推移しました。

実質業務純益の推移



業績ハイライト

市場動向ハイライト

2016年度は英国のEU離脱をめぐる国民投票や米国大統領選挙、フランス大統領選挙など、相場の変動要因に政治リスクが浮上しました。

ドル円は、これらの政治リスクを警戒して年度前半は円高に推移しましたが、米国トランプ新政権の誕生以降は米国の利上げ期待

とドル高懸念が交錯し、年度をとおしてみるとほぼ変わらずの水準となりました。日経平均株価指数は、米国トランプ新政権による大型減税や財政支出などの政策期待から米景気押し上げを期待して上昇しました。また米国金利が大幅に上昇するなど、日米独全ての長期金利が上昇して年度を終えることになりました。

米ドル/円・日経平均株価



日米独長期国債金利



お客さまサービス機能

- マーケティング業務では、運用難の環境が続くなか、国内投資家に対する運用商品の提供が堅調であったことに加えて、米大統領選挙結果以降の円安局面では外為取引も活発化し、収益に貢献しました。
- マーケットメイク業務では、マイナス金利導入以降の運用商品販売増などにより、デリバティブ・外為取引が増加、収益に寄与しました。

市場機能

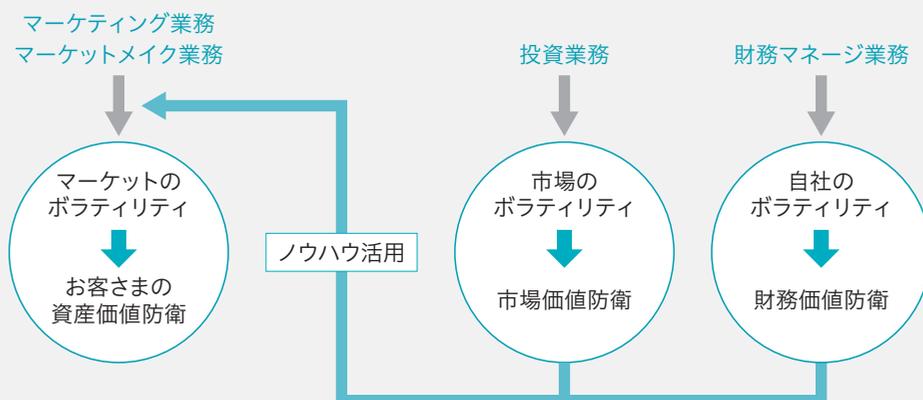
- 投資業務では、日銀による長短金利操作(いわゆるイールドカーブコントロール)開始や米大統領選挙結果により発生した日米金利の変動を捉え、収益を確保しました。
- 財務マネージ業務では、英国のEU離脱をはじめとした世界経済の不確実性増大に対応し、三井住友信託銀行が保有する政策投資株式の株価下落リスクを縮小する目的で保有した米国債が不芳となる一方、全社の資産負債管理を担うALMでは、日本のマイナス金利環境の継続や外貨調達コストの上昇が逆風となるなか、外為市場を活用した運用力強化や的確なリスクコントロールによって収益を確保しました。

目指すべきビジネスモデル

社内外のあらゆるお客さまのマーケットボラティリティのマネージにより「The Trust Bank」の実現に貢献する専門家集団

先進国の金融政策、新興国の景気動向に加えて、世界的な政治状況、地政学リスクなど市場を取り巻く不確実性は高まっています。お客さまの保有資産やバランスシートにも市場リスクが存在しており、マーケットボラティリティ(市場変動)により思わぬ損益が生じることもあります。こうしたボラティリティを適切にマネージするソリューションをご提供していくことでお客さまの資産価値を守っていきます。

お客さまにご提供するソリューションは、マーケティング業務・マーケットメイク業務の知見に加えて、投資業務や財務マネージ業務による長年の経験に裏打ちされた市場リスクコントロールなどの技術も活用するなど、専門家集団によるボラティリティマネージのあらゆるノウハウを活用します。当グループで長年培ってきた「受託者精神」に立脚したお客さま本位の意識・行動により、高度な専門性と総合力を駆使してお客さまに最適なソリューションをご提供しています。



マーケット事業のノウハウ・専門知識の活用範囲拡大

法人のお客さまが保有する金融資産のうち、複雑な仕組みを持つ商品の多くは公示価格等がなく、「実際の資産状況を適時適切により詳しく把握したい」とのお客さまの声にお応えし、「りすなび®」をご提供しています。「りすなび®」は、マーケット事業における市場リスク分析の専門知識を活用して開発したシステムで、金融商品のリスク管理・分析を行うことができます。「りすなび®」の利用によってお客さまにマーケット事業のノウハウを活用していただくなど、その活用範囲拡大に取り組んでいます。



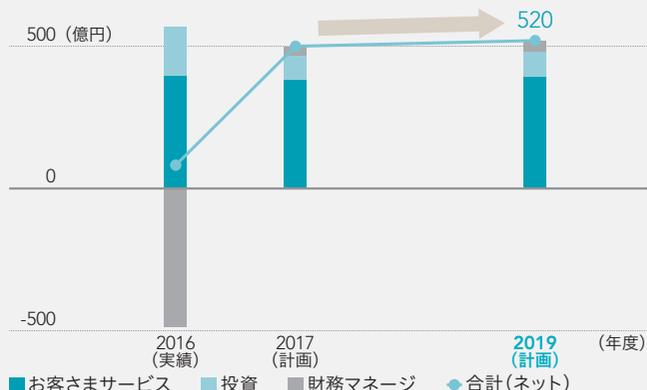
中期経営計画の収益目標

マーケティング業務・マーケットメイク業務では、お客さまに最適なソリューションをご提供する機能を強化育成し、着実な成長を目指します。

投資業務では、グローバルな投資戦略・リスク分散を推進することで、より安定的な成長を目指します。

財務マネージ業務では、全社的観点でのリスクコントロール機能の強化を行い、ALMを中心に収益拡大を目指します。

実質業務粗利益(単体)の成長イメージ



今後の注カトピックス

外貨預金

外貨預金は一般に普及してきましたが、まだまだ日本における外貨預金の残高は円預金の数%にとどまっています。一方で資源や食料を外国に頼る我が国では為替水準が大幅に円安になった場合には輸入物価が高騰してしまいます。お客さまの資産価値(購買力)を守るという観点からは、一定程度の外貨預金を保有することで輸入物価のインフレの悪影響を相殺することが可能になります。お客さまのリスクをヘッジするツールとしての外貨預金をご提案させていただきます。

住宅ローンの金利リスク管理高度化

個人のお客さま向けのローンは市場金利の動向によって繰り上げ返済が発生します。中でも住宅ローンは期間が長く、金額も大きいため、高度な金利リスクの管理が必要な商品です。マイナス金利やイールドカーブコントロールなど、これまでにない金融政策が導入されていることを踏まえ、リスク管理の高度化を着実に進めることで、お客さまに高品質・低価格の住宅ローンをご提供していきます。

外為決済リスク管理

外国為替取引では、東京時間に円を払う一方で、米ドルを受け取るのはニューヨーク時間になる、というように取引通貨各国の時差に起因する決済リスクがあります。こういった外為決済リスクを削減するために国際的な多通貨同時決済システムでの決済を進めていますが、今後リスク管理をさらに高度化し、信託勘定との為替取引など対象範囲を拡大していきます。

出版物

マーケット事業では、多くの方々に金融市場や金融商品への理解を深めていただけるよう、『投資家のための金融マーケット予測ハンドブック』(NHK出版)と、『デリバティブキーワード333』(金融財政事情研究会)を刊行しています。



事業におけるサステナビリティの取り組み

当グループは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済価値を創造する「共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)」の考え方を踏まえた金融商品・サービスの開発に積極的に取り組んでいます。

こうしたサステナビリティ事業を展開する上では、ご提供する社会的価値の妥当性の検証が重要です。

当グループではSDGs(持続可能な開発目標)との関連性を検証手段の一つとして活用しています(P.29参照)。

環境や社会に貢献するビジネス

	環境・社会の課題	商品・サービス例	社会的価値	関連するSDGs
気候変動問題	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化に伴う生態系や食糧生産への影響 異常気象による風水害等の被害増大 海面上昇や干ばつによる経済や生活への影響拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギープロジェクトファイナンス 再生可能エネルギーファンド マイクロ水力発電／中小水力発電 スマートハウス向けリフォームローン 省エネ投資ワンストップサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの普及によるエネルギー転換の促進 省エネ投資の促進による化石燃料燃焼量の削減 化石燃料依存社会から脱炭素社会への転換 	
自然資本(生物多様性問題)	<ul style="list-style-type: none"> 自然資本の枯渇や汚染による資源調達リスクの増大 食糧、薬品生産などの生物資源の不足や不公正な取引 希少種、絶滅危惧種の増加による生物多様性の毀損 	<ul style="list-style-type: none"> 自然資本評価型環境格付融資 生態系保全活動に寄付をする社会貢献寄付信託や公益信託 	<ul style="list-style-type: none"> 自然資本リスクの低い経済社会システムの構築 生物多様性の保全と自然資本のサステナブルな利用 	
環境不動産	<ul style="list-style-type: none"> 建築物のエネルギー消費に伴う温暖化の進行 都市の拡大による生物多様性損失などの環境破壊 	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型建築コンサルティング CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティング サステナブル建築物等先導事業支援コンサルティング スマートタウン・スマートシティの価値「見える化」と構想策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー効率性、資源効率性の高い都市や建築物の普及拡大 環境配慮型不動産の価値向上 生産効率改善に貢献する建築物の普及 	
サステナブル投資	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動による環境、社会への影響の拡大 サプライチェーンでの環境社会問題への対応の重要性増大 	<ul style="list-style-type: none"> 責任投資ファンド スチュワードシップ活動(エンゲージメント、ESGインテグレーション、議決権行使) 	<ul style="list-style-type: none"> ESG配慮企業への投資の促進 スチュワードシップ活動による企業の環境社会配慮の向上 	 <p>SDGsの17の目標の全てに関連</p>
超高齢社会問題	<ul style="list-style-type: none"> 超高齢社会の到来による経済社会システムの脆弱化 認知症等の高齢者に対する金融サービスの対応の遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ型信託 安心サポート信託 リバースモーゲージ 後見制度支援信託 ヘルスケアREITへのファイナンス 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が安全・安心して暮らせる地域社会の構築 高齢者の財産管理の安全性の確保 	



サステナビリティ事業の事例

再生可能エネルギープロジェクトファイナンス

三井住友信託銀行では、プロジェクトファイナンスを通じて、再生可能エネルギーの導入を促進しています。海外は洋上、陸上の大型の風力発電が、国内では太陽光(メガソーラー)への融資が増加しており、累積で発電容量ベースで4,154MW、年間の発電量ベースで7,637GWhになりました。

管水路用マイクロ水力発電

日本の水道施設では、自然流下の未利用落差、ポンプ圧送の余剰圧、減圧弁等による減圧といった、利用せずに開放しているエネルギーが膨大にあります。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、自治体の施設を借りる賃貸方式の採用とリースファイナンスの提供により、こうした未利用エネルギーを活用した発電システムの導入を支援しています。

自然資本評価型環境格付融資

企業が事業を継続するためには、グローバル・サプライチェーンにおける、自然資本に関する調達リスクの管理が経営戦略上不可欠です。三井住友信託銀行は、企業の環境に対する取り組みを評価する環境格付の評価プロセスに、自然資本に対する影響や、取り組みを評価する考え方を組み込んだ「自然資本評価型環境格付融資」をご提供しています。自然資本の評価を融資基準に組み入れるという取り組みは、世界初の試みで、環境白書や欧州委員会の報告書などでも先進的な事例として取り上げられました。

社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行では、社会貢献活動に取り組む公益法人などへの寄付を目的とする「社会貢献寄付信託」を通じ、国内の絶滅の危機にある生きものの生息地を買い取って自然保護を行うナショナル・トラスト活動の支援を行っています。

環境配慮型建築コンサルティング

三井住友信託銀行は、環境不動産の導入を促進するため、ビルなどへの省エネシステム導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用などをアドバイスする環境配慮型建築コンサルティングサービスをご提供しています。

CASBEE-不動産認証申請支援コンサルティング

CASBEE*-不動産は、建物の環境性能評価が不動産マーケットで広く普及することを目的として、2012年に開発されたシステムです。三井住友信託銀行は、CASBEE-不動産の認証申請を支援するコンサルティング業務を展開しており、認証申請を行う不動産の選定などを支援するとともに、CASBEE-不動産評価員の有資格者が不動産の環境性能評価を実施し、認証機関への認証申請をサポートします。
※国土交通省の主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム

ESGインテグレーション

投資にあたって企業を評価する際には、短期的には業績等の財務情報が重要となりますが、中長期的には当該企業の継続的な成長等に関する評価が重要となります。三井住友信託銀行では、持続的な企業収益の維持・改善を見極めるために、企業の提供する商品やサービスの付加価値の高さ、その持続性、および付加価値の提供を支えるガバナンス体制の強固さなどに関する情報(ESG情報)を収集し、これらを企業評価に用いています。

責任投資ファンドのご提供

当グループは2003年、日本で初めて企業年金向け責任投資ファンドのご提供を開始しました。三井住友トラスト・アセットマネジメントがご提供するSRI・ジャパン・オープン(グッドカンパニー)は、この同じ運用を、公募投信として個人投資家など幅広い投資家層にもご提供したもので、日本を代表する責任投資ファンドの一つとなっています。

意思判断能力の低下に対応した財産管理型商品

三井住友信託銀行は、成年後見制度の被後見人の財産を横領などから守る後見制度支援信託や、意思判断能力の低下等による振り込み詐欺被害を予防するセキュリティ型信託、将来の財産管理能力の低下に備え老人ホームの利用料など必要な支払いをあらかじめ定めておく安心サポート信託など認知症のお客さまのための財産管理サービスを取り揃え、オーダーメイドで個別のニーズに対応させていただいています。

地域包括ケアシステムへの参画

高齢者が人生の最期まで住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制は、地域包括ケアシステムと呼ばれています。高齢者のお客さまの資産管理を担う金融機関も、重要な役割を担うと考えられることから、三井住友信託銀行では、地域包括支援センターとの連携や医療従事者が主催する事例研究会に参加するなど全国の支店で地域包括ケアの構築に積極的に参画しています。

FinTechへの取り組み

「FinTech(フィンテック)」はFinance(金融)とTechnology(技術)から成る造語であり、最新テクノロジーを活用した新たな金融サービスの仕組みとして注目を集めています。FinTechを活用することにより、お客さまに新しいサービスをご提供することが可能になります。三井住友トラスト・グループにおいては、三井住友信託銀行をはじめとするグループ各社の強みを最大限に発揮することを主眼に、FinTechへの取り組みを進めています。



三井住友信託銀行におけるFinTechへの取り組み

三井住友信託銀行は全事業横断のFinTechプロジェクトチームを中心に、FinTech技術の導入推進を行っています。

三井住友信託銀行の強みであるコンサルティングや資産運用・管理業務において、FinTech技術の導入に向けた実証実験等を進めています。

ブロックチェーンについては、グローバルカストディ口座開設業務や信託受益権流動化業務への有効性を検証し、業務適用に向けた調査・研究を進めています。

また、AI(人工知能)を活用した取り組みとして、自然言語解析技術を活用したコンサルティング営業の高度化や、資産運用における投資判断・運用手法の高度化、AI等を活用した信託事務の効率化など検討を進めています。

住信SBIネット銀行におけるFinTechへの取り組み

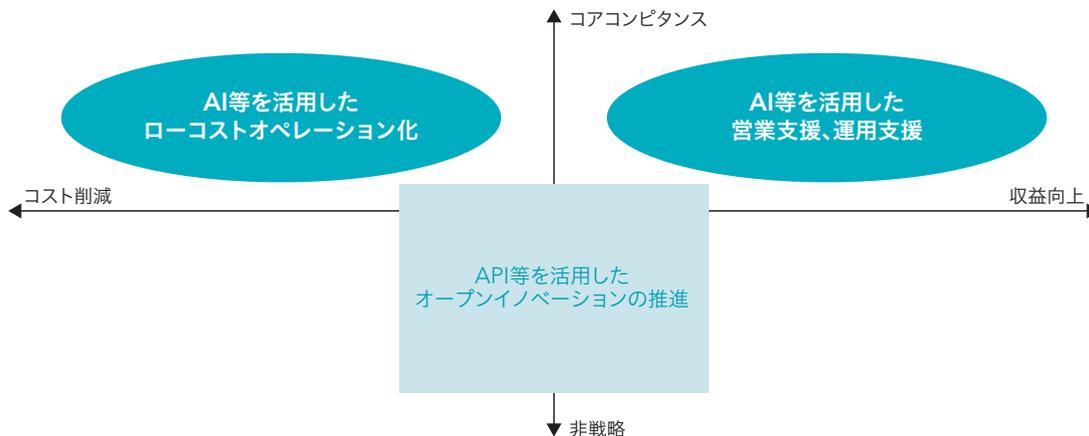
グループ関連会社である住信SBIネット銀行においては、勘定系業務における国内初のブロックチェーン実証実験に成功したほか、AIの活用においても、貸出業務における先進的なローン審査方法に関する実証実験を行っています。

また、提携先企業のサービス向けにAPI※連携を積極的に推進しており、いずれも国内銀行初となる、振込連携機能のご提供、参照系APIを活用したロボアドバイザー(自動資産運用サービス)と更新系APIによる自動貯金サービスのご提供を開始しました。

加えて、電子商取引におけるビッグデータを活用した事業性融資サービス「レンディング・ワン」のサービスのご提供も開始しており、FinTech分野のイノベーションを個人のお客さまの利便性向上のみならず法人のお客さまの企業価値向上にもつなげています。

※ Application Programming Interfaceの略称。システムが提供する特定の機能やサービスを、他のシステムから手軽に利用できるように提供する仕組み。

三井住友信託銀行のFinTech活用コンセプト



金融円滑化への取り組み

●金融円滑化への対応

三井住友トラスト・グループでは、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまへの円滑な資金供給を最も重要な社会的使命の一つと位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

三井住友信託銀行は、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまからの各種ご相談やご返済条件の変更などのお申し込みに迅速かつ適切にお応えするなど、さらなる円滑な金融仲介機能を発揮していくため、金融の円滑化に関する基本方針を定めています。

また、円滑な金融仲介機能を発揮するため、営業店におけるお客さまからのご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みに対応する体制、本部における営業店の対応状況を適切に把握する体制を整備するとともに、金融円滑化に関する苦情やご相談については、各営業店のほか専用ダイヤル等で受け付けています。

2013年3月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限が到来致しましたが、今後も引き続き、中小企業のお客さまの事業活動の円滑な遂行と住宅ローンをご利用のお客さまの生活の安定のため、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に向けて取り組んでいくとともに、東日本大震災および熊本地震の影響を直接または間接に受けているお客さまからのご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みがあった際には、お客さまのご事情に応じて柔軟かつ適切に対応するよう努めていきます。

なお、三井住友信託銀行では、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢を整備しています。また、2016年4月から適用された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への受付体制を整理し、お客さまからのご相談に適切に対応しています。

●中小企業のお客さまの経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況

(1) 中小企業のお客さまの経営支援に関する取組方針

三井住友信託銀行は、中小企業のお客さまに対しては、経営相談や経営指導、経営再建計画策定支援といったコンサルティング機能の発揮を通じ、お客さまの実情を踏まえた事業改善や再生に向けた支援などの取り組みを行っています。

(2) 中小企業のお客さまの経営支援に対する態勢整備

三井住友信託銀行では、中小企業のお客さまの経営支援を行うため、法人企画部とローン業務推進部にそれぞれ「金融円滑化推進室」を設置し、お客さまからの各種ご相談やお申し込みに対応し、お客さまからのご相談やお問い合わせの態勢を整備しています。

中小企業のお客さまの経営支援に係る具体的な対応としては、営業店ならびに本部にて、中小企業のお客さまの業況や取引状況などを踏まえ、ご事情に応じて経営再建計画の策定支援や、経営再建計画の進捗に向けたサポートなどの取り組みを行っています。また、お客さまの海外進出や事業承継への支援、電子記録債権に係る態勢も整備しています。

①海外進出への支援に係る取り組み

三井住友信託銀行では、ニューヨーク、ロンドン、シンガポール、香港、上海およびタイの5支店・1現法体制で海外に進出する日系企業のお客さまへ融資、預金、為替、デリバティブなどの金融サービスをご提供しています。

独自の拠点展開に加え、アジア各国の有力銀行との提携により、ニーズの拡大する現地通貨建て金融サービスにも力を入れています。インドネシアではシンガポール大手のDBS Bank Ltd.の現地法人であるPT Bank DBS Indonesia内にDBSI - SuMi TRUST Japanese Business Servicesを開設し、ベトナムではBank for Investment and Development of Vietnamと業務提携覚書を締結し、各国への進出日系企業向け金融サービス提供を強化しています。

②事業承継の支援に係る取り組み

三井住友信託銀行では、2013年4月、相続、資産承継・事業承継関連サービスの営業店サポート機能をプライベートバンキング部に集約し、法人、個人双方のお客さまの多様な資産承継・事業承継ニーズに対して、きめ細かなご提案と迅速な情報提供を行っています。関連会社（三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ）とも連携しながら、企業オーナーのお客さまや資産家のお客さまのニーズに対してオーダーメイドのサービスをご提供しています。

また、企業オーナーのお客さまの抱える相続や事業承継などに対する不安や課題の身近な相談窓口として、全国の営業店に総勢249名（2017年4月1日現在）の財務コンサルタントを配置し、豊富な経験を通じて蓄積したノウハウを生かし、「相続、資産承継・事業承継」「資産運用・管理」の両面において、お客さまからのご相談をお受けしています。

さらに、これまで信託銀行とのお取引をいただいていないお客さまに対しても、広く三井住友信託銀行のコンサルティング機能を知っていただく機会として、提携税理士法人などとも協働し、企業オーナーさま向けの「相続・事業承継税制」「信託を活用した事業承継対策」等をテーマとするセミナーを開催しています。

③電子記録債権に係る取り組み

三井住友信託銀行では、中小企業のお客さまの資金調達の円滑化等に資するべく、2012年2月から、全国の金融機関が参加する「全銀電子記録債権ネットワーク」に基づく「でんさいサービス」のご提供を開始しています。加えて、「でんさい一括ファクタリングサービス」もご利用いただいています。

(3) 中小企業のお客さまの経営支援に関する取組状況・地域の活性化に関する取組状況

三井住友信託銀行は全国に支店があり、特定の地域の活性化のための取り組みは行っていませんが、各支店のお取引先の個別のご事情や取引状況に応じ経営改善に向けた支援を中心とした取り組みを行っています。

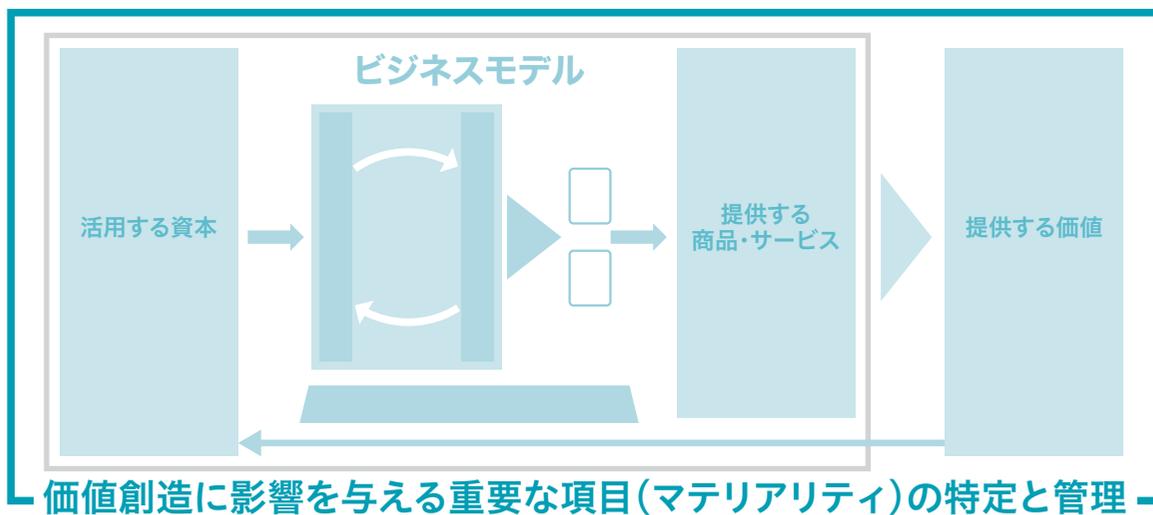
具体的な取組事例

- お取引先の遊休不動産（賃貸ビル等）の売却について、買い手候補先のご紹介および売却仲介を通じ、お取引先の有利子負債の削減に寄与。
- お取引先に対する営業斡旋（不動産の測量案件）を実施、お取引先の売上向上に寄与。

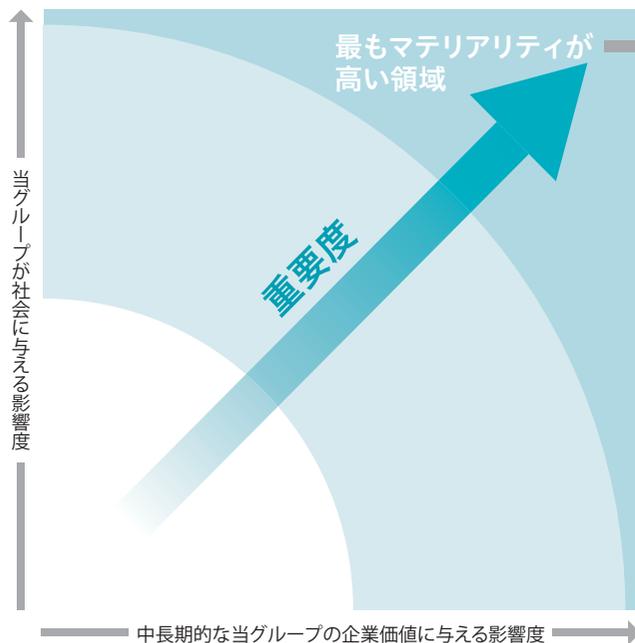
マテリアリティ・マネジメント

マテリアリティ(重要課題)とは、企業の価値創造プロセスに実質的な影響を与える事象です。当グループは、中長期的な視点から優先的に取り組むべき課題としてマテリアリティを特定し、経営のトップレベルで対応するマテリアリティ・マネジメントを推進しています。

マテリアリティは、当グループの中長期的な企業価値への影響と当グループがステークホルダーとの関係を通じ社会へ与える影響の両面から特定されます。この過程で、ガバナンスを含む経営基盤に関わるテーマや、社員やコミュニティとの関係性を含む社会的なテーマ、資源やエネルギー問題とも直結する環境的なテーマが考慮されることから、当グループではマテリアリティをESG(環境・社会・ガバナンス)と重なり合うものと認識しています。



三井住友トラスト・グループのマテリアリティマップ

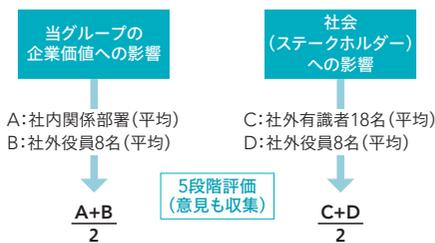


特定した最重要項目
コーポレートガバナンス (P.60~65参照) ・金融システムの安定性
リスク管理とレジリエンス(復元力) (P.66~73参照) ・個人情報・顧客データ保護 ・金融商品の安全性 ・サイバー攻撃 ・投融資先の環境・社会への影響に対する配慮
コンプライアンス (P.74~75参照) ・公正な取引慣行への配慮 ・反社会勢力との取引 ・犯罪防止
人的資本 (P.76~80参照)
ステークホルダーとの対話 (P.81参照)
顧客満足度の向上/フィデューシャリー・デューティ (P.24~27, 82~83参照)

マテリアリティの特定プロセスと活用方法

当グループでは、2015年にマテリアリティを特定し、コーポレートガバナンス基本方針(第3条-4)に記載の「取締役会が取り組むべきサステナビリティをめぐる環境・社会的な課題」に対応するものと位置付けてハイレベルでの議論を行うとともに、インターナル・エンゲージメントのテーマに取り上げ、投資家の視点を日々の業務の改善に取り込む手段としても活用しています。

マテリアリティ項目は「中長期的な企業価値への影響」と「ステークホルダーに与える影響」の二つの観点から評価。前者は社外役員全員と社内関係部署、後者は社外役員と社外有識者が評価。



STEP2で出したマテリアリティ項目の評価を、横軸が「中長期的な当グループの企業価値に与える影響度」、縦軸が「当グループが社会(ステークホルダー)に与える影響度」のマテリアリティマップ(散布図)上にプロット。「最もマテリアリティが高い領域」内にプロットされた項目を最重要視すべきESG問題と考える。これらは、経営会議で決議し、取締役会に報告。

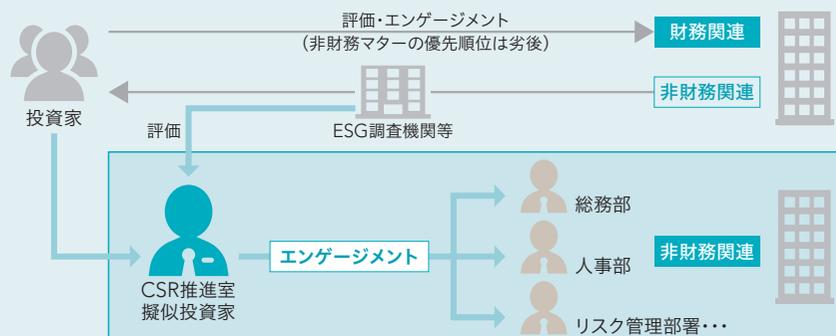


長期的な視点で企業価値を追求するESG投資家の視点を重視。IIRC*1やGRI*2をはじめとするガイドライン、ESG調査機関の指標、日本固有のリスクなどを考慮し、マテリアリティ特定項目を抽出。

*1 IIRC:国際統合報告評議会
*2 GRI:グローバル・レポーティング・イニシアティブ

インターナル・エンゲージメント

インターナル・エンゲージメントとは、経営企画部CSR推進室が「擬似投資家」となってマテリアリティの高い業務の担当部署と行う対話(エンゲージメント)のことです。外部の機関投資家やステークホルダーと直接対話を行うことが少ない部署が投資家視点での課題を認識し、具体的な対応を検討するきっかけを創出します。



コーポレートガバナンス

当グループは、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとしてふさわしい経営管理体制を構築すべく、2017年6月から指名委員会等設置会社へ移行しました。この移行によって、経営の透明性・健全性をさらに向上させ、環境変化に柔軟に対応できる意思決定の迅速化を図っていきます。

1. 基本的な取り組み方針

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。また、取

締役会は、当グループの全ての役員・社員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる経営の基本原則として、グループの経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、および行動規範(バリュー)を制定しています。

基本的な考え方

- 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー、及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- 当社は、当社グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

2. 当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方

当社は、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、三井住友トラスト基礎研究所、日本トラスティ・サービス信託銀行等を傘下に擁する金融持株会社であり、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と創造力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、および不動産事業を融合した「トータルソリューション」をご提供するお客さまの「ベス

トパートナー」を目指してまいります。また、当社は、理念を実現し、ステークホルダーの期待に応えるため、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性、ならびに経営の透明性を確保し、当グループのコーポレートガバナンスの高度化に取り組んでまいります。

3. 取締役会

(1) 取締役会の役割について

取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保することをその中心的役割としています。このため、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任した上で、執行役等の職務の執行を監督しています。また、社外取締役が、ステークホルダーの視点に立ち、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から取締役会および経営者の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を適切に監督することができる環境を整備しています。さらに、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、当グループ各社が果たすべき社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）を定め、役員および社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当グループの企業価値の向上を図っています。そして、お客さまの真の利益に適う商品・サービスの提供に関する取組方針（フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針）を定め、当グループ内で「お客さま本位」の姿勢を共有し、お客さまの安心と満足のために行動するとともに、当グループ各社の取組状況を管理することにより、当グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの実践を推進しています。

(2) 取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要かつ適切な規模で、構成員の多様性および専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定しています。

また、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とし、独立役員に係る独立性判断基準を制定し、開示しています。

さらに、取締役候補者を決定するに際し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、信託銀行グループとしての当社の幅広い業務領域を適切に監督するのに相応しい、知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保するよう努めています。

取締役会の構成



※ 社外取締役7名全員を独立役員として金融商品取引所に届け出しています。

(3) 取締役会評価

当社は、毎年、取締役会全体の実効性を評価し、抽出した課題に対する改善策を検討・実施していくことで、PDCAサイクルを機能させ、取締役会の実効性向上に取り組んでいます。

2016年度の当社取締役会評価は、当社の全ての取締役・監査役に対して「取締役会の構成・付議議案・審議時間等」「資料・事前説明等」「当日運営・発言状況等」に関するアンケート調査を実施しました。（2016年度の実効性評価は、監査役会設置会社として、取締役のほか監査役も対象にしています。）

また、上記アンケート調査後、当社の全ての社外取締役・社外監査役に対して、社外有識者によるインタビューを実施するなど、第三者の視点を活用した評価を実施しています。

アンケートおよびインタビューの結果を踏まえて、取締役会の実効性に関する分析・評価を取締役会事務局において行い、2017年4月に開催された取締役会において評価結果を報告しています。

4. 委員会

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性、ならびに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる指名委員会、報酬委員会、および監査委員会に加え、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が参画するリスク委員会および利益相反管理委員会を設置しています。

● 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定し、取締役会から執行役社長を含む執行役の選任および解任、ならびに経営陣の後継者人材育成計画に関する諮問を受け、審議の上、答申を行うとともに、三井住友信託銀行の取締役会から、取締役および監査役の選任および解任に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。指名委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。指名委員長は独立社外取締役である

委員の中から選定することとしており、2017年度においては、松下 功夫氏が就任しています。

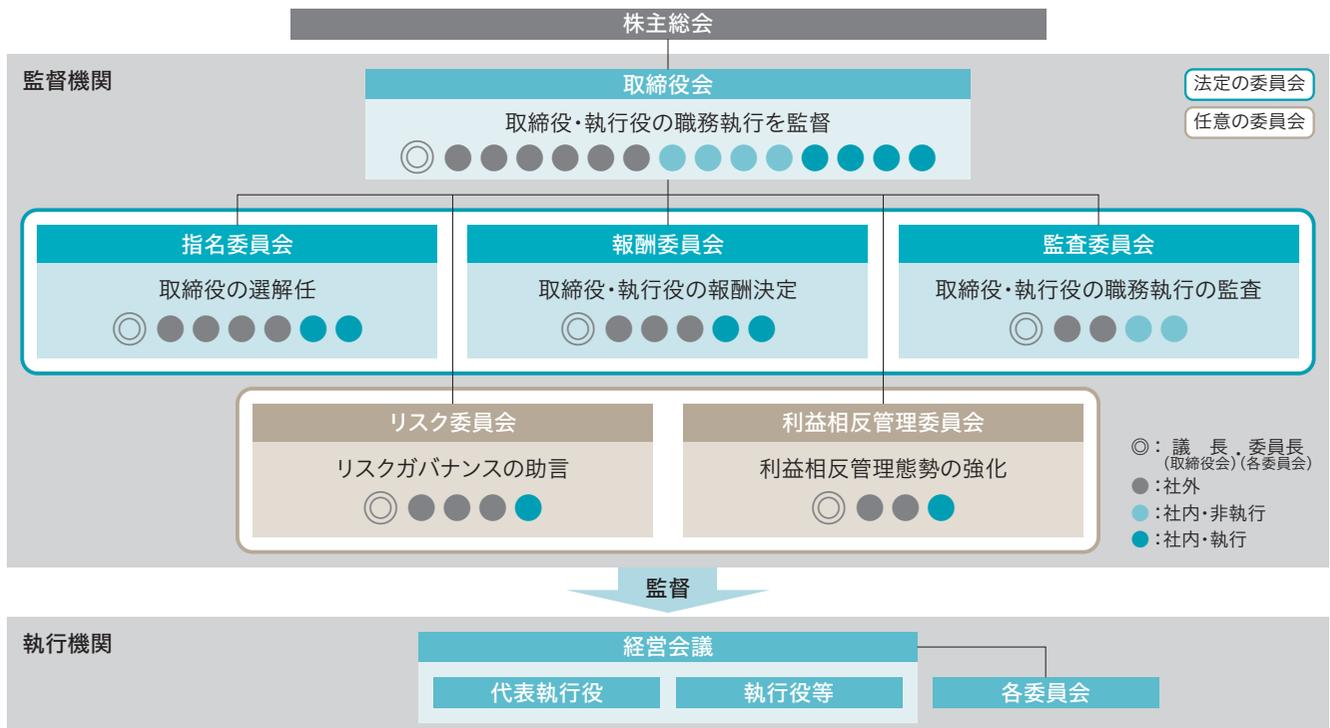
● 報酬委員会

報酬委員会は、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、その方針に従って、執行役および取締役の個人別の報酬等の内容を決定するとともに、三井住友信託銀行の取締役会から、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。また、報酬委員会は3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。報酬委員長は独立社外取締役である委員の中から選定することとしており、2017年度においては、松下 功夫氏が就任しています。

● 監査委員会

監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行を監査し、

指名委員会等設置会社移行後のコーポレートガバナンス体制



監査報告を作成するとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、会計監査人の報酬等の決定について、適切に同意権を行使します。

また、監査委員会は、その役割と責任を果たすため、当グループに属する会社の業務および財産の状況の調査等を行う権限を適切に行使し、当グループの内部統制システムを適切に活用するとともに、執行役、取締役および会計監査人からの報告聴取およびこれらの者との意思疎通等を通じて、組織的かつ効率的に監査を実施します。監査委員会は、執行役を兼務しない3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を独立社外取締役が占めます。監査委員長は原則として独立社外取締役である委員の中から選定することとしており、2017年度においては、齋藤 進一氏が就任しています。

● リスク委員会

リスク委員会は、①当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、およびマテリアリティに関する事項、②当グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、およびコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等につ

いて検討し、答申を行います。リスク委員会の委員の過半数は、独立社外取締役および独立性ある社外有識者とするを原則とし、リスク委員長は、当該分野に専門的知見を有する取締役である委員の中から選定することとしており、2017年度においては、独立社外取締役である荒木 幹夫氏が就任しています。

● 利益相反管理委員会

利益相反管理委員会は、①当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項、②当グループの利益相反管理、顧客説明管理、および顧客サポート管理の実効性ならびにこれらの態勢の高度化に関する事項、③当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針および当グループ各社の行動計画等に関する事項、④当グループの利益相反管理およびフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。利益相反管理委員会の委員の過半数は、独立社外取締役および独立性ある社外有識者とするを原則とし、利益相反管理委員長は独立社外取締役および当該分野に専門的知見を有する社外有識者である委員の中から選定することとしており、2017年度においては、外部有識者であり三井住友信託銀行の社外取締役である神田 秀樹氏が就任しています。

各委員会の構成員(◎:委員長、●:委員(社外)、●:委員(社内・非執行)、●:委員(社内・執行))

		指名	報酬	監査	リスク	利益相反管理	
社外	取締役	松下 功夫	◎	◎			
		篠原 総一	●	●			
		鈴木 武	●	●		●	
		荒木 幹夫	●	●		◎	
		齋藤 進一	●		◎		
		吉田 高志			●		
		河本 宏子			●		
	有識者	神田 秀樹*					◎
		外山 晴之*				●	
		栗原 俊典*				●	
		細川 昭子*				●	
社内		大久保 哲夫	●	●			
		橋本 勝	●	●			
		八木 康行			●		
		三澤 浩司			●		
		西田 豊				●	

※ 神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行の社外取締役です。外山 晴之氏、栗原 俊典氏および細川 昭子氏は、独立性ある社外有識者です。

三井住友トラスト・ホールディングスの取締役・執行役・執行役員

(2017年7月1日現在)

取締役



取締役執行役社長
(代表執行役)
大久保 哲夫

当社の経営管理部門の統括役員として会社経営の一角を担う経験を経て、2017年4月に取締役社長に就任しています。併せて、三井住友信託銀行においても経営管理部門の統括役員の経験に加え、ホールセール事業統括役員等複数の事業経営の経験を有し、2016年4月から1年間、取締役副社長を務めています。これまで培った事業経営、会社経営の経験を基に、今後も、グループの経営全般を牽引する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上へのさらなる貢献を期待し、取締役に選任しています。



取締役執行役専務
(代表執行役)
荒海 次郎

当社の常務執行役員として経営管理部門を担当するとともに、三井住友信託銀行の常務執行役員として受託事業の副統括役員を担うなど、信託銀行グループの経営管理および事業運営に関する豊富な知識・経験を有しています。これまで培った経験を基に、今後も、グループの経営全般の統括を補佐する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役に選任しています。



取締役執行役専務
(代表執行役)
高倉 透

当社の常務執行役員として経営管理部門の統括役員を担うとともに、三井住友信託銀行の取締役常務執行役員としてリテール事業副統括役員を担うなど、信託銀行グループの経営管理および事業運営に関する豊富な知識・経験を有しています。これまで培った経験を基に、今後も、グループの経営全般の統括を補佐する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役に選任しています。



取締役執行役
橋本 勝

当社の経営管理部門の統括役員等を歴任し、2016年10月から2017年3月まで副社長執行役員を務め、当グループ経営全般の補佐を担ってきました。また、三井住友信託銀行においては、2017年4月から取締役社長に就任し同社の経営全般を担っています。当社においても、今後グループの経営全般を統括する立場で、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けた牽引力の発揮を期待し、取締役に選任しています。



取締役
北村 邦太郎

2012年4月以降5年間、当社の取締役社長を務め、信託銀行グループの経営全般にわたる豊富な知識・経験を有しています。これまでに培った経験を生かし、今後も引き続き、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けたさらなる貢献を期待し、取締役に選任しています。



取締役
常陰 均

2011年4月以降当社の取締役会長を務めるとともに、2017年3月まで三井住友信託銀行の取締役社長を務めるなど、信託銀行グループの経営全般にわたる豊富な知識・経験を有しています。これまで培った経験を生かし、今後も引き続き、当グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けたさらなる貢献を期待し、取締役に選任しています。



取締役
八木 康行

審査部長、および不動産融資関連会社の社長等の経験を有し、三井住友信託銀行の専務執行役員として近畿圏統括役員等を務めるなど、事業運営に関する豊富な知識・経験を有しています。また、2016年6月以降は当社監査役を務め、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識・経験を備えていることから、経営の健全性および透明性の向上への貢献を期待し、取締役に選任しています。



取締役
三澤 浩司

受託部門や経営管理部門の部長職を歴任した後、三井住友信託銀行の常務執行役員を務めるなど、信託銀行グループの経営管理および事業運営に関する豊富な知識・経験を有しています。また、2016年4月以降は三井住友信託銀行の監査役を務め、公正かつ客観的な立場から業務執行状況全般を監査する知識・経験を備えていることから、経営の健全性および透明性の向上への貢献を期待し、取締役に選任しています。



取締役(社外)
篠原 総一*

国際経済学およびマクロ経済学を専門とする経済学者であり、国内外の経済に関する豊富な知見と高い見識を有しています。当社社外取締役に任命中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。



取締役(社外)
鈴木 武*

日本を代表するグローバル企業であるトヨタ自動車株式会社の元専務取締役として、経理・財務、関係会社経営等の分野で幅広い経験と豊富な知識を有しています。トヨタ自動車株式会社専務取締役退任後は、トヨタファイナンシャルサービス株式会社の代表取締役社長や、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の代表取締役会長を務めるなど、金融関連事業の会社経営にも携わっています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。



取締役(社外)
荒木 幹夫*

株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役副社長として、銀行経営および政策金融等に関する幅広い経験と、一般財団法人日本経済研究所の理事長として国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。当社社外取締役在任中において、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後も同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。



取締役(社外)
松下 功夫*

日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループであるJXホールディングス株式会社(現JXTGホールディングス株式会社)の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しており、これまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。



取締役(社外)
齋藤 進一*

丸紅株式会社の元財務部長として、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、投資事業会社の経営にも携わり、会社経営者としての高い見識も有しています。2013年6月に当社監査役に就任以降、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後も、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。



取締役(社外)
吉田 高志*

長年大手監査法人に所属し、公認会計士として、金融機関や事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しています。また公認会計士としての経験に加えて、監査法人の代表社員や常務理事として経営に携わってきたほか、海外勤務経験に基づくグローバルな知見も有しています。2016年6月以降、当社監査役を務めており、今後も、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。



取締役(社外)
河本 宏子*

全日本空輸株式会社の取締役専務執行役員として、同社の経営全般および女性活躍推進担当を担っていたほか、2016年6月以降三井住友信託銀行の社外取締役を務めていました。同社の社外取締役在任中は、かかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後も、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。

* 会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

執行役・執行役員

執行役専務兼執行役員

白石 昭彦

執行役常務

尾中 浩一

執行役常務

田中 茂樹

執行役員

斉藤 毅

執行役員

益井 敏夫

執行役専務

越村 好晃

執行役常務

能勢 保巳

執行役兼執行役員

朝日 清満

執行役員

梅澤 忠雄

執行役員

大山 一也

執行役専務

西村 正

執行役常務兼執行役員

海原 淳

執行役員

筒井 澄和

執行役員

土屋 正裕

執行役員

小足 一寿

執行役専務

西田 豊

執行役常務

横田 顕

執行役員

北野 幸広

執行役員

野口 謙吾

執行役員

中野 俊彰

リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)

1. リスクアペタイト・フレームワークの位置付け

リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)とは、当グループの社会的役割および経営方針に基づき経営が策定した経営戦略の実現のため、リスクキャパシティの範囲内で、意図的に取るリスクの種類と水準を決定するプロセス、およびそれを支える内部統制システムから構成される全社的な経営管理の枠組みをいいます。

当グループのリスクアペタイト・フレームワークは、収益力強化とリスク管理高度化の両立を主な目的とし、環境想定・リスク認識、リスクアペタイトの決定・伝達・監視を通じたリスクテイクの透明性向上、適切な経営資源の配分、運営状況のモニタリングなどを通じて実現を推進します。

2. リスクアペタイトの運営

リスクアペタイトの決定

当グループのリスクアペタイトは、経営戦略およびストレステストによる検証等を踏まえ、経営計画と統合的に決定します。

当グループは、年1回以上、必要に応じて随時、リスクアペタイトの見直しを実施します。

当グループは、リスクアペタイトの設定において、各事業がそのビジネス特性ごとに晒されている信用リスク、市場リスク、情報セキュリティリスク、コンダクトリスクなどの主なリスク(リスク特性)を特定しています。

場合は、要因を分析の上、対応策の実行または設定水準の見直しなどを実施します。

リスクガバナンス

リスクガバナンスは、コーポレートガバナンスの一部を構成し、リスクアペタイトやリスクリミットの明確化およびこれらのモニタリングを実施し、リスクを特定・計測・管理・コントロールする仕組みをいいます。

当グループは、当グループの健全な発展を目的として、リスクガバナンスの高度化を推進します。

リスクアペタイトのモニタリング

当グループでは、リスクアペタイトを明確にするためのリスクアペタイト指標を設定し、定期的にモニタリングを実施します。また、リスクアペタイト指標が設定した水準から乖離した

三井住友トラスト・ホールディングスでは、指名委員会等設置会社への移行を含むコーポレートガバナンス高度化の取り組みとして、リスク委員会や利益相反管理委員会などを新設し、リスクアペタイトの運営の高度化に取り組んでいます。

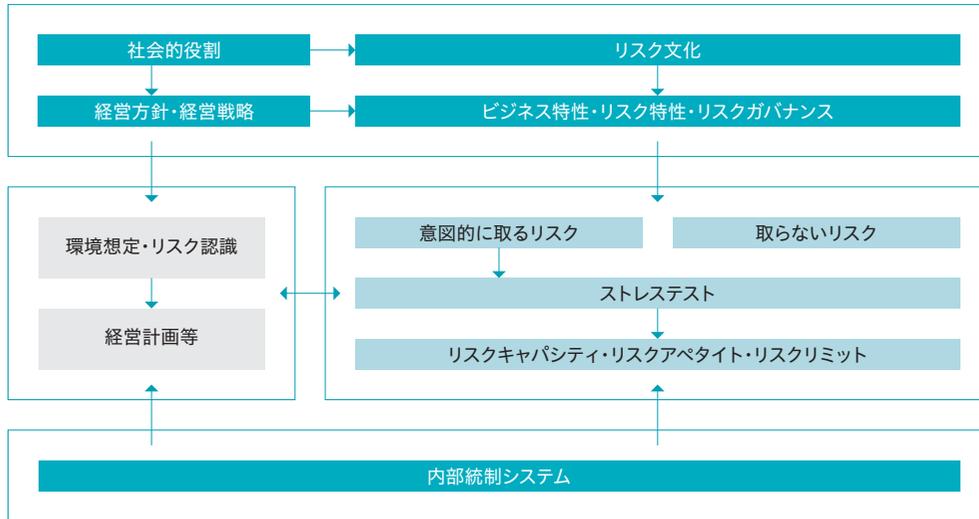
3. リスク文化の醸成と浸透

当グループでは、リスク文化を「信託の受託者精神に基づく高い自己規律のもと、リスクの適切な評価を踏まえたリスクテイク、リスク管理、リスクコントロールを機動的に実行する当グループの組織および役員・社員の規範・態度・行動を規定する基本的な考え方」と定義しています。

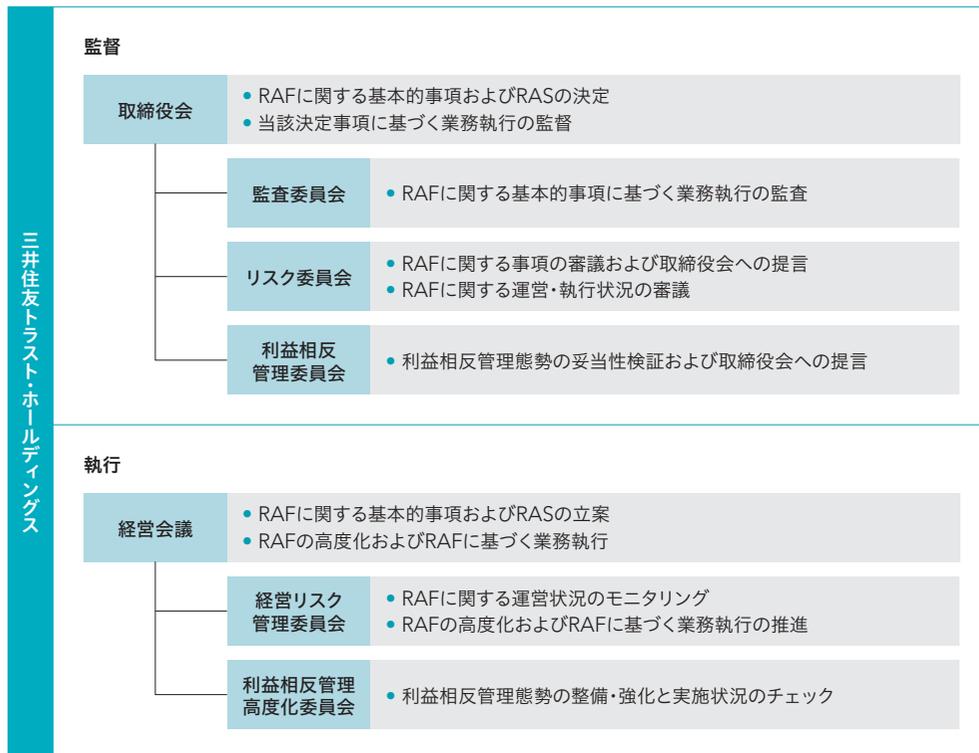
当グループでは、リスク文化の醸成・浸透のため、経営メッ

セージの発信、研修教育などを通じたグループ内の共有・周知に取り組んでいます。また、リスクアペタイト・フレームワークを明文化したリスクアペタイト・ステートメント(RAS)を策定し、グループ内のリスクアペタイトに関する活発な議論に活用しています。

リスクアペタイト・フレームワークの概要



リスクアペタイト・フレームワークの運営体制



スリーライン・ディフェンス

スリーライン・ディフェンスに基づく管理体制

全社的なビジネス戦略に基づく各事業の利益計画達成を目指して、リスクテイクを行うとともに、リスク状況の変化を踏まえた適切なビジネスモデルの見直しや有事対応を実施するため、当社ではスリーライン・ディフェンスに基づく管理体制をとっています。

スリーライン・ディフェンスは次の三つで構成されます。

(1)ファーストライン・ディフェンス(リスクテイク、リスクコントロール)

- 各事業が業務商品知識を生かして自事業の推進におけるリスクの特定と把握を行います。
- 各事業は定められたリスクアペタイトの範囲内でリスクテイクを行うとともに、リスクが顕在化した際には現場レベルでのリスクコントロールを迅速に実行します。

(2)セカンドライン・ディフェンス(リスク・ガバナンス)

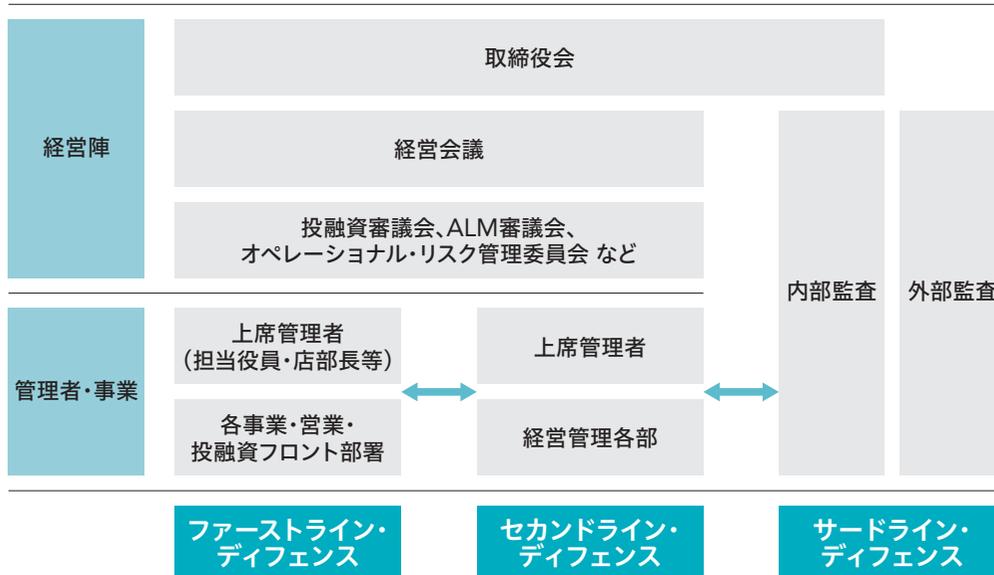
- リスク管理部署となる経営管理各部署は、取締役会によって決定された全社的なリスク管理方針に従い、全社的なリスクを特定・評価し、リスク管理プロセスを構築しリスク限度枠の設定を行います。リスクが顕在化した場合の全社リカバリー戦略をあらかじめ策定します。
- リスク管理部署は、期中のリスク限度枠の遵守状況を監視し状況を経営陣へ報告します。
- リスク管理部署はファーストラインのリスクテイクへの牽制機能を発揮し、リスク管理態勢の監督、指導を行います。

(3)サードライン・ディフェンス(リスク・アシュアランス)

- 内部監査部署は、全社のリスク・ガバナンスの態勢およびプロセスの有効性や適切性を独立した立場から検証します。

それぞれのラインは、上位組織である各種委員会、経営会議および取締役会によって監視・統制される仕組みになっています。

各ラインの構成



内部監査

1. 基本的な取り組み方針

当グループでは、経営目標の達成、適切な法令等遵守、金融円滑化、顧客保護等やリスク管理のため、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容およびリスクの種類に応じた効率的かつ実効性のある内部監査態勢を整備することが、必要不可欠かつ重要であると考えています。

この認識のもと、業務執行態勢や内部管理態勢の改善・強

化により経営の健全性を確保することを目的として、業務執行に係る部署から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を当社および主要グループ各社に設置し、業務執行態勢や内部管理態勢等の適切性・有効性を検証して問題点の是正に向けた指摘・提言等および改善状況のフォローアップ等を行っています。

2. 内部監査の実施体制

(1) 三井住友トラスト・ホールディングス

① 組織

当社では、業務執行に係る部署から独立した内部監査部を取締役会の下に設置するとともに、法定の監査委員会(委員長:社外取締役)を設置して経営および業務執行部門への監督・牽制力(ガバナンス)を強化しています。

② 機能・役割

持株会社の内部監査部は、当グループの内部監査態勢整備も含めた内部監査基本方針、およびグループ各社にまたがる重要リスク項目を踏まえた内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得た上で、取締役会にて決定しています。内部監査結果は、遅滞なく監査委員会および取締役執行役社長に報告するとともに、グループ各社も含めた内部監査結果等の分析を行い、定期的にと取締役会に報告しています。

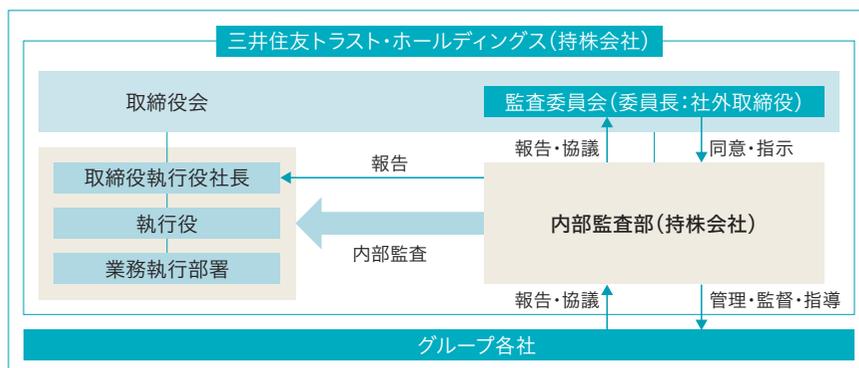
また、当グループの内部監査機能の統括部署として持株会社の内部監査部は、グループ各社の内部監査計画について基

本方針との整合性を確認した上で承認し、グループ各社の内部監査部門と連携して内部監査を実施しているほか、グループ各社からの内部監査結果の報告等を受け、グループ各社の内部監査態勢および実施状況を把握・検証し、必要に応じて指導等を行う役割を果たしています。

(2) グループ各社

三井住友信託銀行等の主要グループ会社においても、業務執行に係る部署から独立した内部監査部門を設置して、各社のグループ会社を含めて内部監査を実施しています。各社では、持株会社の定めた内部監査基本方針に沿って内部監査計画を策定し、持株会社への協議を経て各社取締役会にて決定しています。内部監査の結果は、遅滞なく社長および持株会社に報告するとともに、グループ各社も含めた内部監査結果等の分析を行い、定期的にと取締役会および持株会社に報告しています。

三井住友トラスト・グループ



リスク管理

1. 基本的な取り組み方針

当グループは、日本最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、業務特性と環境変化に対応したリスク管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付け、当グループ

の事業展開と持続的成長を支える強固な経営基盤としてのリスク管理の高度化を推進しています。

2. リスク管理体制

リスク管理に係る経営機構および主要部署の役割・責任は次の通りです。

①取締役会

当グループの経営方針、戦略目標を明確化し、戦略目標を踏まえたリスク管理方針の策定、適切なリスク管理態勢整備の統括およびリスク管理方針周知のための適切な方策を講じます。

②取締役、統括役員

取締役はリスク管理の重要性を十分認識し、リスク管理

部署の統括役員は適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて方針や具体的な方策を検討します。

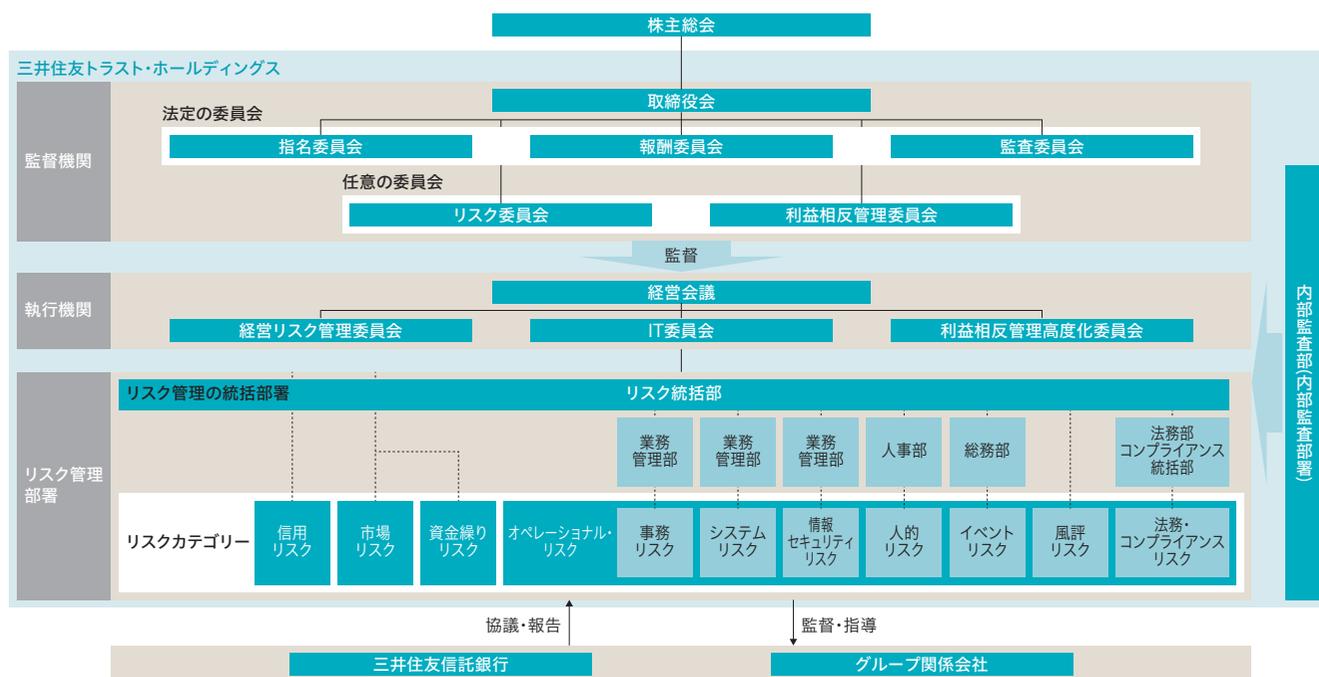
③リスク管理部署

リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動を通じ、リスクの状況を的確に把握し、リスクに対して適切な管理・運営を行います。

④内部監査部署

業務執行に係る部署から独立した立場でリスク管理態勢の適切性・有効性を検証します。

リスク管理体制



3. 取り組みの概要

(1) リスクの種類

当グループでは、グループ全体が経営上抱えるリスクを要因別に、「信用リスク」「市場リスク」「資金繰りリスク」「オペレーショナル・リスク」に区分し、それぞれのリスクの特性に合った管理を行っています。

各社に対して必要に応じ適切な監督・指導を行っています。

また、グループ全体におけるリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として制定し、リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動が適切に実行できるよう権限や組織体制などを明確化し、リスク管理に係る方針・計画（リスク管理計画、リスク資本配賦計画）を策定しています。

(2) リスク管理の方法

当グループでは、リスク管理の統括部署を設置し、グループ全体のリスクの状況をモニタリングするとともに、各リスクカテゴリーのリスク管理を統括するリスク管理部署を定め、当グループ

当グループ各社においては、当社のリスク管理に係る方針を踏まえ、それぞれの業務やリスクの特性に応じた適切なりリスク管理態勢を整備しています。

リスクカテゴリー

リスクカテゴリー	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいう。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢などにより当グループが損失を被るリスクをカントリーリスクという。
市場リスク	金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッドなどのさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスクをいう。このうち、特に、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを、市場流動性リスクという。
資金繰りリスク	必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクをいう。
オペレーショナル・リスク（略称「オペリスク」） （下記はオペリスク内の「リスクサブカテゴリー」）	業務の過程、役員・社員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当グループが損失を被るリスクをいう。
事務リスク	役員・社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすなど、事務が不適切であることにより当グループが損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、または誤作動等、システムの不備等に伴い当グループが損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、当グループが損失を被るリスク
情報セキュリティリスク	情報の漏えい、情報が正確でないこと、情報システムが利用できないこと、情報の不正使用等、情報資産が適切に維持・管理されないことにより、当グループが損失を被るリスク
法務・コンプライアンスリスク	取引の法律関係が確定的でないことにより当グループが損失を被るリスク、および法令等の遵守状況が十分でないことにより当グループが損失を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正、ハラスメントなど、人事・労務管理上の問題により当グループが損失を被るリスク
イベントリスク	自然災害、テロ等の犯罪、社会インフラの機能障害、感染症の流行など、事業の妨げとなる外生的事象、または有形資産の使用・管理が不適切であることにより当グループが損失を被るリスク
風評リスク	マスコミ報道、風評・風説などによって当社または子会社等の評判が悪化することにより当グループが損失を被るリスク

(3) 統合的リスク管理

当グループでは、リスクを経営体力の範囲内で制御して健全な経営を確保するためのリスク管理上の枠組みとして統合的リスク管理態勢を構築しています。具体的には、①リスク資本配賦運営、②シナリオ分析等を実施し、当グループが定めた基本方針のもと、リスク・リターンの最適化、自己資本の充実度評価による企業価値向上のための適切な管理を実施し、定期的に取り締り委員会等に報告しています。

① リスク資本配賦運営

当グループでは、外部環境、リスク・リターンの状況、戦略目標およびシナリオ分析の結果を勘案した上で、自己資本の充実度を評価し、グループ各社へ資本を配賦する運営を行っています。

② シナリオ分析

当グループでは、経営計画の策定時に、リスク資本配賦計画および自己資本比率計画において、シナリオ分析を実施し、自己資本充実度の評価やリスク発生時の対応策(コンティンジェンシープラン)の策定等に利用しています。

(4) 危機管理体制

当グループでは、自然災害やシステム障害、新種感染症の流行などの危機発生時において、緊急時対応を迅速に実行するため、コンティンジェンシープランを整備しています。

さらに、資金決済などの重要な業務については、BCP(業務継続計画)やバックアップオフィスなど、業務継続体制を整備し、その実効性を確保するため、定期的な訓練やBCP見直しなどを実施しています。

発生した危機が重大で影響が広範囲に及ぶなど、当グループの正常な業務活動に重大な支障を及ぼし、その対応に緊急に総合的かつ高度な経営判断を要する場合には、当社と三井住友信託銀行の両社長を本部長とする合同緊急対策本部を設置して、緊急時対応を迅速に実行していきます。

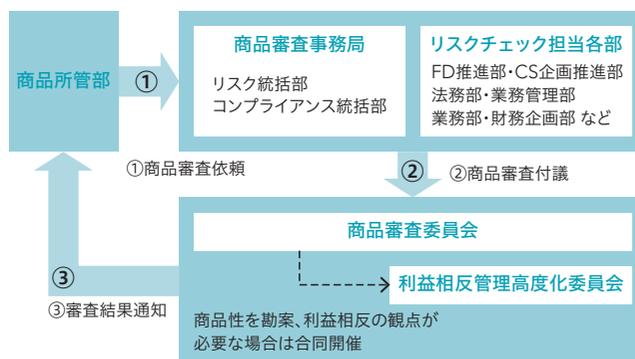
(5) サイバー攻撃の脅威への対応

国内外でサイバー攻撃による被害が拡大、脅威も増大しています。かかるなか、当グループではお客さまの大事な財産をサイバー攻撃の脅威から守るため、三井住友信託銀行のシステムを24時間監視するとともに、サイバー攻撃に係る情報収集・分析・対策等を進める社内組織としてSuMiTRUST-CSIRTを設立し、外部の専門機関との連携もとりながら、管理態勢の強化に取り組んでいます。

(6) 新商品・新規業務導入における体制

新商品の取扱開始や、新規業務に取り組む際には、あらかじめ内在するリスクの有無、種類の特定・評価・管理、お客さまへの説明資料・手法など商品、業務を継続するためにさまざまな態勢整備を行う必要があります。この目的達成のために、当グループでは商品審査の体制を整備しています。商品審査のプロセスにおいては、お客さまから信頼していただける商品、業務の導入を重視し、複数の部署がさまざまな角度から検証を行います。また、商品導入後も定期的なモニタリングによる検証を行っています。

商品審査のプロセス



4. 投融資における環境・社会配慮

当グループは「投融資先の環境・社会への影響に対する配慮」を当グループのサステナビリティに関するマテリアリティの中でも最も重要性が高い項目として特定しています。

投融資先の活動による環境・社会への影響に配慮し、当グループのリスクを回避・低減することは健全な金融機関としての責務と考えます。

プロジェクトファイナンスにおける環境・社会配慮

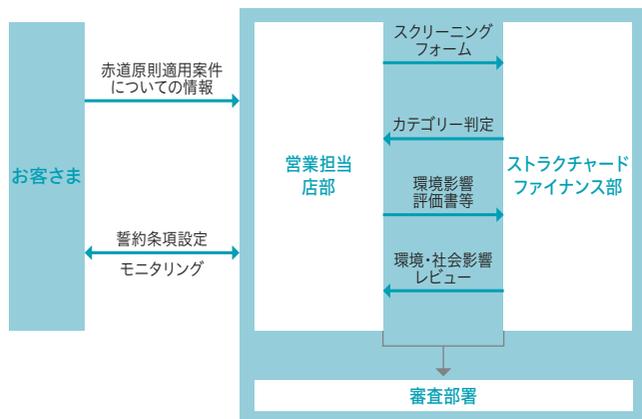
赤道原則

三井住友信託銀行は、プロジェクトファイナンス等の融資にあたり、プロジェクト実施者に対して自然環境や地域社会に及ぼす影響に十分配慮することを求める民間金融機関の国際的ガイドラインである「赤道原則」に署名しています。

融資の意思決定に際しては、プロジェクトの環境・社会リスク、プロジェクトの所在国、業種に応じた環境社会への影響をレビューし、総合的なリスク判断を行います。

2016年2月の署名後2017年3月までに赤道原則を適用した案件は21件となります。

赤道原則の運営体制



機関投資家としての環境・社会配慮

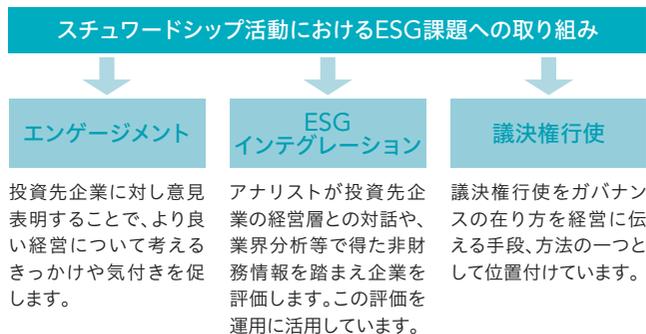
責任投資原則とスチュワードシップ活動

三井住友信託銀行および日興アセットマネジメント株式会社は、機関投資家が投資の意思決定に際してESG(環境、社会、ガバナンス)に配慮することを求めて国連グローバル・コンパクトと国連環境計画・金融イニシアティブが策定した「責任投資原則」に署名しています。

また、三井住友信託銀行は2014年5月に「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明しました。スチュワードシップ会議を設置し、企業に対してESGに対する配慮による企業価値向上や持続的成長を促し、中長期的な投資リターンを拡大する責任(スチュワードシップ責任)を果たすことに努めています。

2017年1月にはスチュワードシップ活動を専担するスチュワードシップ推進部を新設しました。

スチュワードシップ活動の三つの柱



コンプライアンス(法令等遵守)

1. 基本的な取り組み方針

コンプライアンスとは、広く社会規範を遵守することをいいます。当グループにとって、コンプライアンスの実現は当然の基本原則であり、経営者のもとより、社員一人一人が日々の業務運営の中で着実に実践しなければならないものと考えて

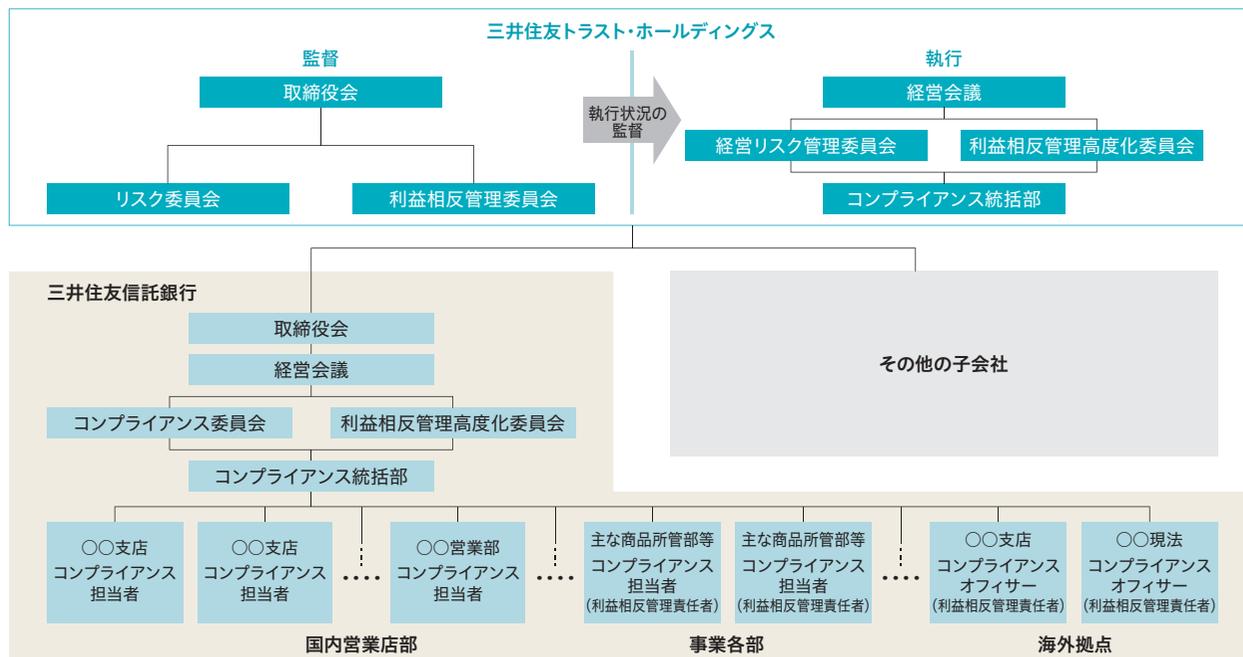
います。当グループでは、具体的な遵守基準等を「コンプライアンス規程」に定めています。また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備しています。

2. グループのコンプライアンス体制

当グループでは、グループ全体のコンプライアンス体制を統括することを最も重要な機能の一つと位置付け、当社の「コンプライアンス規程」において、役員・社員が遵守すべき基準を定め

ています。また、コンプライアンスに係る諸施策の具体的な実践計画については、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、定期的に進捗状況の把握、評価を行っています。

グループのコンプライアンス体制



3. コンプライアンス意識の浸透への取り組み

コンプライアンス意識の浸透を図るため、当社をはじめグループ各社において、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、法令・諸規則ほか遵守すべき事項等を周知徹底しています。また、インサイダー取引規制遵守に関するルールをはじめ

めとしてコンプライアンス面の研修の強化を進めており、全社的なテーマについては各社のコンプライアンスに関する統括部署が中心となって研修を実施しています。

4. ホットライン制度

当グループでは、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員等がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度

を設けています。同制度では、通報者保護のため、情報管理やプライバシー保護を徹底し、通報者に不利益な取り扱いを厳禁しています。

5. 反社会的勢力への対応

当グループでは、行動規範(バリュー)等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定めて社内外に宣言しており、反社会的勢力との取引防止のため、各種取引において確認等を行う体制を構築しています。また、融資や預金取引などの各種取引に暴力団排除条項を導入しています。これは、反社会的勢力に取引を躊躇させ、取引開始後に反社会的勢力と判明したときに取引を解消させる契約上の根拠付

けとなるものです。取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合には、警察等外部専門機関と緊密に連携し取引解消等に向けた対応を行っていく体制を構築しています。さらに、意識や体制を強固なものとするため、2016年度については、全役員・社員を対象とした反社会的勢力との取引防止研修を実施しました。

6. マネー・ローンダリング等防止態勢

当グループでは、マネー・ローンダリング等を防止するため、継続的な取引関係の開始時や大口現金取引等を行うとき、特定の国に居住・所在する者との取引を行うときなどには、氏名・住居など本人特定事項の確認や取引目的・職業など顧客管理事項の確認を行います。また、犯罪収益やテロ資金などの疑わしいと思われる取引に遭遇した場合は、担当者は直ちに責任者に連絡し、当局に届け出ます。さらに、三井住友信託銀行で

は、AML(Anti-Money Laundering)システムを導入しており、不正な口座移動等がないかシステムにて検証しています。なお、関連する店舗に対しては、定期的にマネー・ローンダリング等防止に関する研修受講を義務付けており、2016年度については、半期に1回ずつ、該当店舗の全社員を対象に研修を実施しました。

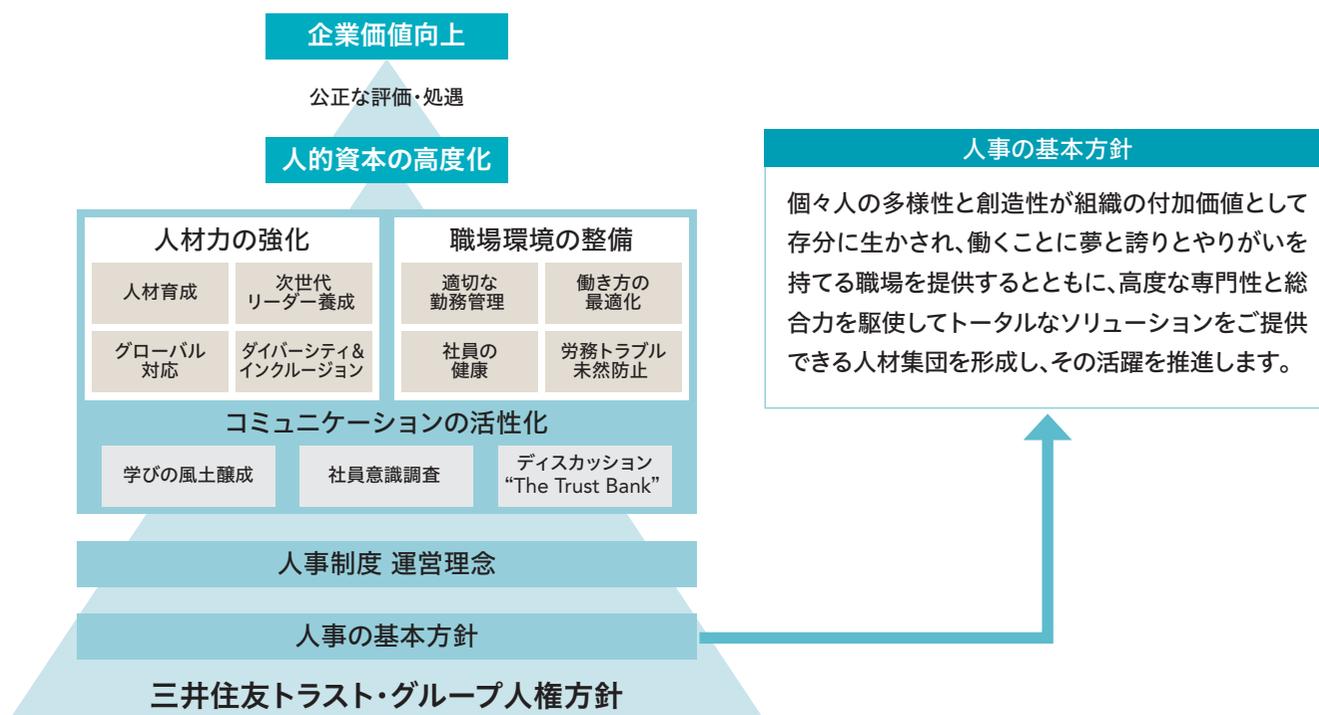
7. その他の取り組み

当グループでは、業務遂行にあたり知り得たインサイダー情報を厳正に管理し、インサイダー取引等を防止しています。具体的には「インサイダー情報管理規程」において、インサイダー情報の可能性がある情報を取得したときは直ちに上司に報告することを義務付けています。また、三井住友信託銀行では、本部各部が法令改正についての情報を収集し、コンプラ

イアンス統括部に報告します。同部は法令改正情報を一元的に管理し関係部署に対して対応の指導・管理等を実施しています。さらに、当グループでは、コンプライアンス規程において贈賄等を防止するための役員・社員の遵守規程を定めています。

人材戦略

金融機関にとって、人材は最大の財産です。当グループでは、一人一人の個性が尊重され、年齢や性別、国籍などを理由に差別的な扱いをされないように人権啓発に取り組むとともに、夢と誇りとやりがいを持てる職場の提供により、個々人の多様性と創造性が組織の付加価値として存分に生かされ、高度な専門性と総合力を駆使してトータルなソリューションをご提供できる人材集団を形成することで、企業価値向上を目指します。当社および三井住友信託銀行は、企業価値向上につながるマップを提示し、個々の活動に対してKPIを設定して活動の実施状況を測っています。さらに、今年度は両社長による働き方改革宣言を行い、社員一人一人への価値を提供していきます。



働き方改革宣言

三井住友トラスト・グループは、「個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に生かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場の提供」を、トップコミットメントとして宣言し、以下のテーマについて、グループを挙げて取り組みます。

1. 多様な働き方とワークライフバランスの実現
2. 健康意識の発揚と適切な労働時間管理等を通じた健康増進の支援
3. 全社員がやりがいを持って活躍し成長できる機会の提供

社員一人一人のいきいきとした働きを通じて、お客さまの利益に貢献し、社会に役立つ企業グループであり続けます。

人事戦略の段階的な高度化

人材育成No.1 金融グループに向けた取り組み	2016年4月～	<ul style="list-style-type: none"> ● 学びへの刺激 ● 学びへの支援 ● 教え合う風土
ダイバーシティ&インクルージョンの推進	2016年10月～	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性活躍 ● グローバル ● 両立支援
働き方の改革	2017年4月～	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様性 ● 健康 ● やりがい

1. 人材力の強化

- 新卒採用者数(2017年度)
合計433名(男性179名、女性254名)
- 女性管理職数(2017年3月末)
役員 1名
部長級 14名
課長級 232名
係長級 1,069名
- 研修関連データ(2016年度)
研修実施時間 4,606時間
- 海外派遣者数(2017年3月末)
225名
- 日本で働く外国籍社員(2017年3月末)
43名

(1)人材育成

当グループは優秀な人材の採用をはじめとし、主体的な配属や能力開発にも積極的に取り組んでいます。

配属には公募制度やコース転換制度を設け、転居や転勤に合わせた運営と、社員自身による主体的・自立的なキャリア形成を推進しています。

三井住友信託銀行の人材育成・能力開発は、「信託らしい」「三井住友信託銀行ならではの」独自の付加価値を発揮し、お客さまにトータルソリューションを迅速にご提供する人材を育成することを目的としています。OJT*を基本とし、併せて業務スキルやマネジメント能力などの向上を目的とした集合研修や、自己研さんを促すための自己啓発についても数多くの選択肢を整備しています。その一つとして2012年に、学長が取締役社長、人事部統括役員と社外有識者が副学長、運営に関するアドバイス等を一橋大学大学院にいただく全社横断的なプログラムとして、SuMiTRUSTユニバーシティを設立しました。

※ On-the-Job-Trainingの略：職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。

(2)グローバル対応

三井住友信託銀行では、海外支店または海外現地法人に勤務するナショナル・スタッフを対象に、研修を毎年開催しています。研修は、三井住友信託銀行および業務理解の深化、参加者同士およびビジネスラインとのネットワーク強化等を目的に、経営戦略講義とディスカッション、日本のビジネス文化や歴史、各事業概要、贈収賄などの汚職リスクに関する講義を行っています。

(3)次世代リーダーの養成

三井住友信託銀行は、次世代経営者候補の育成として、一橋大学大学院の協力を得ながら、GL研修(General & Global Leader、次長・審議役層)、次世代リーダー候補育成としてSL研修(Strategic Leader、課長・主担当層)を実施しています。経営を担っていく上で必要となる価値観や一般教養(リベラルアーツ)、MBAの各要素を学び、各セッションや講義を通じて、最終的に経営への提言を行っていくというプログラムです。

(4)ダイバーシティ&インクルージョン

三井住友信託銀行では、多様な社員が自分らしく夢と誇りとやりがいを持って働く職場から企業の付加価値創出を高め、お客さまへの安心と満足のご提供や、社会への貢献を実現するという理念を組織のDNAとして今後もしっかりと根付かせていくため、2016年10月にダイバーシティ&インクルージョン推進室を設置しました。

ダイバーシティ&インクルージョン推進室では、女性、障がい者、グローバル人材の活躍推進や両立支援制度の充実、人権・LGBTへの理解促進を取り組み項目として掲げ、活動を推進しています。

具体的な取り組みに対してはKPIを定め、活動を行っています。

- ① 課長級以上の女性管理職300名以上
- ② 男性育児休業取得100%
- ③ 障がい者雇用率2.0%以上

2. 職場環境の整備

- 育児休業者(2017年3月末)
325名
- 介護休暇取得者(2017年3月末)
69名
- 労働慣行等に関する相談件数(2016年度)
78件

(1)適切な勤務管理

当社は国連グローバル・コンパクトへの署名を通じ「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」を支持しています。

このように、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。

具体的な取り組み

- 管理監督者を含む全社員に残業時間上限設定
- 効率的業務運営のためのインフラ投資
- 業務生産性向上を実践しているマネジメントの好事例展開と、社員人事評価への業務生産性の反映
- 勤務インターバル取得のルール化
- 営業店部における「16時業務終了が可能な業務プロセス」の試行
- 会議ペーパーレス化の取り組み

(2)働き方の最適化

当社では、社員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。三井住友信託銀行では、出産・育児については、父親も含めて取得可能な育児休業に加え、短時間勤務制度、時間外勤務・深夜勤務の免除など、安心して子育てができる環境を整えています。また、介護については、介護休暇・休業制度、短時間勤務制度を設けています。

(3)社員の健康

三井住友信託銀行では、社員の健康管理と健康増進を図るため、各事業所に産業医・衛生管理者(衛生推進者)を設置し、きめ細かい健康管理指導を行っています。また、年1回の定期健康診断を実施し、社員およびその家族に対しても、健康保険組合を通じて人間ドックなどの受診補助を実施しています。

さらに、年1回のストレスチェックを全社員を対象に実施するのに加えて企業内診療所などにおいてメンタルカウンセリングタイムを設けているほか、健康保険組合では、電話による無料健康相談なども実施しています。また、管理監督者に対しては、研修などを通じて健康管理の重要性について社員の認識を高める活動を行っています。

(4)労務トラブル未然防止

三井住友信託銀行は、適切な労務管理を推進する観点から、人事運営上の不公平・不公正、ハラスメントなど、人事・労務管理上の問題発生時等において、職制とは別に、社員が相談できる窓口として、人事部内に「人事相談窓口」を設置しています。また、会社および組合は、会社の健全な発展と組合員の地位向上を図るために労働協約を締結し、双方誠意を持って遵守しています。

また、三井住友信託銀行は社員との対話を重視しています。三井住友信託銀行と従業員組合は、労働協約のもと、取締役社長以下の経営幹部と組合代表者が出席する経営協議会や各支部ごとに労使が出席する店店内協議会を定期的に開催し、組合員の労働条件や労働環境の維持などについて協議しています。

3. コミュニケーションの活性化

(1) 学びの風土醸成

当社は、任意のテーマについて、自主的かつ継続的に学び研究するゼミや、知見・ノウハウ・経験の共有・継承を図っていくために、自ら塾や道場を立ち上げ、店内にとどまらず有志を募る活動などを推奨しています。

ゼミ、塾・道場

【ゼミ】

任意のテーマについて、自主的かつ継続的に学び研究する活動。

【塾・道場】

知見・ノウハウ・経験の共有・継承を図っていくために、自ら塾や道場を立ち上げ、店内にとどまらず有志を募る活動。

SuMiTRUST50講

役員や社外有識者によるオープン形式の講演。事業や仕事の哲学、経験談を知り、自己啓発に生かす。

(2) ディスカッション“The Trust Bank”

当社では、各本部各部や営業店部ごとに、役職やチームにかかわらず、具体的な題材をベースに、その発生原因や改善策を議論する場を設けています。受託者精神に則った意識の醸成やチームワークの向上など、社員同士の自由な議論を通じた企業風土醸成を図り、「モチベーションの高い職場作り」を実践します。

(3) 社員意識調査

三井住友信託銀行は、会社施策の浸透度、人事制度・運営や、職場環境・エンゲージメントなどについて、社員の認識状況を客観的に把握するため、全社員を対象として「意識調査」を実施しています。

またその結果・個別項目に表れる社員の声に対し、明示的に改善のための施策や制度を実現していくことにより、風通しとレスポンスの良い会社を目指します。

4. 公正な評価・処遇

● 評価対象となる社員(2017年3月末)

コース社員 9,783名

三井住友信託銀行における人事評価制度は、「本人参加型」です。社員は期初、上司と入念にすり合わせて具体性を持った業務遂行課題を決定します。期末、上司は本人と面談し、設定された課題に対する成果の達成レベルと成果に至るまでのプロセスについて振り返り、納得感の高い業績の評定と、成果に至るまでの過程において発揮された能力の評定を行います。

また、会社業績を反映した賞与制度を設け、社員一人一人の最大限の能力発揮を促していく観点から、「当社全体の収

益の積み上げと所属する事業・店部へ貢献することへのインセンティブ」「業績反映プロセスの明確化を通じた公正で透明性の高い制度運営」を狙いとして、グループ全体の業績から個人の業績・成果までを適切に賞与金額に反映させる体系を導入しています。

人事評価制度の目的

1. 会社と個人のベクトルを同じ方向に合わせ、組織としてのパフォーマンスを最大化する
2. 目標・課題の設定、日々のコミュニケーション、振り返り面談等を通じて、行動変革、能力開発につなげていく
3. 一人一人が生み出したさまざまな成果と、発揮した多様な能力を適正に評価し、適材適所の配置、公正な処遇につなげる

5. 人権に関する取り組み

(1) 人権マネジメント

基本的な考え方

当社の人権マネジメントは2011年6月、国際連合人権理事会において採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて構築されています。

ビジネスと人権に関する指導原則に準拠した人権マネジメント体制

コミットメント	「人権方針」の制定。
人権デューデリジェンス ^{※1} の実施	1年に1度、海外を含む全店舗・全関連会社に、人権対応状況をチェックするための「人権デューデリジェンス自己チェック表 ^{※2} 」を配信。
救済へのアクセス	人事部「人事相談窓口」が担当。

※1 人権デューデリジェンスとは、当グループの活動および当グループと関係を有する他者の活動から生じる、人権への実際または潜在的な負の影響を特定するとともに、防止・軽減等の措置を講じて、その効果を継続的に検証・開示する一連の取り組みを指します。

※2 人権デューデリジェンスが実施されているか、「人権方針」が遵守されているか、また、人権侵害が発生していないかなど、人権マネジメント体制関係各部の取り組み状況を確認するチェック表を指します。

人権デューデリジェンス連絡会

- 海外を含む当グループ全社の人権対応状況を調査し、必要な課題の抽出、改善策を協議します。
- 人権デューデリジェンス自己チェック表を用いて、人権対応状況の調査を1年に一度実施します。

① 経営企画部

取り組み体制の整備・強化に向けた目標・計画を策定します。

② 人事部・人権啓発推進委員会

人権啓発研修等の計画を策定し、人事部統括役員を委員長とする「人権啓発推進委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。

(2) 人権尊重についての教育

人権啓発推進委員会では、毎月一回、人権尊重の好事例等を紹介する「人権啓発ツール」を全社員にメールで発信しているほか、当グループ全社・全店舗において、一人当たり年平均1時間程度の職場内人権啓発研修を開催しています。

(3) 多様な人権を守るために

同和問題、在日外国人問題への取り組み

当社は、同和問題への対応を、人権啓発推進にあたっての特に重要なテーマとして捉え、偏見や差別意識の徹底した排除に取り組んでいます。また、在日外国人問題に関しては、本人確認書類の取り扱いやプライバシーの尊重など、外国人の人権への配慮を周知しています。

セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントといった行為は、当社では厳禁としています。万一、ハラスメントが発生した場合の相談・苦情については、各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」が申し入れ窓口となり、加害者に厳正な処分を行います。

LGBTへの取り組み

LGBT等の性的マイノリティについては、採用や業務遂行上の差別は行わないことの徹底を図るとともに、人事相談窓口(LGBT相談窓口)がアライ(支援者)の立場で対応しています。2016年10月には「LGBT相談対応マニュアル」を策定しました。

クラスター爆弾等に関わる投融資

当社は人道上の懸念が大きい武器と認識されているクラスター弾の製造を資金使途とする融資は行いません。アクティブ運用での投資は原則禁止、パッシブ運用ではエンゲージメント活動を行います。

株主・投資家とのコミュニケーション

1. 基本的な考え方

当社は、会社情報の適時適切な開示に努めるとともに、国内外の株主・投資家の皆さまに対する積極的なIR活動、建設的な対話を通じて、透明性の高い企業経営を目指しています。

具体的には、会社情報を適時、公正かつ正確に開示するこ

とに加えて、説明会等の実施を通じて、当社業績や業況、事業戦略などについて、株主や投資家の皆さまにより深くご理解をいただけるよう努めています。

2. 投資家向け説明会

個人投資家向け活動

個人投資家の皆さまに、当社についてご理解をいただけるよう、個人投資家を対象とした説明会の開催や、個人投資家専用のウェブサイトの開設、株主向け通信(とらすと通信～営業のご報告)の発信など、情報提供に努めています。

2017年3月に開催した個人投資家向け説明会の様子



詳細は、当社ウェブサイト「個人投資家向け説明会」をご覧ください。
http://smth.jp/investors/individual_meeting/index.html

3. 株主総会

毎年6月に開催する定時株主総会については、招集通知を早期に発送するとともに、さらに発送の1週間前に、証券取引所や当社のウェブサイトへの掲載を行っています。また、インターネットや携帯電話による議決権行使を可能としているほか、議決権行使プラットフォームに参加することにより、議決権行使環境の向上に努めています。また、招集通知の英

機関投資家向け活動

アナリスト・機関投資家を主な対象として、本決算・中間決算に合わせて年2回、大規模決算説明会を開催しています。加えて、証券会社が主催するカンファレンスへの参加や、国内・海外IRにて個別の面談を実施し、経営戦略や財務状況などについてご説明を行っています。

IR活動(2016年度実績)

アナリスト・機関投資家向け決算説明会	2回
海外IR	9回
国内外機関投資家との個別面談	個別面談社数:526社 (うち海外投資家 234社)
個人投資家向け説明会	参加者数:754名

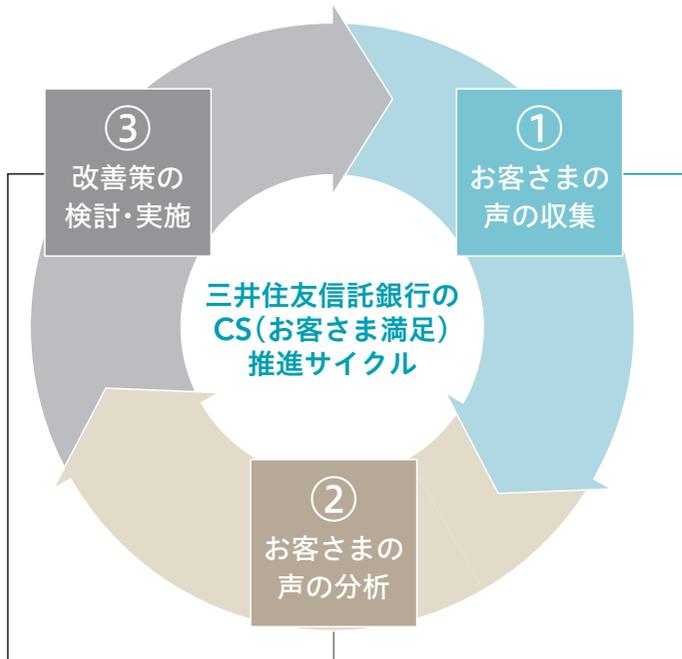
訳版を、和文と同じタイミングで、招集通知発送に先駆けて当社のウェブサイトに掲載し、海外の株主の利便性向上にも努めています。

なお、株主総会終了後には、当社のウェブサイトにも、決議通知および議決権行使結果を速やかに掲載しています。

お客さま満足につながる取り組み

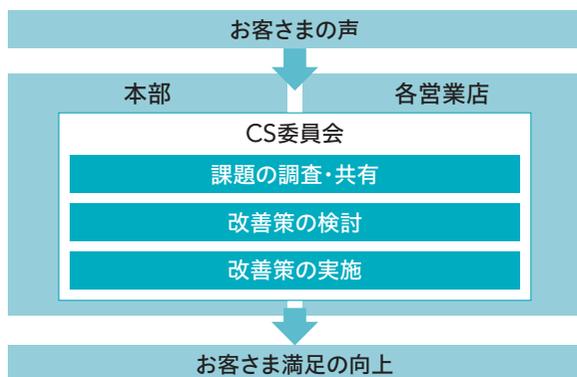
1. お客さまの声をお客さま満足の向上につなげる仕組み

三井住友信託銀行では、全国の営業店やテレホンセンター、ウェブサイト寄せられる「お客さまの声」のほか、各営業店に備え置く「お客さまの声アンケート」により、多くのご意見・ご要望を頂戴し、お客さま本位の業務運営につなげています。



③改善策の検討・実施

お客さまからいただいたご意見・ご要望は、営業店および本部が連携して原因の調査・分析と問題点の把握を行います。また、その結果を基に改善策を検討し、より良い商品・サービスのご提供に努めています。



①お客さまの声の収集

三井住友信託銀行では、全国の営業店やテレホンセンター、ウェブサイト寄せられる「お客さまの声」のほか、各営業店に備え置いている「お客さまの声アンケート」など多様な媒体を通じ、2016年度は約31万件に及ぶ数多くの貴重なご意見・ご要望を頂戴しました。

また、さらなるお客さま本位の活動推進とお客さま満足の向上を目指して、定期預金や投資信託などをご契約いただいているお客さま約160万人を対象とした「お客さまアンケート」を実施し、三井住友信託銀行に対するお客さまの満足度の評価を調査しています。

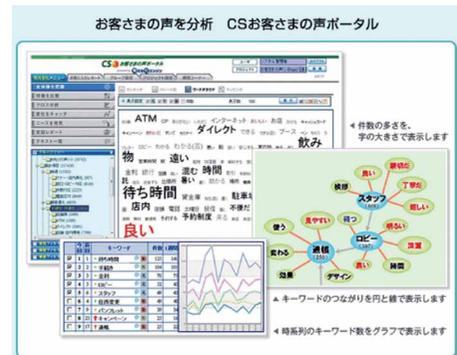
また、お客さまからの相談・苦情等に対しては、誠実かつ迅速に対応し、可能な限りお客さまの理解や納得を得た解決を目指すとともに、発生原因の把握・分析に努め、業務改善に向けた取り組みを行っています。

2016年度の苦情件数は11,273件でした。

苦情等については、苦情等報告システムにて情報収集・管理を行い、内容については定期的に経営層への報告を行っています。

②お客さまの声の分析

年間数十万件を超えるお客さまの声をご満足につなげていくために、お客さまの声进行分析するシステム「CSお客さまの声ポータル」を活用しています。さまざまなお客さまの声を“見える化”し、“気づき”を得やすくすることで、お客さまのニーズにお応えしていけるよう、努めています。



2. お客さま本位の企業風土を形成するために

(1) フィデューシャリー・デューティー重視の文化の定着のために

三井住友信託銀行では、全店部を開催対象として、店部内の社員同士が役職に関係なく日頃の問題点などを議論し、企業風土の醸成や店部の運営の改善、見識拡大などを図る「ディスカッション The Trust Bank」を開催しています。2017年度は「フィデューシャリー・デューティーの実践」をテーマに設定し、全社員の参加を義務付けました。

また、具体的事例を交えながらフィデューシャリー・デューティーについての理解を深めるために、E-ラーニングを活用した研修の受講も義務付けています。当研修では利益相反管理について具体的に学ぶなど、実践的な知識の習得を目指します。今後は各事業においても、おのおの実務に即した勉強会等を順次開催していく予定です。

(2) 社員のCS意識向上のための取り組み

三井住友信託銀行では、社員一人一人が日頃からお客さま本位のサービスを実践できるよう、全社員向けの教育・研修に注力しています。

● CS委員会の設置

CS(お客さま満足)向上活動を推進するために、全ての営業店部に「CS委員会」を設置し、各店舗の特性に応じたさまざまなCS向上活動を積極的に展開しています。

● CS講演会の開催

業種にとらわれず、お客さまへのレベルの高いサービス・接遇を学ぶことを目的に、旅行会社や航空会社など、異業種の方を講師としてお迎えし、社員がCS向上に関して課題に感じていることをテーマとした社員向け講演会を実施するなど、さらなるサービス・接遇の質の向上に努めています。

● サービス介助士の配置

お客さまに安心してご利用いただけるように、全営業店に「サービス介助士」の資格を持つ社員を配置しました(2016年4月時点)。サービス介助士とは、高齢の方や障がいのある方が安心して社会参加できるよう「おもてなしの心」と「正しい介助技術」を学ぶ資格です。

● 接客対応ロールプレイングの実施

社員をお客さまと見立てた接客対応のロールプレイングを実施し、社員同士で評価し合うほか、その様子をビデオ撮影し自らがチェックを行うことなどにより、一人一人の対応スキルや接遇力・会話力の向上を図っています。

● 各種研修受講

全てのお客さまに快適にご利用いただけるよう、全国の営業店では「高齢者疑似体験セミナー」や「車椅子講座」「手話講座」などの受講を進め、サービスの向上を目指しています。

● 新入社員研修

あいさつの仕方や名刺の渡し方といった一般のビジネスマナーに加え、必要な業務知識や、基本動作を習得します。お客さまの立場に立った対応について考え、お客さまにご満足いただけるサービスをご提供できるよう、意識付けを図っています。

● 認知症サポーター養成講座の受講

高齢化の進展に伴い、認知症に罹患したお客さまが増えていく現状を踏まえ、全国の支店で認知症サポーター養成講座の受講を進めています。認知症サポーターは、認知症の方々やその家族が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援する役割を担います。

コミュニティへの価値提供

基本的な考え方

企業が価値を創造する最終的な目的は、健全で持続可能な社会の構築への貢献です。社会の構成要素であるコミュニティへの価値提供は、事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要なライセンスと考えられます。当グループはこうした観点から、国連のSDGs(持続可能な開発目標)の視点も取り入れながらさまざまな形でコミュニティへの価値のご提供を実践しています(P.29参照)。

	具体的な取り組み	ご提供する価値
グループ各社における社会貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> グループ各社においてテーマを設定し、社員参加型の活動を展開 三井住友信託銀行各支店においてWith You活動をシステムティックに推進(P.85参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会やNGO・NPOなどの社会活動への参画、さまざまな形の支援 地域にとって有益な情報をセミナーやロビー活動を通じて発信
ISAKを通じた教育支援	<ul style="list-style-type: none"> インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢(ISAK)のサマースクールに参加する海外留学生(毎年一人)の渡航・滞在・学費等一切を支援 特にインドのカースト制最下層の子どもが通うシャンティバーバン校の生徒を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 優秀だが経済的に恵まれない子どもが、国際バカロレア資格を取得し、世界の大学で高等教育を受けることができる グローバルリーダーの育成をミッションとするISAKの取り組みをサポート
シニア世代応援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者層を中心としたお客さまの豊かな老後の生活基盤を支える情報の発信やサポート(P.85参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者がQOL(生活の質)を維持する上で必要な情報のご提供・金融面での支援 地域包括ケア等超高齢社会に対応した社会システムの構築を支援
ESDプロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生態系保全などをテーマに掲げた持続可能な開発のための教育(ESD)を全国の学校で展開 GreenTVと連携し、映像教材を活用した先進的な授業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う子どもたちに生態系や生物多様性の重要性を訴求 実施に際しては多様なステークホルダーを巻き込むことで、地域の環境マインドの向上にも貢献
ナショナル・トラスト支援活動	<ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会と連携し、全国の活動をさまざまな形で支援 トラスト地購入資金の寄付やボランティア、ESDなど多様な取り組みを展開 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな形でトラスト地を守り日本国内の自然資本の維持に貢献
環境マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針を制定し、当グループの環境マネジメントを推進 CSR調達方針を制定し、特に紙製品の調達に関し持続可能性を追求 	<ul style="list-style-type: none"> 当グループ自身の環境負荷を低減 「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」にも参画し、持続可能な紙利用の社会全体への浸透に貢献
サステナビリティに関わるパートナーシップへの参画	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーが連携する国内外のさまざまなパートナーシップに主体的に参画(P.85参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 金融界のリーダー的な役割を担い、重要なパートナーシップの活動に積極的に参画することで持続可能な社会の構築に貢献

関連するSDGs



グループ各社が自由にテーマを設定



支店With You活動の推進

三井住友信託銀行では、各支店が地域に根差した社会貢献活動“With You活動”を通じたコミュニティへの価値提供を積極的に展開し、地域の皆さまと強固な信頼関係を構築しています。また、効果的なWith You活動を推進するために、活動を類型化して難易度や効果に対応したポイントを付与し、ポイントの合計値のガイドラインを設定することで取り組みを奨励しており、営業活動の側面支援のための手法の一つとして浸透を図っています(P.15参照)。

シニア世代応援活動の推進

世界に先駆けて超高齢社会に突入した日本において、シニア世代は退職後も社会との関わりを持ち、住み慣れた地域で暮らし続けながら、生き生きと長寿を全うする新しい生き方が求められています。当グループは高齢社会の課題解決を事業機会と捉え、以下の通り、さまざまな取り組みを積極的に推進しています。

- 信託銀行ならではのバラエティに富んだ事業を通じて問題解決機能をご提供
- ジェロントロジー(老年学)に関するリテラシー向上のための検定試験の受検
- お客さまへの情報提供手段としてのシルバーカレッジの開催

主体的に参画するパートナーシップ



UNEP FIIは、金融機関にサステナビリティに配慮した行動を促すための国際的ネットワークです。当グループは、2003年に日本の信託銀行として初めて署名して以来、積極的な活動を推進してきました。また、UNEP FI 不動産ワーキンググループにおいては、海外の署名機関と連携し、グローバルベースのサステナブル不動産の普及にリーダーシップを発揮しています。



自然資本や生物多様性への保全、2008年にドイツ政府主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」、2012年に国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「自然資本ファイナンス・アライアンス(旧:自然資本宣言)」に署名するなど日本の産業界においてリーダーシップを発揮しています。



日本の責任投資のパイオニアである当グループは、JSIF(日本サステナブル投資フォーラム)の主要メンバーとして日本市場を牽引してきました。PRI(責任投資原則)には2006年の設立時に署名し、日本を代表する運用機関として、海外の署名機関と連携しながら国内におけるESGの浸透にリーダーシップを発揮してきました。

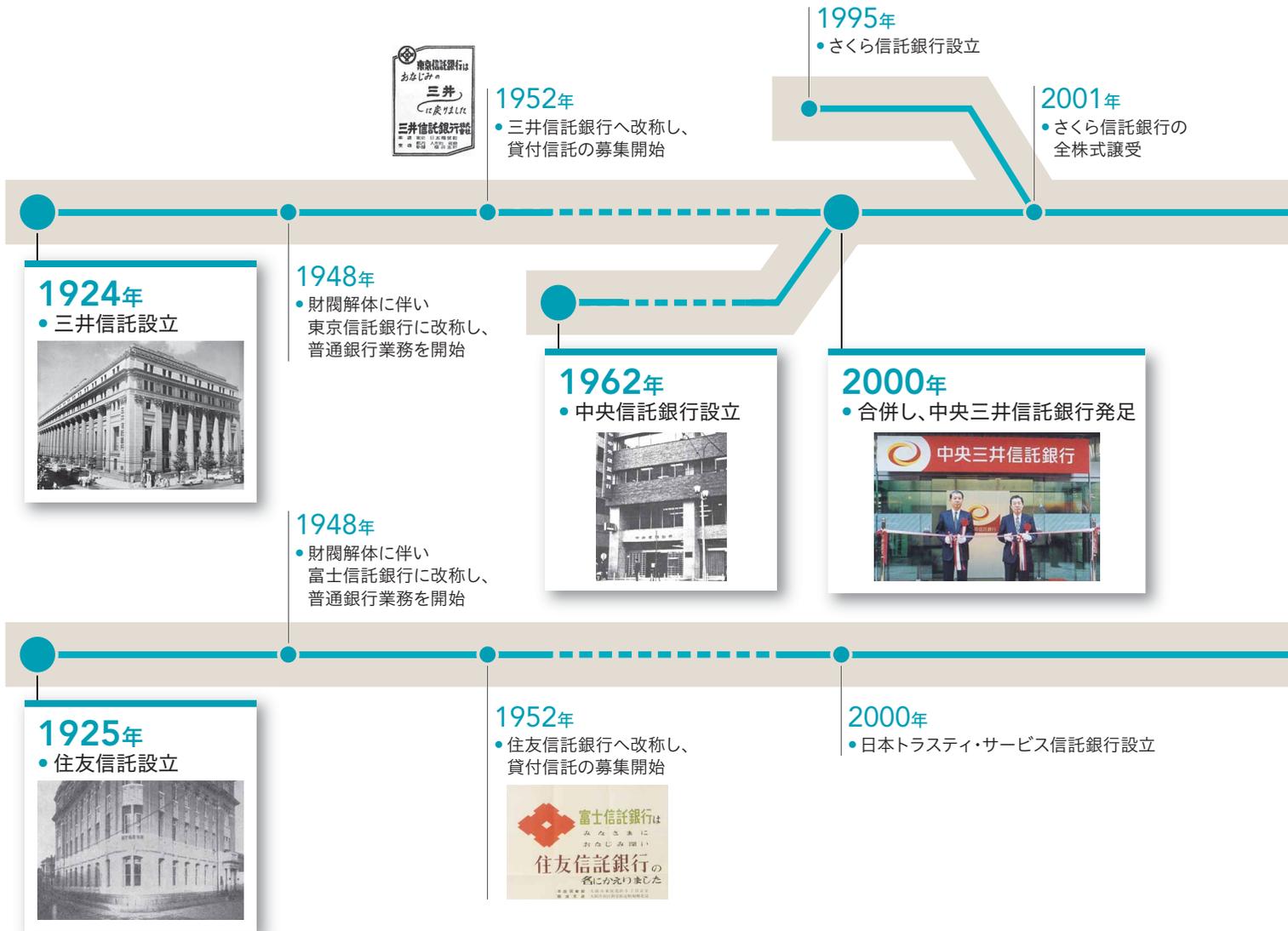


当グループは、日本の金融機関が横断的に参加し、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動をとることを目指す21世紀金融行動原則の中心的な役割を担ってきました。現在は、運営委員および持続可能な地域支援ワーキンググループの座長として、さまざまな取り組みにリーダーシップを発揮しています。



京都府立医科大学が主導する「高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点」事業(COLTEM)の金融サテライトチームに所属し、金融機関のための認知症対応ガイドの作成に主体的な役割を果たすなど、金融界の対応力の向上に貢献しています。

当グループの沿革



1920年代

信託制度の確立

日本で法律に信託の文字が初めて登場したのは1900年のことです。その後、日露戦争などをきっかけに「担保附社債信託法」が制定されましたが、信託業を主業としない信託会社が濫立しました。そこで政府は、分業主義の明確化と弱小業者の整理を図るため、1922年に「信託法」「信託業法」を制定し、信託制度が確立されました。

1940年代

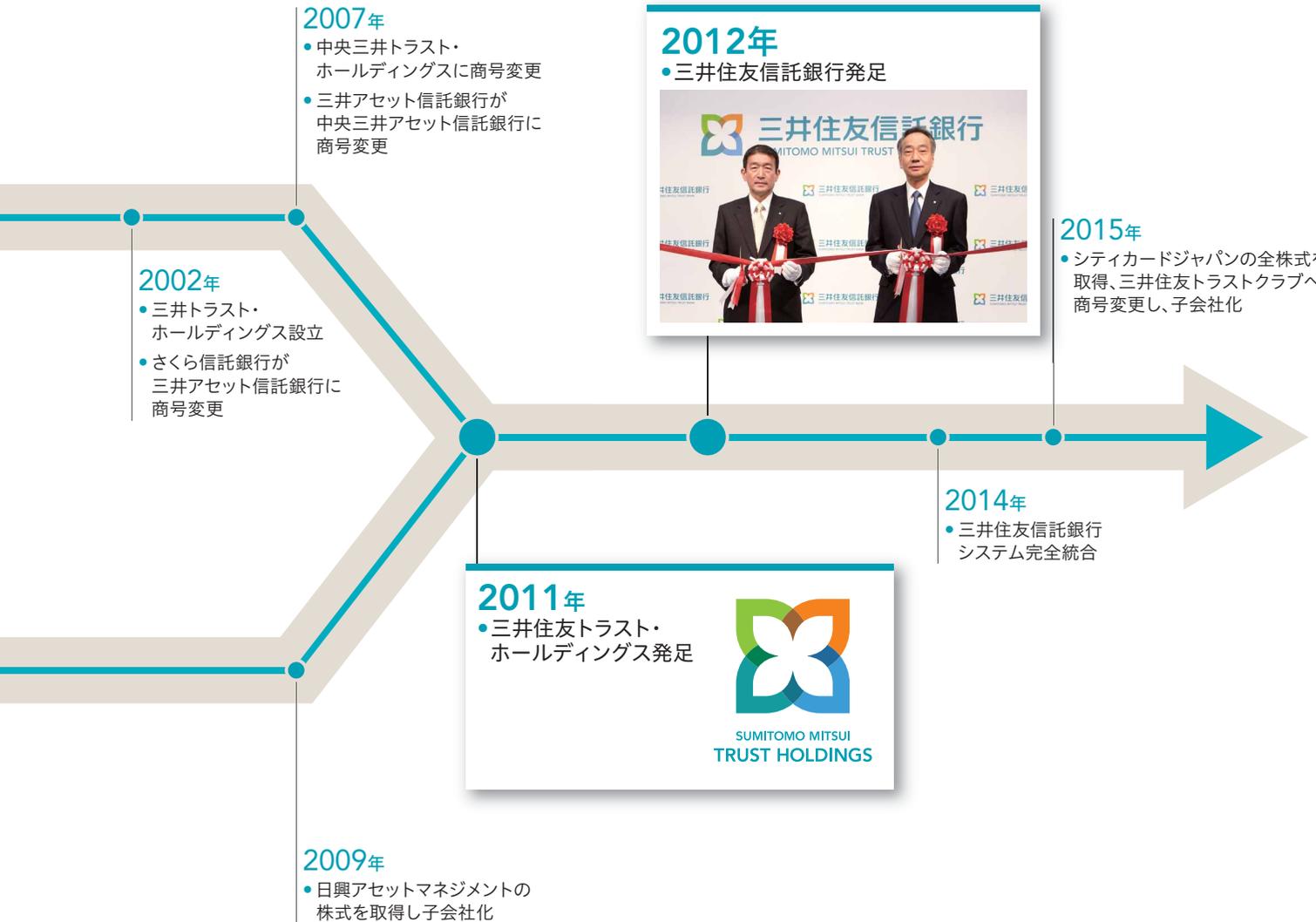
戦後の苦難の時代

戦後のインフレ、一般の貯蓄意欲の減退により、信託会社は長期の資金が吸収できなくなり、存立の危機を迎えます。また、1948年の「証券取引法」の全面改正により、重要な業務であった証券引受業務を営むことができなくなり、さらに大きな打撃を被ります。このような状況の中、同年、信託会社の銀行業務兼営が認められます。これにより、信託会社は信託銀行となり、重要な収益源を確保し苦難の時代を乗り越えることができました。

1950年代～1960年代

高度経済成長の支え手に

戦後の経済復興において、電力・鉄鋼等の基幹産業向けを中心に長期安定資金の供給が求められるようになり、1952年に「貸付信託法」が制定され、信託銀行による貸付信託の取り扱いが開始されました。貸付信託業務は「有利・安全・便利」と三拍子そろった絶好の貯蓄手段として急成長を遂げ、その成長をきっかけに、信託の機能を社会のために活用していこうと、多様な信託商品が展開されるようになりました。



1970年代～1980年代

金融自由化・国際化の進展

1973年の第一次石油危機を境に、高度経済成長は終わりを迎えます。企業の銀行借入需要は大きく減退する一方、税収の伸び悩みと財政支出の増加により政府が国債の大量発行を行い、金融機関がそれを主に引き受けました。このことが金利自由化の道を開く端緒となりました。また、この頃、日本企業の海外進出や法律の改正により急激に国際化が進み、それが金融自由化をさらに促進していきました。1980年代後半には日本経済は景気拡大局面を迎え、いわゆる「バブル景気」となります。金融業界でも自由化・国際化の動きが一段と強まり、新たな収益機会がもたらされました。

1990年代～現在

金融再編・サービス高度化

1991年にバブル景気はピリオドを打ち、日本経済は長期低迷期に入りました。金融機関に公的資金が注入されるなど、金融環境の激変の中、金融制度の在り方が検討され、1992年に「金融制度改革法」が制定されました。これにより業態別子会社による各種金融業態間の相互参入が認められました。

2002年～2007年後半までは景気回復が続きましたが、サブプライムローン問題・リーマンショックをきっかけとした世界的金融危機により、日本経済も悪化しました。その後もギリシャの債務危機など金融市場の混乱が繰り返されるなかで、世界各国でマイナス金利が導入されるなど、大規模な財政・金融政策が打ち出された結果、経済は緩やかな回復に向かいました。

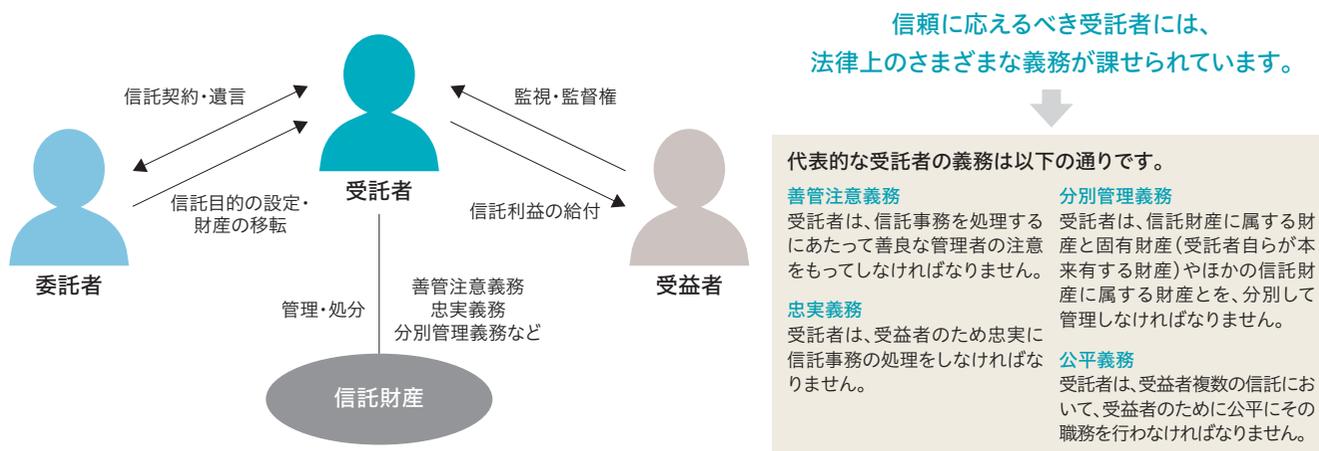
金融業界では、施行以来初めて「信託法」「信託業法」の抜本的な見直しが2004年と2006年に行われ、受託可能財産の範囲拡大、信託業の担い手拡大などが行われました。これにより信託業務のフィールドが広がり、競争が一層促進されることになりました。

また、マイナス金利など超低金利環境の長期化により、金融機関は従来のビジネスモデルの変革を迫られるようになりました。

信託とは

1. 信託の基本的な仕組み

「信託」とは、金銭や不動産などの財産を有する者が、委託者として信託行為（例えば、信託契約、遺言）によって、その財産（信託財産）を信頼できる受託者に移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のために信託財産の管理・処分などをする制度です。



2. 信託の目的・機能

信託目的

「信託目的」とは、委託者が信託設定によって達成しようとする目標であり、受託者の行動の指針となるものです。

信託の主な機能

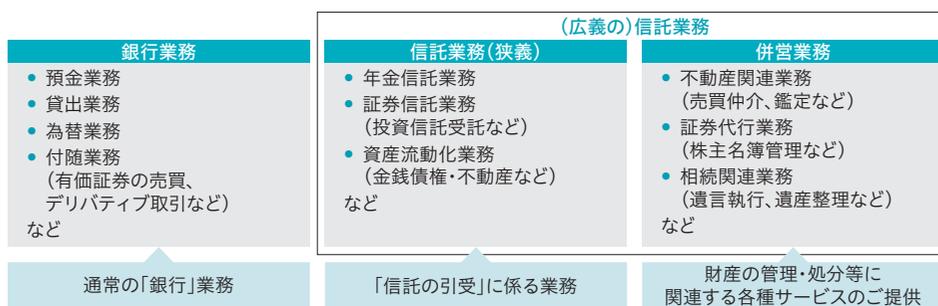
財産管理機能	財産の管理処分権が受託者に与えられます。 (同時に受託者にはさまざまな義務が課せられます)
倒産隔離機能	信託財産が委託者および受託者の倒産の影響を受けません。
転換機能	財産を信託することにより、信託受益権という権利に転換され、信託の目的に応じた形に転換されます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 質の転換(財産を受益権に転換することができます(いわゆる証券化)) ● 数の転換(小口の金銭を一口に集め、合同で運用することができます) ● 時間の転換(自分の死後も定期定額で贈与することができます) ● 能力の転換(運用の専門家に任せることができます)

3. 信託銀行の業務範囲

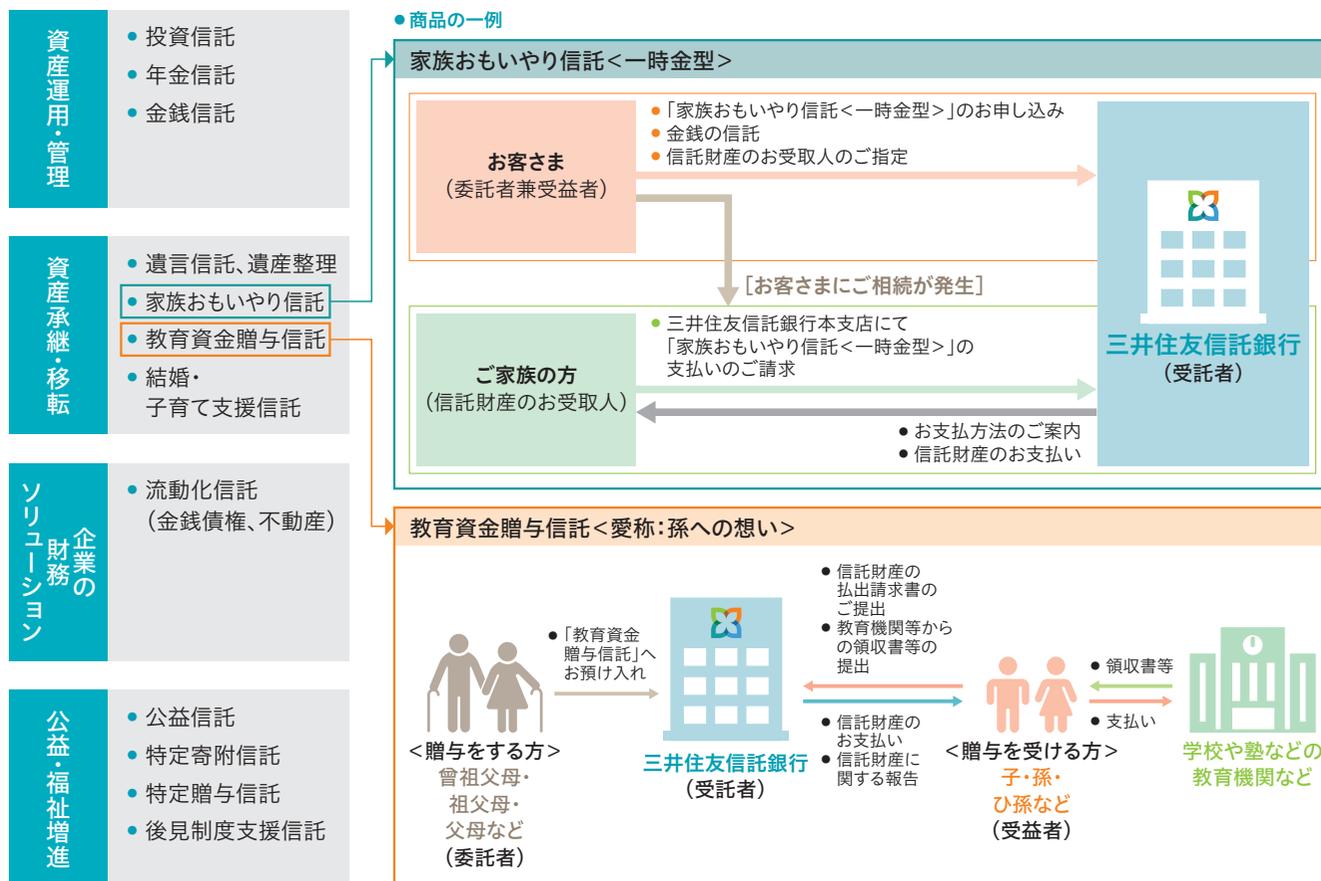
「信託銀行」とは、銀行業務と信託業務の両方を営んでいる銀行のことを指します。

信託銀行は、銀行法上の銀行が、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律*に基づく認可を得て、信託業務を兼営する形態をとっています。

* 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第1条第1項(抜粋)
銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務を営むことができる。



主な信託商品等



2016年度の連結業績につきましては、不動産仲介手数料の増加や三井住友トラストクラブの寄与により手数料関連利益は増加したものの、三井住友信託銀行における市場関連利益の減少を主因に、実質業務純益は前年度比859億円減益の2,323億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同454億円減益の1,214億円となりました。

普通株式の期末配当金につきましては、1株につき65円とさせていただきます。昨年12月にお支払いしました中間配当金※を含め、この1年間にお支払いする配当金の合計額は、実質的に前年度と同額の130円となります。

※ 2016年10月1日に実施した株式併合が、2016年度の期首に行われたと仮定した場合、1株につき65円に相当します。

■2016年度決算の概要

<連結>三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

(単位: 億円)

	2015年度(A)	2016年度(B)	増減(B) - (A)	増減率
実質業務純益*	3,183	2,323	△ 859	△ 27.0%
経常利益	2,780	1,963	△ 816	△ 29.4%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,669	1,214	△ 454	△ 27.2%
与信関係費用*	△ 259	△ 285	△ 25	△ 10.0%
株主資本 ROE ※ ¹	8.72%	6.07%	△ 2.65%	—
EPS ※ ² ※ ⁴	433円30銭	317円24銭	△ 116円06銭	△ 26.8%
BPS ※ ³ ※ ⁴	6,181円19銭	6,437円58銭	256円39銭	4.1%

※¹ 株主資本当期純利益率

※² 1株当たり当期純利益

※³ 1株当たり純資産

※⁴ 当社は2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施致しました。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、上記のEPSおよびBPSを算出しています。

<単体>三井住友信託銀行(単体)

(単位: 億円)

	2015年度(A)	2016年度(B)	増減(B) - (A)	増減率
実質業務純益*	2,491	1,505	△ 986	△ 39.6%
資金関連利益*	2,239	2,167	△ 72	△ 3.2%
手数料関連利益*	1,999	1,969	△ 29	△ 1.5%
特定取引利益	155	170	15	9.7%
その他業務利益	459	△ 473	△ 932	△ 203.2%
経費	△ 2,361	△ 2,327	33	1.4%
臨時損益等	△ 303	△ 332	△ 29	△ 9.7%
経常利益	2,188	1,173	△ 1,015	△ 46.4%
特別損益	△ 36	△ 59	△ 23	△ 62.6%
当期純利益	1,431	776	△ 654	△ 45.7%
与信関係費用*	△ 141	△ 249	△ 107	△ 76.2%

(注1) 金額が損失または減益の項目には△を付しています。

(注2) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しています。

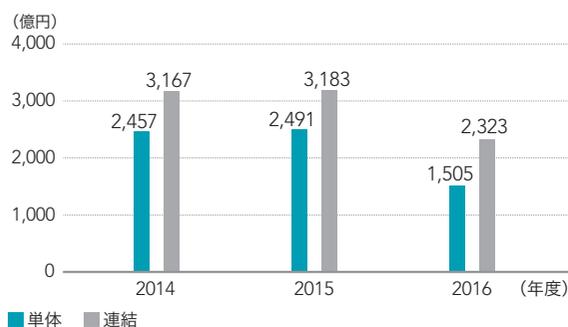
<配当>

	2015年度(A)	2016年度(B)	増減(B) - (A)
1株当たり配当金(普通株式)	130円00銭	130円00銭	—

(注) 当社は2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施致しました。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、上記の1株当たり配当金を記載しています。

損益の状況

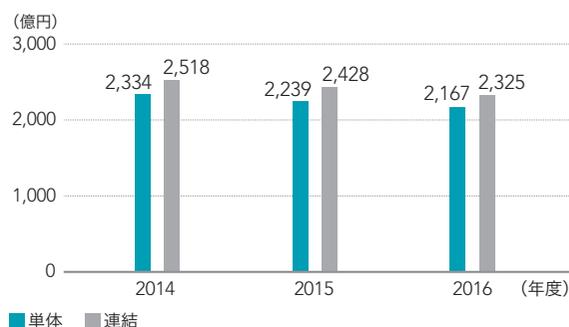
■ 実質業務純益*



市場関連利益の減少を主因に減益

金融事業子会社を中心にグループ子会社からの利益寄与が増加した一方、三井住友信託銀行における市場関連利益が減少したことを主因に、単体では前年度比986億円減益の1,505億円、連結では同859億円減益の2,323億円となりました。

■ 資金関連利益*



外貨関連の収支悪化を主因に減益

貸出残高は国内・海外ともに増加したものの、金利低下を背景とした国内預貸収支の悪化に加え、外貨調達費用の増加があり、単体では前年度比72億円減益の2,167億円、連結では同102億円減益の2,325億円となりました。

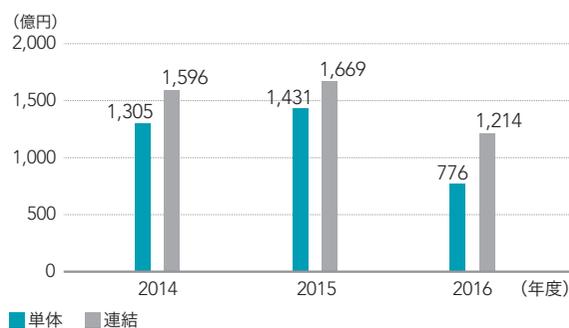
■ 手数料関連利益*



三井住友トラストクラブの連結子会社化影響を主因に、連結では増益

不動産仲介が増益を確保した一方、投信・保険の販売額減少や厚生年金基金の解散影響等により、単体では前年度比29億円減益の1,969億円となりましたが、前年度に連結子会社化した三井住友トラストクラブの寄与により、連結では同291億円増益の3,986億円となりました。

■ 親会社株主に帰属する当期純利益



単体、連結ともに減益

実質業務純益の減少を主因に、単体では前年度比654億円減益の776億円、連結では同454億円減益の1,214億円となりました。

用語集

実質業務純益

経常利益から、与信関係費用や株式等関係損益などの臨時的な要因の影響を控除したもので、実質的な銀行の本業の収益を表すものです。

与信関係費用

貸出金などに対する引当金の計上や償却処理に要した費用のことです。

資金関連利益

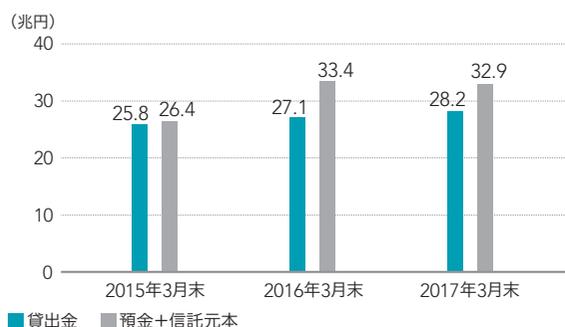
貸出金や有価証券運用による収入から、預金などに支払った利息を差し引いた収支のことです。

手数料関連利益

投資信託の販売や不動産仲介手数料、受託財産に係る信託報酬などの収支のことです。

財務の状況

■ 貸出金・預金(単体)

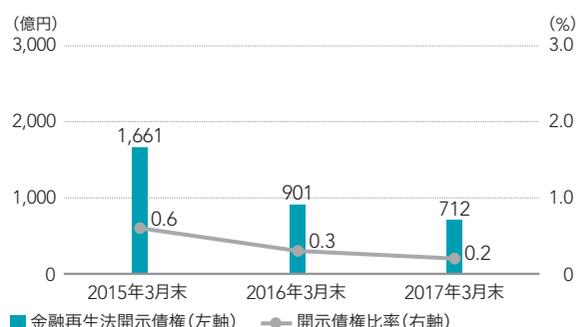


貸出金は増加するも、預金は減少

貸出金は、海外向け貸出が減少したものの、国内の個人向け貸出が順調に増加したことから、前年度末比1.1兆円増加の28.2兆円となりました。預金等*は、マイナス金利政策導入により前年度末に一時的に急増した法人の信託元本の減少を主因に、同0.5兆円減少の32.9兆円となりました。

※ 預金等は譲渡性預金を除き、元本補てん契約のある信託を含みます。

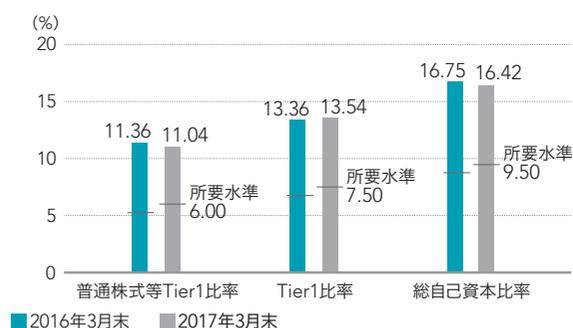
■ 金融再生法開示債権*(単体)



開示債権比率は0.2%と低水準

金融再生法開示債権残高は、危険債権の減少を主因に前年度末比189億円減少の712億円、開示債権比率は0.2%となりました。また、担保および引当金による保全率は、危険債権*が88%、要管理債権*が90%と、十分な水準を確保しています。

■ 自己資本比率等*(連結)



規制要求を十分に上回る水準を維持

普通株式等Tier1比率は、純利益を積み上げる一方、リスク・アセットが増加したことから、前年度末比0.32ポイント低下の11.04%、総自己資本比率も同0.33ポイント低下の16.42%となりましたが、いずれも規制上の所要水準である6.00%、9.50%を十分に上回る水準を確保しています。

※ [バーゼルⅢとは]

バーゼル銀行監督委員会が2010年12月に公表し、日本では2013年3月末から段階的に導入された、国際的に活動する銀行の健全性を強化するための新たな自己資本比率規制のことです。バーゼルⅢでは、万一の損失を穴埋めでき、返済不要である普通株式と内部留保などからなる「普通株式等Tier1」等を新たに定義し、投資や融資などのリスク資産に対する割合(「普通株式等Tier1比率」等)を一定水準以上とすることが求められます。

用語集

金融再生法開示債権

金融再生法によって開示が定められているもので、以下の通りに区分されています。一般的に「不良債権」を示すものとして使用されているものです。

破産更生等債権

破産、会社更生、再生手続などにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準じる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態に陥っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性が高い債権です。

要管理債権

3カ月以上の延滞が発生したものや、金利減免などの貸出条件の緩和がなされた債務者に対する債権です。

自己資本比率等

バーゼルⅢ*における自己資本は、「普通株式等Tier1資本」「Tier1資本」「総自己資本」の3段階で構成されており、各々をリスク・アセットで除したものを「普通株式等Tier1比率」「Tier1比率」「総自己資本比率」と言います。

普通株式等Tier1資本

資本金、資本剰余金および利益剰余金など、自己資本の中でも中核的な位置付けの資本です。

Tier1資本

普通株式等Tier1に、優先株式など「その他Tier1資本」を加えたものです。

総自己資本

Tier1資本に、劣後債や劣後ローンといった負債性資本調達手段などのTier2資本を加えた資本の総額です。

当社の概要 (2017年3月末現在)

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内1-4-1
設立日	2002年2月1日(2011年4月1日 商号変更)
主な事業内容	信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、以下(1)～(6)を主な機能としています。 (1) グループ経営戦略企画機能 (2) 業務運営管理機能 (3) 経営資源配分機能 (4) リスク管理統括機能 (5) コンプライアンス統括機能 (6) 内部監査統括機能
資本金	2,616億872万5,000円
発行済株式総数	普通株式 390,348千株 (株式数は、千株未満を切り捨てて表示しています。)
上場証券取引所	東京(第一部)、名古屋(第一部)
証券コード	8309

格付情報 (2017年6月末現在)

		長期	短期
三井住友トラスト・ホールディングス	日本格付研究所 (JCR)	AA-	—
	格付投資情報センター (R&I)	A	—
	スタンダード&プアーズ (S&P)	A	A-1
	ムーディーズ (Moody's)	A1	P-1
三井住友信託銀行	フィッチ・レーティングス (Fitch)	A-	F1
	日本格付研究所 (JCR)	AA-	—
	格付投資情報センター (R&I)	A+	a-1

ウェブサイト

当グループの詳細はウェブサイトでご覧になれます。



三井住友トラスト・グループについて
http://www.smth.jp/about_us/



IRライブラリ
<http://www.smth.jp/ir/>



CSRの取り組み
<http://www.smth.jp/csr/>

- 本誌は銀行法第21条および第52条の29に基づいた説明書類です。
- 本資料には、将来の業績に関する記述が含まれています。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものであることにご留意ください。

2017年7月発行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 広報室
 〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1
 電話 03-6256-6000(代表)
 ホームページ <http://www.smth.jp/>



本冊子は環境に優しい植物油インキで印刷されています。

三井住友トラスト・ホールディングスは、環境保全に貢献したいとの思いから、本冊子に「FSC®森林認証紙」を使用しています。FSC®森林認証紙とは植林から伐採までのサイクルを適正に管理し、周りの生態系等にも十分配慮した森林の木材を原料にした用紙です。この用紙の使用は、社会・環境・経済に配慮した森林経営を支援し、森林保護にも役立ちます。